



案

新市庁舎整備基本構想

平成 25 年 3 月

横 浜 市

目次

はじめに

1 現庁舎の課題と整備の必要性 ······	2
2 新市庁舎整備の基本理念 ······	4
3 新市庁舎が備えるべき機能と建物に求められる性能 ······	6
4 新市庁舎の規模 ······	8
5 新市庁舎の整備場所 ······	11
6 今後の進め方と検討にあたって考慮すべき事項 ······	41

はじめに

昭和 34 年（1959 年）に開港 100 周年の記念事業のひとつとして建設された現庁舎（7 代目市庁舎）は、築 50 年以上を経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。建設当時、約 130 万人だった横浜市の人口も、現在は約 370 万人まで増加し、市民ニーズの多様化や社会環境に変化による業務の拡大に伴って、市庁舎周辺で勤務する職員は建設当時の 2 倍以上となる約 6,000 人になりました。その結果、市役所機能（執務室）が、現在、市庁舎以外に約 20 の民間ビル・市所有施設に点在しており、分散化による市民サービスや業務効率の低下、年間約 20 億円にのぼる民間ビル等の賃借料の負担という問題を抱えています。

新市庁舎の整備については、平成 3 年に「21 世紀にふさわしい市庁舎のあり方、条件など市庁舎整備の基本的構想に関する重要な事項」について、当時の市長から「横浜市市庁舎整備審議会」に諮問されました。平成 7 年には「横浜市市庁舎整備審議会」から、整備の必要性、基本的理念と機能、規模及び形態、建設候補地について答申を受け、事前調査や基金の積立などの準備を進めてきました。

経済状況等により計画が具体化されずに推移した時期もありましたが、平成 19 年に「新市庁舎整備構想素案」を公表し、20 年 3 月には、構想素案の考え方に基づき「北仲通南地区」の用地を取得し、候補地を「港町地区周辺」と「北仲通南地区」としました。

また、平成 21 年 4 月には、「新市庁舎整備を核とした事業手法検討委員会」から提言書を受領し、「関内・関外地区活性化推進計画」にその内容を反映させました。平成 22 年 12 月に策定した「横浜市中期 4 か年計画」では、「平成 25 年度までに新市庁舎整備基本計画を策定すること」を目標に掲げ、検討を進める中で、23 年 3 月に東日本大震災が発生しました。

従前からの課題に加え、災害時に司令塔としての役割を果たすために市庁舎を早期に整備すべきという声も受けて、平成 24 年 5 月、市会に「新市庁舎に関する調査特別委員会」が設置されました。

本基本構想は、新市庁舎の基本理念、機能、規模、整備場所等について、平成 24 年 6 月から 11 月にかけて、同委員会を中心に検討された内容を整理し、12 月から平成 25 年 1 月にかけて市民の皆様からのご意見を伺った上で、とりまとめたものです。

1 現庁舎の課題と整備の必要性

① 施設や設備の老朽化

現在の市庁舎は建築後 50 年以上が経過し、空調、電気、給排水など、設備全体の老朽化が進んでいます。また、高齢者や障害者等へ配慮したバリアフリーや、ユニバーサルデザインなどに対応した十分な施設整備がされていないことに加え、執務スペース、会議室及び倉庫の不足といった非効率的な執務環境を招いている状況です。

② 執務室の分散化

人口の増加や社会経済状況の変化に伴う業務量の拡大により、執務スペースが著しく不足し、現在では、市庁舎機能が約 20 の周辺の民間ビル・市所有施設に分散※しています。これにより、来庁者にとって分かりづらく不便であるなど市民サービスの低下を招いている他、年間約 19.5 億円(平成 22 年度)の賃借料等の経費支出や業務の非効率化を引き起こしています。※次頁「市役所機能を有するビル一覧（平成 23 年 5 月現現在）」参照

③ 市民対応スペースの不足

情報提供・市民相談・交流の場・文化芸術など様々な市民サービスを提供していますが、執務室の狭あい化や分散化のため市民対応スペースが不足しており、市民ニーズが多様化する中でその要請に十分に応えられておらず、市民サービス機能が不十分な状況です。

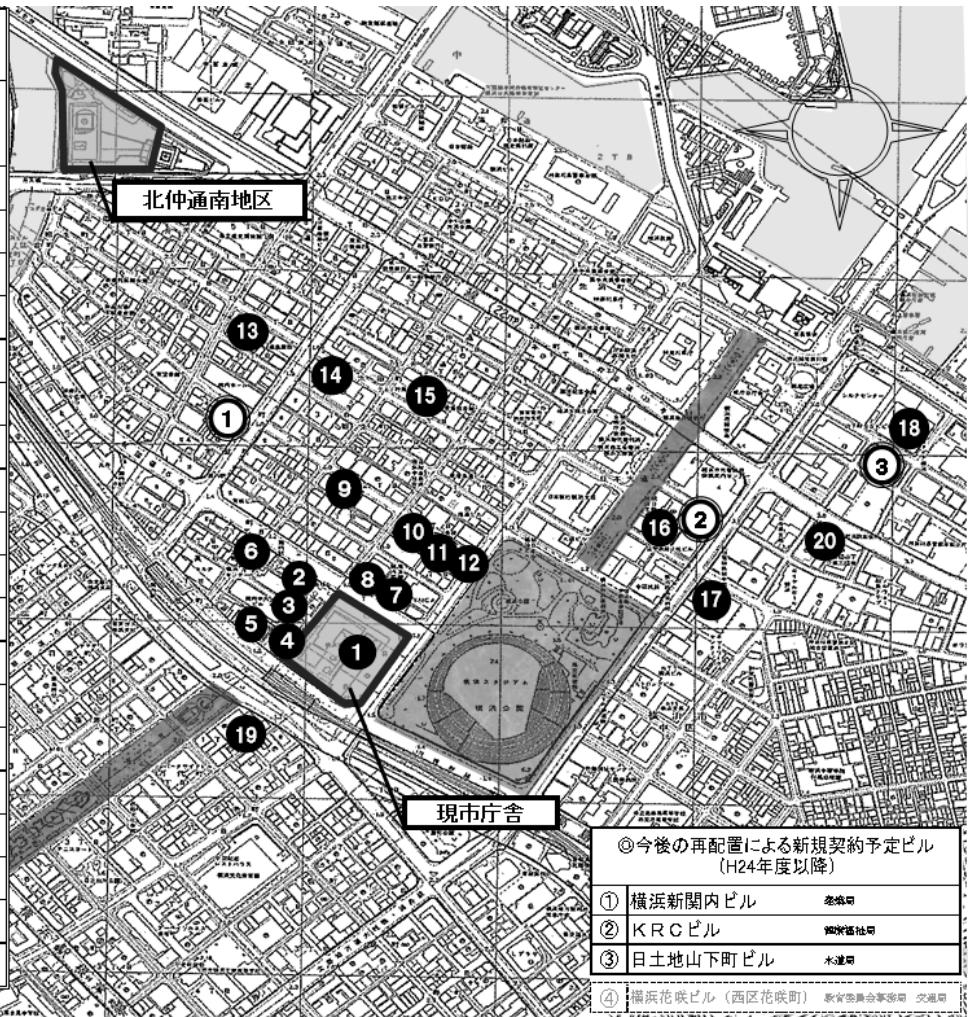
④ 社会状況への対応

情報化社会の進展に伴う I C T の活用や、多様化・複雑化する行政需要や課題に対し、柔軟に対応できる体制が求められます。また、大規模地震や新型インフルエンザなどの危機の切迫感が高まる中、防災拠点やセキュリティ対策などの危機管理機能の強化や、省資源・省エネルギーといった低炭素社会の実現に向け、環境と共生した市庁舎が求められています。

⑤ 災害対策

平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災では、建物内の什器等転倒により、災害時優先業務の開始が遅れた部署がありました。災害時における拠点として、安全を確保して業務を継続する重要性を再認識し、中長期的な震災対策の一環としても、地震、津波など様々な災害に即時に対応できる堅固な建物が必要です。

●市役所機能を有するビル一覧 (平成23年5月現在)	
(1) 本庁舎	政策局、総務局、対政局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、建設局、都市整備局、会計室、消防局、温暖化対策統括本部、議会局
(2) 関内駅前第一ビル	経済局、環境創造局、会計室、教育委員会事務局
(3) 関内中央ビル	対政局、健康福祉局、環境創造局、道路局、水道局、交通局
(4) 横浜関内ビル	市民局、建設局
(5) 関内駅前第二ビル	健康福祉局、選挙管理委員会事務局、監査事務局
(6) 尾上町ビル	健康福祉局
(7) 住友生命横浜関内ビル	こども青少年局
(8) 関内新井ビル	政策局、文化観光局、こども青少年局
(9) テーオービル	総務局
(10) 第一総業ビル	政策局、総務局、対政局
(11) 松村ビル	健康福祉局
(12) 松村ビル別館	総務局
(13) 横浜馬車道ビル	対政局
(14) J Nビル	建設局
(15) 横浜メディア・ビジネスセンター	経済局
(16) 横浜朝日会館	人事委員会事務局
(17) 昭和シェル山下町ビル	建設局
(18) 産業貿易センター	港湾局
(19) 教育文化センター	教育委員会事務局
(20) 研修センター	総務局



2 新市庁舎整備の基本理念

新市庁舎は、「新しい『横浜らしさ』を生み出す」象徴として、「横浜市基本構想」（長期ビジョン）で掲げた都市像の構成要素である「市民力（市民の活力と知恵の結集）」と「創造力（地域の魅力と創造性の発揮）」により、横浜ブランドを体現し、国内外に横浜市の魅力を発信する存在であることが望まれます。

「横浜らしさ」とは、多様で豊富な人材と活発な市民活動であり、開港以来培ってきた、「進取の気風」や「開放性」です。

新市庁舎の整備にあたっては、このような横浜らしさを生かしながら、様々な新しい課題の解決に向けて積極的に取り組んでいる姿勢を明確に打ち出すこととし、平成19年度に公表した「新市庁舎整備構想素案」の基本的理念等を踏まえ、次の5つを新市庁舎整備の基本理念とします。

①的確な情報や行政サービスを提供し、豊かな市民力を活かす開かれた市庁舎

- 現在の市庁舎では、市民への情報提供・相談機能として市民情報室・市民相談室を備えていますが、広さも十分ではなく、プライバシーの確保も難しい状況です。これらの機能について、市民が気軽に訪れられるよう、情報提供・案内・相談機能を拡充します。
- 市民に身近な議会となるよう、傍聴スペースの拡充等、機能の充実を図ります。
- 多様化する課題に様々な市民・団体が積極的に参加できるよう、協働できる環境の整備を検討します。

②市民に永く愛され、国際都市横浜にふさわしい、ホスピタリティあふれる市庁舎

- 誰にでもわかりやすい庁舎となるよう、設備、色調、デザインなどあらゆる面でユニバーサルデザインを徹底し、利便性の高い庁舎を整備します。
- 国内外から様々なお客様をお迎えできるよう迎賓機能を強化するほか、市役所を訪れた来庁者が憩えるロビー空間の提供を目指します。
- まちのシンボルとなり、市民が誇れるよう、周辺環境や都市景観に調和した親しみの持てるデザインを検討します。

③様々な危機に対処できる、危機管理の中心的役割を果たす市庁舎

- 災害時の司令塔として迅速に対応できるよう、様々な災害への対応を想定した市庁舎を整備します。
- 「官庁施設の総合耐震計画基準」（※1）を参考に、通常の建物の1.5倍の高度な耐震性能を確保します。
- 市民への開放スペースを確保しつつ、行政情報、個人情報保護を徹底するためのセキュリティに配慮（立ち入りを制限するスペース及び時間帯）します。

④環境に最大限配慮した低炭素型の市庁舎

- 自然光や自然風の利用など、様々な先進的な環境設備・機能を導入し、エネルギーコストの削減及び環境負荷の低減を目指します。
- 効率的なエネルギー利用を図るため、ビル管理システムの導入を検討します。
- C A S B E E 横浜認証制度（※2）による環境性能効率の評価でSクラスを目指します。

⑤財政負担の軽減や将来の変化への柔軟な対応を図り、長期間有効に使い続けられる市庁舎

- 財政負担を軽減し、街に活気を生み出すために、オフィスや商業施設など民間が入居できるスペースの確保を検討します。
- 大都市制度の導入や将来の組織変更などを見据え、柔軟に対応できる執務スペースを整備します。
- 建物の長寿命化を図るため、無駄のないシンプルな建物とともに、大規模修繕・設備更新を考慮した効率的・計画的な庁舎管理を行います。
- 庁舎として備えるべき性能については、「官庁施設の基本的性能基準」(※3)等を参考に一定の性能を確保します。
- あらゆる分野でＩＣＴを活用し、市民サービスの向上や業務の効率化を図ります。

※1 官庁施設の総合耐震計画基準：国土交通省が官庁施設として必要な耐震性能について定めた基準

※2 CASBEE横浜認証制度：建築物の環境品質・性能と環境負荷を同時に評価するシステム。総合的に算出した「建築物の環境性能効率」をS～Cの5段階で格付けする。

※3 官庁施設の基本的性能基準：国土交通省が官庁施設に求められる社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性に関する性能の水準を定めた基準

3 新市庁舎が備えるべき機能と建物に求められる性能

新市庁舎の基本理念や市庁舎整備審議会答申の考え方、以降の議論などを踏まえ、新市庁舎が備えるべき機能と、建物に求められる性能について、次のように整理しました。

(1) 新市庁舎が備えるべき機能

① 行政機能 (執務機能、会議機能)

- 民間ビル等に分散している部局を集約して、来庁者の利便性と業務の効率性を高めます。
- 執務室や会議室は、効率的な利活用を前提とし、必要な機能・規模を確保します。
- 執務室は、将来の組織改編や人員増減に柔軟に対応できる構成とします。
- 来庁者に開かれた市庁舎を前提としつつ、行政文書や個人情報保護のために必要なセキュリティを強化します。
- 横浜の歴史・文化・発展などの魅力を伝えることにも考慮して、迎賓機能を充実させます。

② 議会機能

- 効率的な議会活動が行えるよう、議場等を拡充し、必要な規模を確保します。
- 開かれた議会を目指すとともに、必要に応じたセキュリティ強化を図ります。
- 将来の議会の改革・改編に柔軟に対応できる構成とします。
- 横浜の歴史・文化・発展などの魅力を伝えることにも考慮して、迎賓機能を充実させます。

③ 市民利用機能 (ロビー機能、情報提供・相談機能、市民協働機能)

- お年寄りから子どもまで誰もが気軽に集い、親しみ、憩えるロビー空間を設置します。
- 市民の要望に的確に情報提供ができるよう情報センター機能を充実させます。
- 市政や市民生活に関する相談に対応でき、プライバシーにも配慮した、相談機能を充実させます。
- 市民の参画と協働を促進するための機能を整備・拡充します。

④ 危機管理機能

- 高い耐震性や安全性を確保した庁舎とし、災害時の迅速な初動体制を確保します。
- 災害対策本部を開設・維持するためのシステムや、物資及び資機材等を整備・備蓄して有事に備えます。
- 庁舎内のセキュリティを強化し、危機発生時に支障なく対応できる庁舎とします。
- 津波避難ビルとしての機能を確保します。

(2) 建物に求められる性能

① 耐震性と安全性の確保

震災時には、災害対策本部として災害対策の指揮及び情報伝達等を担う必要があることから、高い耐震性と安全性を確保した市庁舎とします。

- 震災後に大規模な補修をすることなく使用できるよう、耐震性を確保した構造とします。
- 震災時に、災害対策本部や発災直後に優先度が特に高い業務を担う部署が機能できるよう電力・通信機能を確保します。
- 地震等の被害を想定したバックアップ設備や電源の配置を行います。
- 周辺環境を考慮した上で、津波発生時には、市民や来街者が緊急避難できる場所を確保します。

② 高い経済性の追求

効率的な執務環境にするとともに、スペースを有効に使用し、合理的かつ効率的に建物が管理できる市庁舎とします。

- 経済性・効率性が高い市庁舎とするために、ライフサイクルコストを踏まえた設計・設備・配置とします。
- 将来的な設備更新・改修を考慮し、維持管理費の低減と長寿命化を実現します。
- 省エネルギー技術や再生可能エネルギーを導入して、環境負荷及び光熱水費の低減を図ります。
- 民間での先進事例なども参考にしながら、将来の行政ニーズや組織の変化に柔軟に対応できる執務空間を計画します。

③ 環境への配慮

環境最先端都市を目指し、地球温暖化対策を主導・促進する立場であることを踏まえ、環境に最大限配慮した市庁舎とします。

- 建設から解体等までの市庁舎のライフサイクル全体を通じて環境負荷の低減を図ります。
- エネルギーコストを低減し、省エネルギーを実現するための先進的な技術を導入します。
- 地球環境保全のため、間伐材など資源の再利用や自然エネルギーの利用を図ります。

④ セキュリティへの配慮

来庁者に開かれた市庁舎とすることを前提として、個人情報保護及び行政文書の管理の徹底や防犯上の観点から、セキュリティに配慮した市庁舎とします。

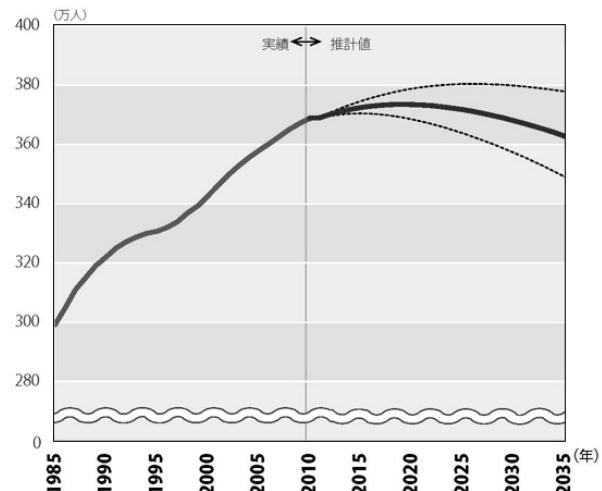
- 行政文書の管理や個人情報保護等の観点から執務室のセキュリティを強化します。
- 時間外や閉庁日は、システム等によって入退室を適正に管理します。
- 市長室や重要倉庫などについては、それぞれの特性に応じた適切なセキュリティを確保します。

4 新市庁舎の規模

(1) 規模を算定する上で前提となる条件

① 計画人口

平成22年度国勢調査による人口を基準にした将来人口推計（コードトト要因法を用いて推計）では、横浜市的人口は、2019年（平成31年）に約373万6千人でピークを迎える、その後、2060年には320万人程度まで減少すると想定されています。



② 関内地区の職員数

平成24年5月時点での関内地区に勤務する横浜市職員（嘱託・再雇用・アルバイト等を含む）の数は、市庁舎に約1,600人、周辺民間ビル等に約4,300人の合計約5,900人であり、近年はやや増えています。

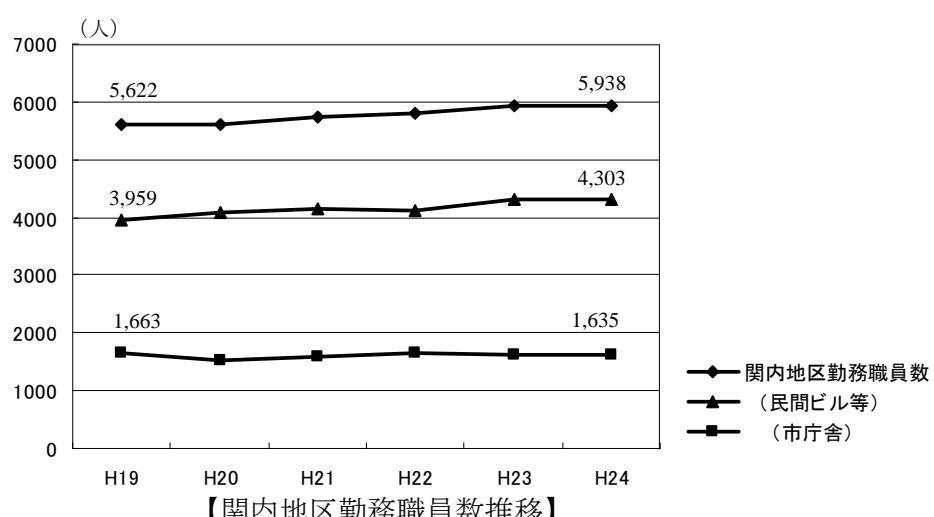
市民サービスの最前線である区役所では、業務量が人口に比例する関係が見られます。市庁舎業務については、人口よりも市民ニーズの多様化が業務量に影響すると考えられます。

また、地方分権の進展に伴う国や県からの権限移譲、とりわけ特別自治市制度の創設による事務移譲及び職員・施設の移管、あるいは、これまで以上の区役所への分権や機能強化の推進により、関内地区に存在する組織や業務の拡大・縮小が予測されます。

さらには、不断の行政改革による簡素で効率的な執行体制づくりや事務・事業の見直し、I C Tの活用による事務全体の最適化などにより、職員数が減ることも予測されますが、現時点での具体的な内容を確定することは難しいと考えられます。

従って、新市庁舎の執務・会議スペースを算定するための職員数は、現在の関内地区勤務職員数と同規模の約5,900人とします。

ただし、組織・業務の拡大・縮小が実施されることを想定して、スペースについてはフレキシブルに対応できる建物とすることが必要と考えられます。



③ 現庁舎の規模

現在、市庁舎及び周辺民間ビル等に分散している諸室の面積（共用部・駐車場面積を除く）を機能ごとに分類すると、次のように整理されます。（平成20年調査による）

(単位: m²)

用途		市庁舎	民間ビル等※1	合計	備考
行政機能	事務室※2	8,110 (うち特別職 閑連室:466)	29,144	37,254	職員一人当たりの規模 平均:約 7.3 m ² (市庁舎:約 5.8 m ² 民間ビル等:約 7.8 m ²)
	書庫・倉庫	1,587	2,503	4,090	ほか、2,880 m ² の外部倉庫有
	会議室	1,016	3,191	4,207	
	その他諸室	1,703	1,471	3,174	食堂、健康管理関係室、印刷・コピー・集配室、守衛室等
市民利用機能		580	—	580	市民相談室、市民情報センター等
危機管理機能		1,907	—	1,907	危機管理センター、災害用備蓄庫
議会機能		3,748	—	3,748	
その他	郵便局・銀行	302	—	302	
	研修室等	—	12,472	12,472	教育文化センター(研修室・市民ギャラリー等)
合 計		18,953	48,781	67,734	

※1 関内中央ビル、関内駅前第一ビル、関内駅前第二ビル、松村ビル、松村ビル別館、横浜関内ビル、朝日会館、第一総業ビル、JNビル、産業貿易センター、住友生命横浜関内ビル、横浜馬車道ビル、昭和シェル山下町ビル、横浜ニューポートビル、尾上町ビル、テーオービル、教育文化センター

※2 市民相談室、市民情報センターは「市民利用機能」、危機管理センターや議会局事務室はそれぞれ「危機管理機能」「議会機能」で計上しているため、除いている。また、教育文化センター内事務室については、その他「研修室等」に含めて計上している。

(2) 概算面積の算定

新市庁舎には、港町1丁目に建つ市庁舎及び関内駅周辺の民間ビル等に入っている市の組織(局、事業本部、行政委員会等)及び市会が入るものとして、面積を算定しました。

- 一般事務室（想定職員数：5,650人 残り250人は市民利用機能・危機管理機能等の諸室で勤務）：総務省の起債基準及び国土交通省庁舎一般營繕基準、現庁舎の規模等を参考に一人当たり面積に職員数を乗じて算定
- 書庫・倉庫：総務省や国土交通省の基準及び現状を踏まえて算定
- 会議室、市民利用機能、危機管理機能など：積み上げ方式により面積を算定
- 議会機能：「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」（市会議長諮問機関）での検討結果（平成24年11月）を反映（詳細は、参考資料4参照）
- 廊下、エレベーター、トイレ、機械室などの共用部分：建物全体の合計の40%として算定

以上の算定結果をまとめると、次の表のとおりとなります。

新市庁舎の規模は、専用部面積で約6万～8万m²、共用部も含んだ面積で約10万～13万m²をベースとし、今後さらに詳細な検討を進めていくこととします。（駐車場を除く）

なお、平成7年の「横浜市市庁舎整備審議会」答申における新市庁舎の規模（全体で17万m²～19万m²程度）に比べ、30%から40%程度コンパクトな想定規模となっています。

			面積(m ²) (A) (B)	(A : 最小限の規模 B : 最大限の規模)
行政機能	事務室	一般事務室	41, 200～46, 300	A : 現庁舎の職員一人あたりの平均面積(7.3 m ²)×職員数(5, 650人) B : 総務省地方債事業算定基準による面積(8.2 m ²)×職員数
		特別職関連室	500～ 800	A : 現庁舎の規模(市長・副市長執務室、応接室、待合等) B : 応接室、待合スペースなどの拡充
	書庫・倉庫		4, 100～ 6, 100	A : 現庁舎の規模 B : 総務省地方債事業費算定基準による試算結果
	会議室		4, 200～ 5, 400	A : 現庁舎の規模 B : 高い稼働率の緩和のため、共用会議室を現状の7割程度拡充、迎賓機能を持つ特別会議室の設置
	その他諸室		2, 000～ 3, 200	A : 食堂はビル内の民間機能で担うことと想定し、現庁舎の規模から食堂を除いた規模 B : 現庁舎の規模
議会機能 ※1		7, 900～ 9, 000	A : 議場450m ² 、常任委員会室140m ² /室、議員控室15m ² /人 B : 議場600m ² 、常任委員会室170m ² /室、議員控室20m ² /人	
市民利用機能		600～ 1, 900	A : 現庁舎の規模(市民相談室・市民情報室) B : ロビー空間や市民協働促進スペース、総合案内などの設置 市民相談室・市民情報室における相談ブースなどの拡充	
危機管理機能 ※2		1, 900～ 2, 000	A : 現庁舎の規模 B : 事務室(災害対策本部を開設・維持するためのシステム、物資及び機材等の整備)及び庁舎内備蓄庫等の拡充	
専用部合計		62, 400～ 74, 700	○行政部門(行政・市民利用・危機管理機能の合計) : 54, 500～65, 700 m ² ○市会部門(議会機能) : 7, 900～9, 000 m ²	
共用部		41, 600～ 49, 800	全体の40%と想定 ○行政部門 : 36, 400～43, 800 m ² ○市会部門 : 5, 200～ 6, 000 m ²	
合計 ※3		104, 000～124, 500	○行政部門 : 90, 900～109, 500 m ² ○市会部門 : 13, 100～ 15, 000 m ²	

※1:議会機能部分の面積については、「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」(市会議長諮問機関)での検討結果(平成24年11月)による。(専用部分で7,900～9,000 m²、共用部分を含む合計で13,100～15,000 m²)

※2:災害時の危機管理対策の統括機能(災害対策本部)が、新市庁舎内に整備されることや、大規模災害発生時のリスクを分散させる観点から、消防局については新市庁舎に集約しないこととする。

※3:駐車場面積は別途算出するものとして、合計には含まれていない。

5 新市庁舎の整備場所

(1) 整備候補地と整備パターン

「横浜市市庁舎整備審議会」答申では、新市庁舎の建設候補地として、交通利便性、地区的機能集積、周辺への波及効果、シンボル性・歴史性等の観点から「港町(現庁舎)地区」「北仲通地区」「みなとみらい21高島地区」の3地区があげられましたが、その後、平成19年に「新市庁舎整備構想素案」を策定し、20年には、新市庁舎整備にかかわって様々に活用できる土地(種地)として北仲通南地区を取得しました。

その結果、新市庁舎整備のパターンは、「北仲通南地区での整備案」「港町地区での整備案」「北仲通南地区と港町地区での分庁整備案」の3つに絞られました。

地 区	北仲通南地区	港町地区
位置	中区本町6丁目 	中区港町1丁目 
周辺環境	馬車道駅(みなとみらい線)から徒歩1分 桜木町駅(JR、市営地下鉄)から徒歩5分	関内駅(JR、市営地下鉄)から徒歩1分
敷地面積	約 13,500 m ²	約 16,500 m ²
現 况	更地	市庁舎
主な 都市計画 制限等	用途地域：商業地域 容積率の最高限度：1,080% 高さの最高限度：190m 北仲通南地区再開発地区計画 北仲通南地区第二種市街地再開発事業	用途地域：商業地域 容積率の最高限度：800% 高さの最高限度：31m (横浜市市街地環境設計制度により 75mまで緩和可能)

そこで今回、この3つの整備パターンである

- ①北仲通南地区での整備案
- ②港町(現庁舎)地区での整備案
- ③北仲通南地区と港町(現庁舎)地区での分庁整備案

について、それぞれ建物の具体的な計画内容を想定し、事業期間、収支シミュレーション、財政健全化に与える影響、整備しない候補地・建物の跡利用や活用の方向性、地震・津波・液状化の影響と対策などについて比較・検討を行いました。

《整備案の比較・検討にあたっての考え方》

敷地・施設計画の検討について

- 両整備候補地において、本市所有地を建物敷地と想定して検討しました。
- 敷地条件から建設可能なほぼ最大限の規模の建物を建設する計画としました。
- 行政部門の面積は約 100,000 m²（専用部で 60,000 m²）、市会部門の面積は、横浜市市庁舎整備審議会」答申等に基づく約 12,000 m²（専用部分で 7,000 m²）として試算しました。

事業費、事業手法の検討について

- 事業費及び施設規模については、できる限り合理的な推計を行いましたが、現時点では概算値であり、基本計画の段階で、より詳細な検討を行います。
- 建物内に余剰床が発生する場合や、新市庁舎の敷地以外に土地の余裕スペースが発生する場合は、街の賑わいや活力を創出するとともに、来庁者や来街者等の利便性を向上させ、あわせて当事業における本市の財政負担を軽減するために、オフィス・商業施設などの民間機能の導入を図る計画としました。
- 建物の建設や維持・管理については、コストの縮減とともに、市内企業の参入機会確保など、地域経済の活性化が図れるような手法を検討します。
- 新市庁舎の整備財源については、市債を発行して市自ら調達することとしました。ただし、港町地区周辺で新市庁舎を検討するパターンにおいて、北仲通南地区に建設する仮庁舎については、起債の対象外となるため、民間資金を活用した手法で検討しました。
- 市債発行を行う場合でも、財政の持続可能性を維持することが不可欠であるため、仮に市庁舎を整備しない場合には、恒常に支出し続けなければならない費用（民間ビル賃借料や現庁舎の管理・修繕費 23.06 億円／年）及び民間への余剰床の賃貸料等を所与の財源とし、市債の償還費用及び管理・修繕費用を賄うことができるのか、また、それ以外に新たな一般財源を投入しなければならないとすれば、どの程度の規模になるのかという視点で事業収支を試算しました。

新市庁舎を整備しない候補地の検討について

- 各パターンにおいて、新市庁舎を整備しないことになる地区についても、関内・関外・みなとみらい 21 地区をつなぐ結節点にふさわしい機能の導入を検討しました。
- 新市庁舎整備を契機に、地区周辺の活性化につなげていけるよう、市有地の利用策や周辺民間事業者のまちづくりへの支援策を検討します。

(2) 整備案の比較検討

① 北仲通南地区での整備案

《整備案の概要》

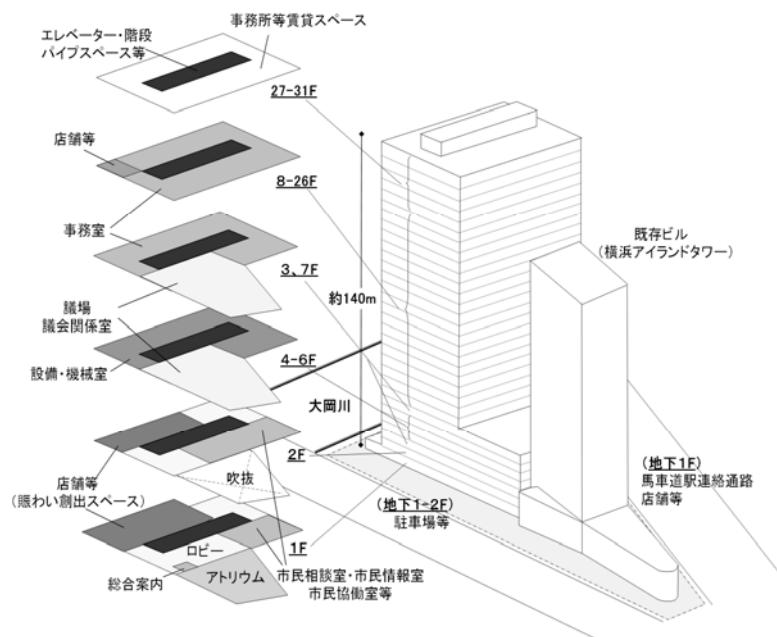
- 北仲通南地区：新市庁舎を建設（余剰床は賃貸）
- 港町地区：現庁舎のうち行政棟は改修して賃貸、市会棟は解体・撤去して土地を賃貸

《計画概要》

- 建物の概要：高さ約140m 31階建て

延床面積：145,000 m² (行政部門100,000 m²、市会部門12,000 m²、余剰床33,000 m²、駐車場除く)

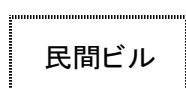
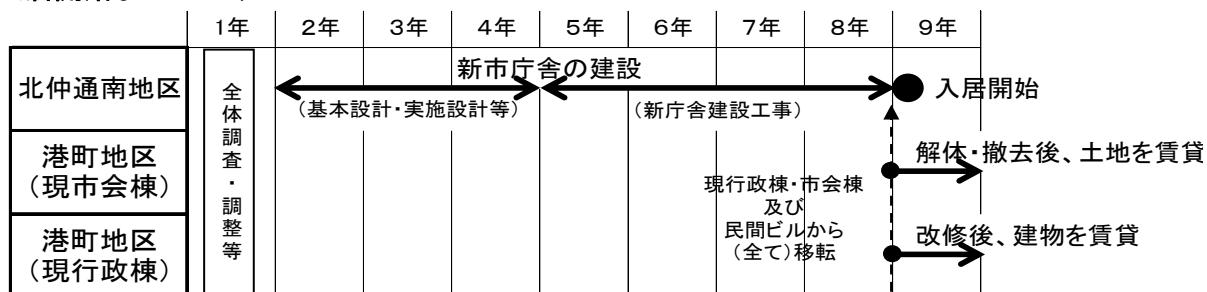
○新市庁舎のイメージ



想定面積合計	164,000 m ²	行政部門	市会部門	余剰床
専用・共用部分合計	145,000 m ²	100,000 m ²	12,000 m ²	33,000 m ²
専用部分	87,000 m ²	60,000 m ²	7,000 m ²	20,000 m ²
共用部分	58,000 m ²	40,000 m ²	5,000 m ²	13,000 m ²
駐車場	19,000 m ²			19,000 m ²

※市会部門の面積、配置については、「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」での検討結果を踏まえて再検討します。※駐車場は容積率制限対象外 ※値は端数処理しています。

○入居開始までのスケジュール



※引越し回数：1回

○新市庁舎建設費等

約 603 億円（建設費 約 574 億円、設計費等 約 29 億円）

○収支シミュレーションの条件

庁舎という性格から、管理運営面での民間ノウハウの導入効果は、限定的であるため、市内経済の活性化など、幅広い視点からより効果的な方策を検討します。

したがって、新市庁舎の建設は、市が直接発注するものとします。

○試算条件

建設費・設計費等の調達方法

- ・市債：約 457 億円
- ・一般財源：約 146 億円（余剰床部分は起債対象外）

現行政棟改修費の調達方法

- ・一般財源：約 30 億円（賃貸目的のため起債対象外）

民間ビル賃借料・現庁舎維持管理費等

- ・新市庁舎への入居から市債償還終了までの間は、恒常に支出し続けなければならぬ費用（民間ビル賃借料（約 20.60 億円/年）及び現庁舎維持管理費等・計画修繕費（約 2.46 億円/年））を所与の財源とします。

《収支シミュレーションの結果》

○行政・市会部門としての必要面積を確保した上で、さらに 20,000 m²の余剰床を持つ計画となります。この余剰床は起債対象とはならないため、建設費等の約 1/4 にあたる 146 億円は、一般財源で負担することになります。これに、行政棟の改修費（30 億円）や耐震改修時に発行した市債の繰上償還費（31 億円）、移転・退去修繕費（12 億円）などを加えた 251 億円が、事業着手から入居開始までの 9 年間に発生する一般財源負担額となります。

○入居翌年（10 年目）からは、市債償還費と新市庁舎の維持管理費及び計画修繕費等が新たな支出として発生します。一方、恒常に発生していた民間ビル賃借料（年間 20 億円）が不要になりますので、これを収入と見なし、北仲通南地区建物の余剰床や港町地区の土地・建物を民間に貸して得られる賃料収入（年間 19 億円）と合わせると、毎年の収入が支出を上回りますので、市債の償還が終わる 38 年目までの 29 年間に、新たな一般財源負担は発生しません。

○10 年目以降の収支黒字分の積立額は、35 年目に、当初に負担する一般財源相当額（251 億円）に達します。

○市債償還終了翌年（39 年目）からは、恒常に発生していた民間ビル賃借料を収入と見なさなくとも、継続的に発生する賃料収入だけで建物の維持管理及び計画修繕費が賄えることになります。

○財政健全化の観点から、実質公債費比率（1 年間の収入に対する借金返済の負担額割合）に与える影響を検証すると、市債の償還費用の与える影響は、30 年間の平均で約 0.3 ポイントとなります。

《新市庁舎を整備しない候補地・建物の跡利用や活用の方向性》

○「横浜都心部グランドデザイン」における関内地区の位置づけ

平成 21 年 3 月に横浜都心部の都市ブランド力を向上させるために、横浜都心部である、横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区及び関内・関外地区を対象に、「横浜都心部グランドデザイン」を作成し、まちづくりの方向性や各地区の役割分担を明確にしました。

関内地区は、横浜開港の歴史と横浜都心の核として発展していくために、以下の機能を高めていくこととされています。

- ・中心地を支える行政機能
- ・教育・文化・芸術・スポーツ機能
- ・歴史を活かした観光
- ・特色ある専門店

○港町地区周辺の跡利用などの考え方

港町地区周辺は、乗降客数が一日あたり約 16 万人の関内駅の直近に位置し、就業人口が横浜都心部で最も多く、業務・商業施設が集積しています。

また、関内地区には教育・文化・芸術・スポーツ機能などが多く立地しているため、独自の魅力があり、その中心に位置する港町地区周辺は高いポテンシャルがあると考えます。

そこで、港町地区周辺は、新市庁舎整備を契機に、そのリーディングプロジェクトとしてこれまでの業務・商業機能に加えて、魅力ある立地特性を活かした以下のような機能を導入することにより、関内・関外地区全体の活性化やブランド力の向上につなげていきます。

大学（教育施設）

一般学生を対象としたものにとどめず、社会人大学や大学サテライトオフィスなどの導入を検討します。さらに、大学の立地を活かした研究機関や関連産業の集積が促進する仕組みづくりもあわせて検討します。

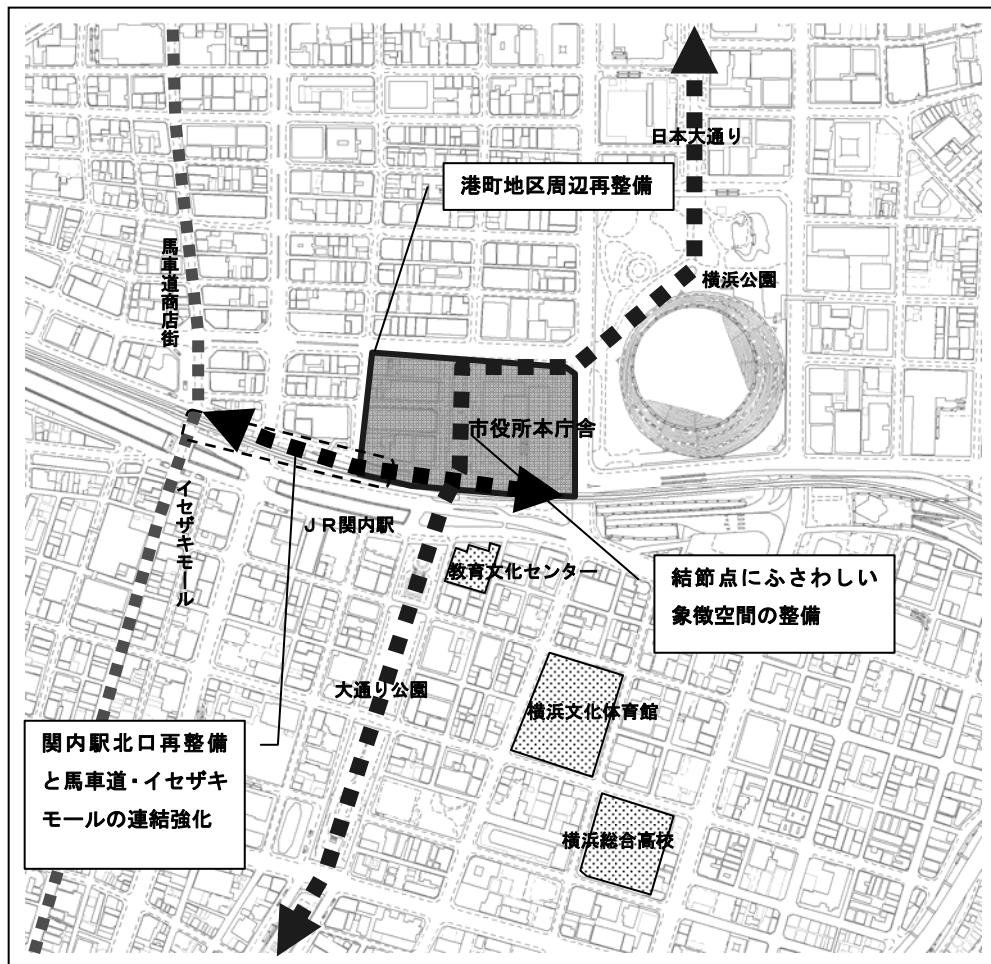
文化・芸術・スポーツ

駅前という立地の良さや周辺の施設との連携を考慮した文化・芸術・スポーツ機能の導入を検討します。

さらに、新市庁舎整備を契機として、以下の取組をあわせて行います。

- ・現在、市役所が入居している民間ビルの再整備検討の継続的な支援
- ・教育文化センターや横浜総合高校などの市有地の跡地利用の検討
- ・ぐすのき広場の象徴空間としての再整備の検討
- ・港町地区周辺と北仲通南地区を結ぶネットワーク動線の強化

現在事業中の関内駅北口再整備、馬車道・イセザキモールの連結強化に加え、今後、馬車道駅方面へのアクセス強化、新たな交通モードの導入などを検討します。



②港町地区での整備案

港町地区に新市庁舎を整備する場合、北仲通南地区においては、本市が北仲通南地区第二種市街地再開発事業の特定建築者であるため、当該地に建築物を建築することが前提となります。

《北仲通南地区第二種市街地再開発事業における本市の役割》

○経緯

新市庁舎整備構想素案（平成19年12月）において、新市庁舎整備について様々なに活用できる土地（種地）の確保が必要であるとされました。その後、関係者との調整を進め、20年2月の市会の議決を経て、3月に、本市は市街地再開発事業の完成後の建築物の床を取得することを目的として、再開発事業の施行者である都市再生機構（UR）に代わって施設建築物を建築する特定建築者となりました。

（参考）

- ・平成19年12月 まちづくり調整・都市整備委員会で新市庁舎整備構想素案を説明
- ・平成20年2月 市会本会議で北仲通南地区の敷地譲渡に関わる補正予算を議決

○特定建築者とは

- ・市街地再開発事業において、施行者に代わって施設建築物を整備し、完成後にその床を取得する者。
- ・特定建築者は、建築計画に従って特定施設建築物を建築しなければならない。

【都市再開発法】

○再開発事業の状況について

- ・北仲通南地区は、都市再生機構（UR）が施行している「北仲通南地区第二種市街地再開発事業」の事業区域内であり、現在事業中です。
- ・再開発事業の第一工区（横浜アイランドタワー）は既に完了しています。
- ・本市は特定建築者であるため、第二工区に建築物を整備しなければなりません。



○市街地再開発事業の敷地について

- ・北仲通南地区は市街地再開発事業の区域として都市計画決定されています。この区域内は、北仲通南地区再開発地区計画により建築物の用途や形態的な制限が都市計画決定されています。
- ・当該地に建築する建築物は、この北仲通南地区再開発地区計画の内容に沿って建築しなければなりません。

○北仲通南地区再開発地区計画で定められた制限について

「北仲通南地区再開発地区計画」により土地利用や形態の制限を受けます。
(以下一部抜粋)

区域の整備及び開発に関する方針

○土地利用の基本方針

業務施設を中心に都心部にふさわしい機能を導入するとともに、街のにぎわいを形成するために商業施設等の立地を図る。

○建築物等の整備の方針

- ・みなどみらい 21 地区と既存都心部である関内地区の接点であることを象徴する超高層建築物とする。
- ・周辺の街並との調和を図るために建物の高さについては、既存の街並との連続性を考慮するとともに、敷地内においても建築物の高さを段階的な構成とする。
- ・アトリウム（人が集う屋根付きの広場空間）、ペデストリアンデッキ及び歩行者用通路等、快適な歩行者空間づくりを行い、街のにぎわいを生み出す。

再開発地区整備計画

○建築物等の用途の制限

次に掲げる建築物は、建築してはならない。

- ・住居の用に供するもの
- ・ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所 等

○容積率の最高限度

1,080%

②-1 港町地区での整備案その1

《整備案の概要》

- 港町地区：現庁舎のうち行政棟は改修して新市庁舎として利用、
市会棟は解体・撤去して新市庁舎(増築棟)を建設
改修後の現行政棟及び市会棟跡地の増築棟だけでは、
床面積が不足するため、教育文化センター跡地にも新市庁舎(新築棟)を建設
- 北仲通南地区：建築物を建設し、仮庁舎として使用(余剰床は賃貸)
新市庁舎に移転後は、建物全体を賃貸

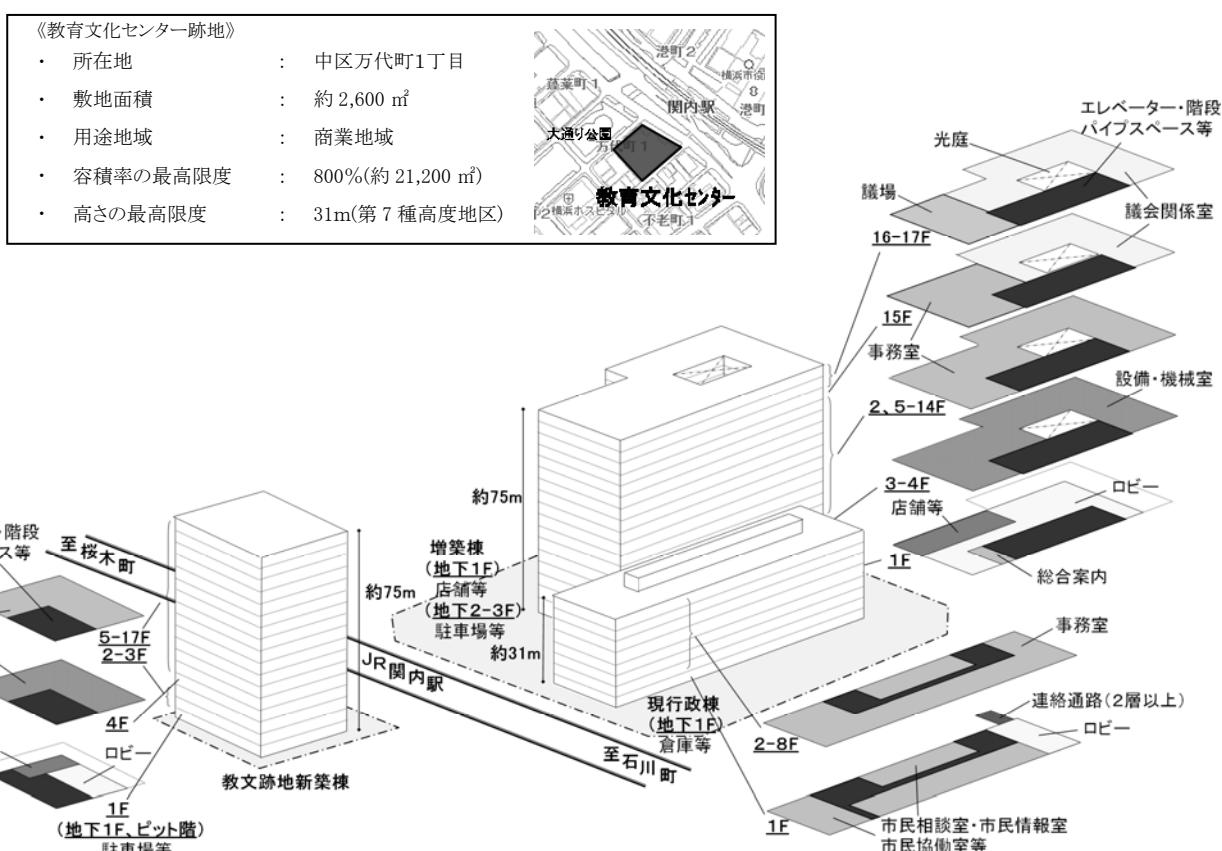
《計画概要》

○新市庁舎の概要

現行政棟（改修）：高さ 31m 8階建て 延床面積 21,000 m²
 現市会棟跡地増築棟：高さ約 75m 17階建て 延床面積 66,000 m²
 教文跡地新築棟：高さ約 75m 17階建て 延床面積 22,000 m² ※いずれも駐車場除く

○仮庁舎（北仲通南地区）の概要：高さ約 140m 31階建て 延床面積：145,000 m² (駐車場除く)

○新市庁舎のイメージ



想定面積合計	121,000 m ²	現行政棟		現市会棟跡地増築棟		教文跡地新築棟
		行政部門	市会部門	行政部門	市会部門	
専用・共用部分合計	109,000 m ²	21,000 m ²	54,000 m ²	12,000 m ²	22,000 m ²	
専用部分	67,000 m ²	14,000 m ²	33,000 m ²	7,000 m ²	13,000 m ²	
共用部分	42,000 m ²	7,000 m ²	21,000 m ²	5,000 m ²	9,000 m ²	
駐車場	11,000 m ²	—		9,000 m ²	2,000 m ²	
店舗(余剰床)	1,000 m ²	—		1,000 m ²	— m ²	

(行政部門:97,000 m²、市会部門:12,000 m²)

※市会部門の面積、配置については、「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」での検討結果を踏まえて再検討します。※駐車場は容積率制限対象外 ※値は端数処理しています。

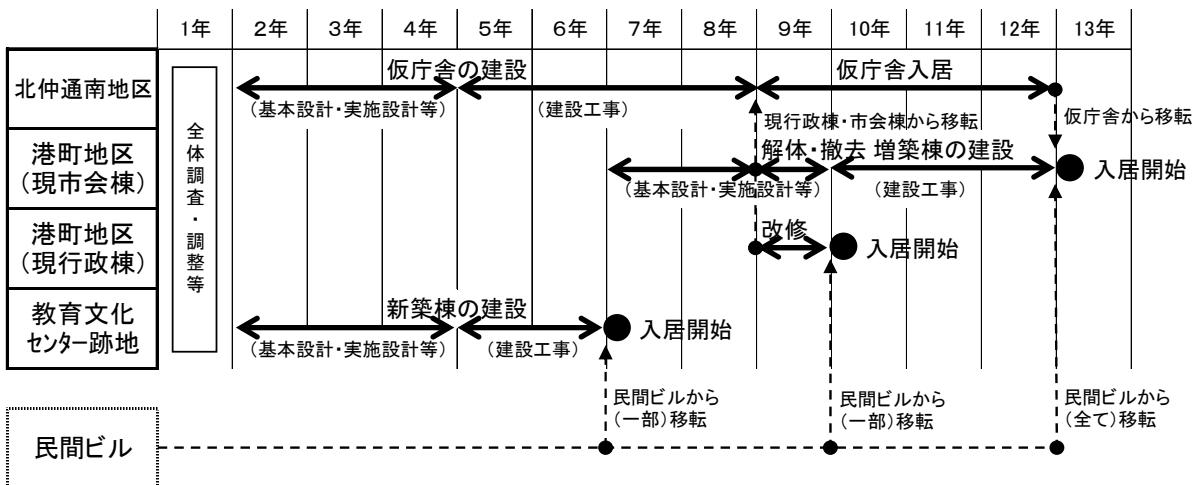
○仮庁舎（北仲通南地区）のイメージ

- ・建設可能な最大限の規模、約 145,000 m²（駐車場除く）の建物を建設し、仮庁舎として使用、発生する賃貸可能な余剰床約 69,000 m²を事務所等のオフィス機能や店舗等の商業機能として賃貸します。
- ・新市庁舎への移転後は、建物全体を賃貸します。

想定面積合計	164,000 m ²	行政部門	市会部門	余剰床
専用・共用部分合計	145,000 m ²	23,000 m ²	7,000 m ²	115,000 m ²
駐 車 場	19,000 m ²	19,000 m ²		

※駐車場は容積率制限対象外 ※値は端数処理しています。

○入居開始までのスケジュール：



※引越し回数：4回

○新市庁舎建設費等

約 398 億円（建設・改修費 約 380 億円、設計費等 約 18 億円）

○仮庁舎建設費等

30 年間で約 1,100 億円（建設費、金利、維持管理費等）

○収支シミュレーション

本市が北仲通南地区第二種市街地再開発事業の特定建築者であるため、北仲通南地区に建築物を建設し、仮庁舎として使用します。

北仲通南地区に建設する建築物については、仮庁舎として一時的に使用するものの、本来的には民間等向けの業務ビルとなるため起債の対象外となり、全て一般財源により建設することは困難であることから、民間資金を活用した手法を検討します。

○試算条件

建設費・設計費等・改修費の調達方法（新市庁舎）

- ・市債：約 385 億円（現市会棟跡地増築：約 268 億円、教文跡地新築：約 87 億円、現行政棟改修：約 30 億円）
- ・一般財源：約 13 億円

北仲通南地区建築物の建設費等の調達方法

- ・事業費：約 1,100 億円（設計・建設費、基準金利 2.41%、維持管理費、開業前経費、S P C 運営経費等）

【内訳】

- ・延床面積：北仲通南地区での整備案と同規模（約 164,000 m²）
- ・設計・建設費：北仲通南地区での整備案と同程度（約 600 億円）
- ・維持管理費：北仲通南地区での整備案の約 5 % 削減
- ・基準金利：2.41% [過去 10 年の 10 年物スワップレート平均（約 1.41%）+ 1 %（スプレッド）]
- ・開業前経費（初期投資）：約 5 億円（S P C 設立経費、資金調達にかかる経費等）
- ・特定目的会社（S P C）運営経費等：約 25,000 千円／年

※計画修繕費は、市の直接負担とし本事業費には含めない。

民間ビル賃借料・現庁舎維持管理費等

- ・新市庁舎への入居から市債償還終了までの間は、恒常に支出し続けなければならない費用（民間ビル賃借料（約 20.60 億円/年）及び現庁舎維持管理費等・計画修繕費（約 2.46 億円/年））を所与の財源とします。

○北仲通南地区の建物賃貸について

- ・想定賃料の 80% で S P C に一括で貸し付ける（空室リスクは S P C の負担）ことを想定します。

《収支シミュレーションの結果》

○港町地区においては、現行政棟を改修して市庁舎として使用し、不足する床を 2 つの新築棟で補う計画となるため、398 億円の新市庁舎建設費等のほとんどが起債対象となります。

○一方、現行政棟や市会棟の仮移転先として、北仲通南地区に特定建築者として建築する建物を仮庁舎として利用するため、北仲通南地区においても建設投資が必要となります。この建物は、一時的には仮庁舎として使用しますが、本来的には民間等向けの業務ビルとなることから、起債対象とならず、民間資金を活用した長期間の財政負担を負う試算となります。「北仲通南地区での整備案」と同規模で建設される建物の設計・建設費は約 600 億円ですが、維持管理費や金利、特定目的会社の運営経費などをあわせた事業費は、30 年間で約 1,100 億円となります。北仲通南地区の建物完成翌年の 9 年目からは、仮庁舎として使用しない床の賃料（12 年目まで年間 31 億円、13 年目から年件 40 億円）が収入となる一方、北仲通南地区事業における民間資金の償還費用が支出として発生します。

○事業着手から全ての移転が完了するまでの 13 年間に発生する一般財源負担額は、起債対象外の新市庁舎建設費等や移転費・退去修繕費に、9 年目から発生する民間資金の償還費用を加えたものから、賃料収入等を差し引いた 72 億円となります。

○入居翌年（14 年目）からは、支出（市債及び民間資金の償還費、新市庁舎の維持管理費等）と収入（北仲通南地区賃料収入、不要になった民間ビル賃借料等）がほぼ拮抗しますが、建物の計画修繕実施時などに支出が大きくなりますので、市債償還終了までに断続的に新たな一般財源負担が発生します。この新たな負担額は、単年度では最大 19 億円となり、一般財源負担額累計は、28 年目に 151 億円でピークを迎えます。

○北仲通南地区事業における民間資金の償還が終了する 38 年目以降、収支は大きく好転し、市債償還終了翌年（43 年目）からは、恒常に発生している民間ビル賃借料を収入と見なさなくとも、継続的に発生する賃料収入だけで建物の維持管理及び計画修繕費が賄えることになります。

○当初に負担する一般財源相当分の積立が終了するのは、45 年目になります。

○財政健全化の観点から、実質公債費比率に与える影響を検証すると、市債及び民間資金の償還費用の与える影響は、30 年間の平均で約 0.7 ポイントとなります。

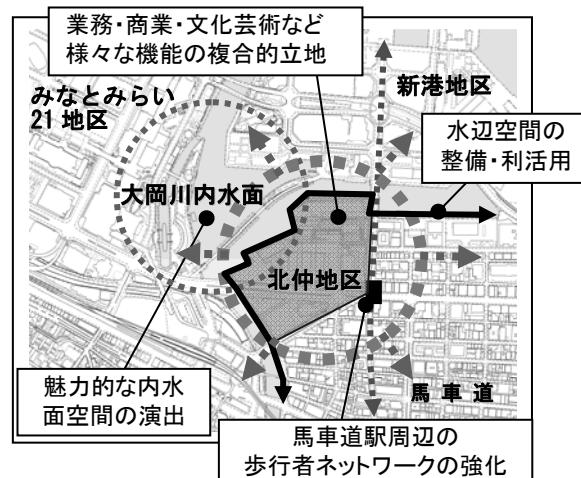
《新市庁舎を整備しない候補地・建物の跡利用や活用の方向性》

○北仲通地区における取組

「関内・関外地区活性化推進計画」より北仲結節点強化（関内地区とみなとみらい21地区との結節点強化）を行うために以下の取組を進めます。

複合機能の配置、回遊性の強化、都市空間創出

- ① 業務・商業・文化芸術など様々な機能の複合的立地
- ② 馬車道駅周辺の歩行者ネットワークの強化
- ③ 水辺空間の整備・利活用
- ④ 魅力的な内水面空間の創出



○北仲通南地区建築物の取扱い等について

北仲通南地区に整備した建築物は本市が所有し、業務施設を中心に街のにぎわいを形成するため、商業施設等を複合的に導入することとします。

みなとみらい21地区と隣接した利便性の高い地区であることを生かし、グローバル企業やバイオ、環境・エネルギーなど本市が戦略的に取り組む分野の本社機能、研究開発機能等の導入を図ります。

さらに、教育・文化・芸術関連の施設、特色ある専門店等の導入も行います。

なお、新市庁舎の整備にあたっては、現在市庁舎が入居している民間ビルの再整備検討の継続的な支援を行います。

また、余剰床は、周辺の民間ビルの建替え・改修等を行う場合の仮移転先として活用することも可能です。

②-2 港町地区での整備案その2

《整備案の概要》

- 港町地区：現庁舎（行政棟・市会棟）を全て解体・撤去して一体型の新市庁舎を建設
- 北仲通南地区：建築物を建設し、仮庁舎として使用（余剰床は賃貸）
新市庁舎に移転後は、建物全体を賃貸

《計画概要》

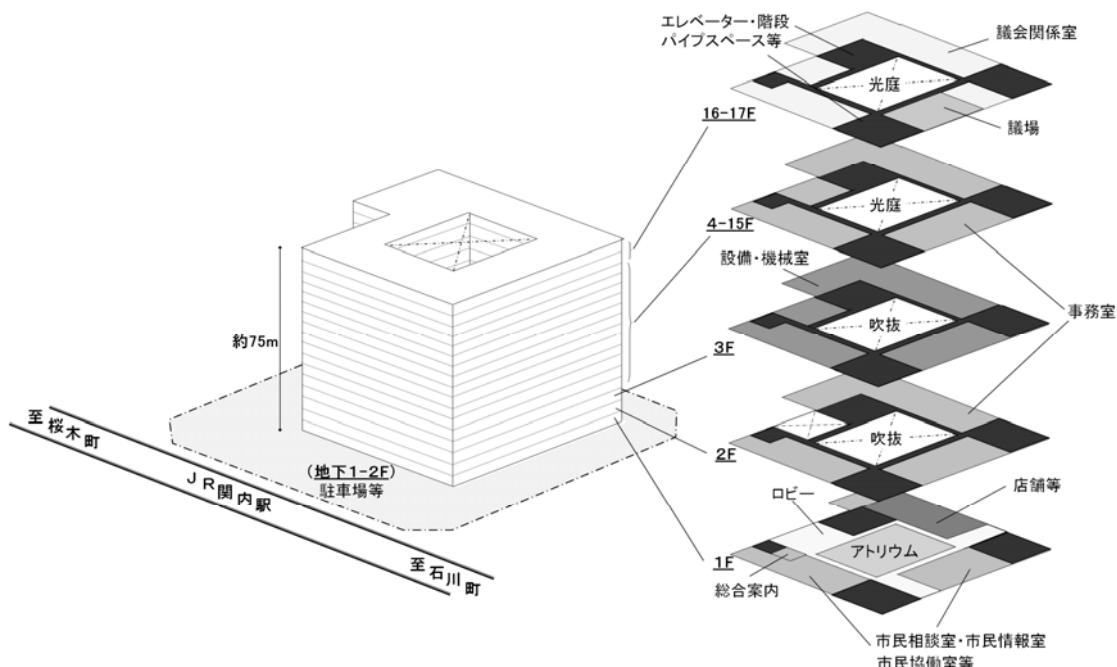
- 新市庁舎の概要：高さ約75m 17階建て

延床面積：113,000 m²（行政・市会専用部分 67,000 m²、余剰床（店舗）1,000 m²、駐車場除く）

- 仮庁舎（北仲通南地区）の概要：高さ約140m 31階建て

延床面積：145,000 m²（駐車場除く）

- 新市庁舎のイメージ



想定面積合計	128,000 m ²	行政部門	市会部門
専用・共用部分合計	112,000 m ²	100,000	12,000 m ²
専用部分	67,000 m ²	60,000	7,000 m ²
共用部分	45,000 m ²	40,000	5,000 m ²
駐車場	15,000 m ²		15,000 m ²
店舗（余剰床）	1,000 m ²		1,000 m ²

※市会部門の面積、配置については、「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」での検討結果を踏まえて再検討します。※駐車場は容積率制限対象外 ※値は端数処理しています。

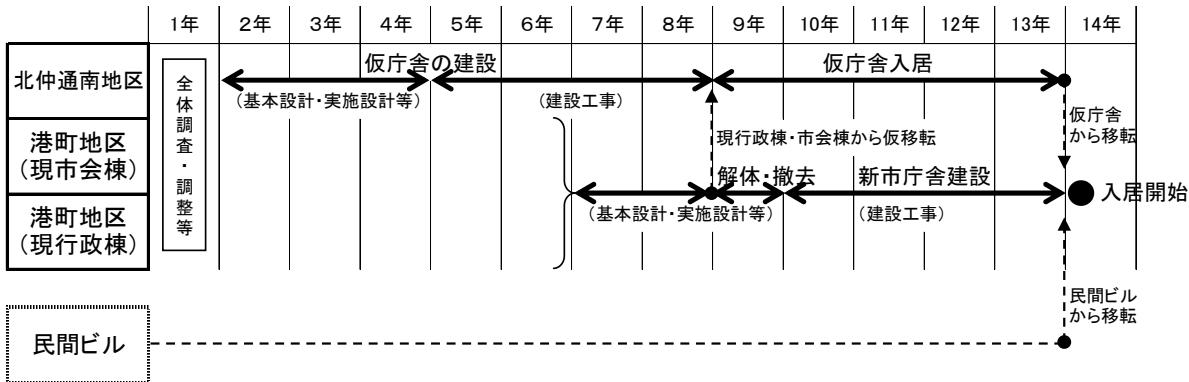
- 仮庁舎（北仲通南地区）のイメージ

- ・建設可能な最大限の規模、約145,000 m²（駐車場除く）の建物を建設し、仮庁舎として使用、発生する賃貸可能な余剰床約69,000 m²を事務所等のオフィス機能や店舗等の商業機能として賃貸します。
- ・新市庁舎への移転後は、建物全体を賃貸します。

想定面積合計	164,000 m ²	行政部門	市会部門	余剰床
専用・共用部分合計	145,000 m ²	23,000 m ²	7,000 m ²	115,000 m ²
駐車場	19,000 m ²			19,000 m ²

※駐車場は容積率制限対象外 ※値は端数処理しています。

○入居開始までのスケジュール



○新市庁舎建設費等

約 470 億円 (建設・改修費 約 448 億円、設計費等 約 22 億円)

○仮庁舎建設費等

30 年間で約 1,100 億円 (建設費、金利、維持管理費等)

○収支シミュレーション

本市が北仲通南地区第二種市街地再開発事業の特定建築者であるため、北仲通南地区に建築物を建設し、仮庁舎として使用します。

北仲通南地区に建設する建築物については、仮庁舎として一時的に使用するものの、本来的には民間等向けの業務ビルとなるため起債の対象外となり、全て一般財源により建設することは困難であることから、民間資金を活用した手法を検討します。

○試算条件

建設費・設計費等・改修費の調達方法 (新市庁舎)

- ・市債：約 455 億円
- ・一般財源：約 15 億円

北仲通南地区建築物の建設費等の調達方法

- ・事業費：約 1,100 億円 (設計・建設費、基準金利 2.41%、維持管理費、開業前経費、S P C 運営経費等)

【内訳】

- ・延床面積：北仲通南地区での整備案と同規模 (約 164,000 m²)
- ・設計・建設費：北仲通南地区での整備案と同程度 (約 600 億円)
- ・維持管理費：北仲通南地区での整備案の約 5 % 削減
- ・基準金利：2.41% [過去 10 年の 10 年物スワップレート平均 (約 1.41%) + 1 % (スプレッド)]
- ・開業前経費 (初期投資)：約 5 億円 (S P C 設立経費、資金調達にかかる経費等)
- ・特定目的会社 (S P C) 運営経費等：約 25,000 千円／年

※計画修繕費は、市の直接負担とし本事業費には含めない。

民間ビル賃借料・現庁舎維持管理費等

- ・新市庁舎への入居から市債償還終了までの間は、恒常に支出し続けなければならない費用 (民間ビル賃借料 (約 20.60 億円/年) 及び現庁舎維持管理費等・計画修繕費 (約 2.46 億円/年)) を所与の財源とします。

○北仲通南地区の建物賃貸について

- ・想定賃料の 80% で S P C に一括で貸し付ける (空室リスクは S P C の負担) ことを想定します。

《収支シミュレーションの結果》

- 港町地区においては、現庁舎をすべて解体・撤去し、市庁舎を建設する計画となるため、470 億円の新市庁舎建設費等のほとんどが起債対象となります。
- 一方、北仲通南地区には、「案その 1」と同様、30 年間で事業費約 1,100 億円となる仮庁舎を建設することになります。事業着手から全ての移転が完了するまでの 14 年間に発生する一般財源負担額は、起債対象外の新市庁舎建設費等や移転費・退去修繕費に、9 年目から発生する民間資金の償還費用を加えたものから、賃料収入等を差し引いた 136 億円となります。
- 入居翌年(15 年目)から 23 年目までは、支出（市債及び民間資金の償還費、新市庁舎の維持管理費等）が収入（北仲通南地区賃料収入、不要になった民間ビル賃借料等）を上回るため、継続的に新たな一般財源負担が発生します。24 年目以降は、計画修繕実施時に一般財源負担が発生します。この新たな負担額は、単年度では最大 41 億円となり、一般財源負担額累計は、38 年目に 151 億円でピークを迎えます。
- 北仲通南地区事業における民間資金の償還が終了する 38 年目以降、収支は大きく好転し、市債償還終了翌年(44 年目)からは、恒常的に発生している民間ビル賃借料を収入と見なさなくとも、継続的に発生する賃料収入だけで建物の維持管理及び計画修繕費が賄えることになります。
- 当初に負担する一般財源相当分の積立が終了するのは、54 年目になります。
- 財政健全化の観点から、実質公債費比率に与える影響を検証すると、市債及び民間資金の償還費用の与える影響は、30 年間の平均で約 0.7 ポイントとなります。

《新市庁舎を整備しない候補地・建物の跡利用や活用の方向性》

- 「港町地区での整備案その 1」同様北仲通南地区の業務ビルについては、みなとみらい 21 地区と隣接した利便性の高い地区であることを生かし、グローバル企業やバイオ、環境・エネルギーなど本市が戦略的に取り組む分野の本社機能、研究開発機能等の導入や、教育・文化・芸術関連の施設、特色ある専門店等の導入を図ります。

③ 北仲通南地区と港町地区での分庁整備案

《整備案の概要》

- 北仲通南地区：新市庁舎を建設（余剰床は賃貸）
- 港町地区：現庁舎のうち行政棟は改修して新市庁舎として利用
市会棟は解体・撤去して土地を賃貸

《計画概要》

○新市庁舎の概要

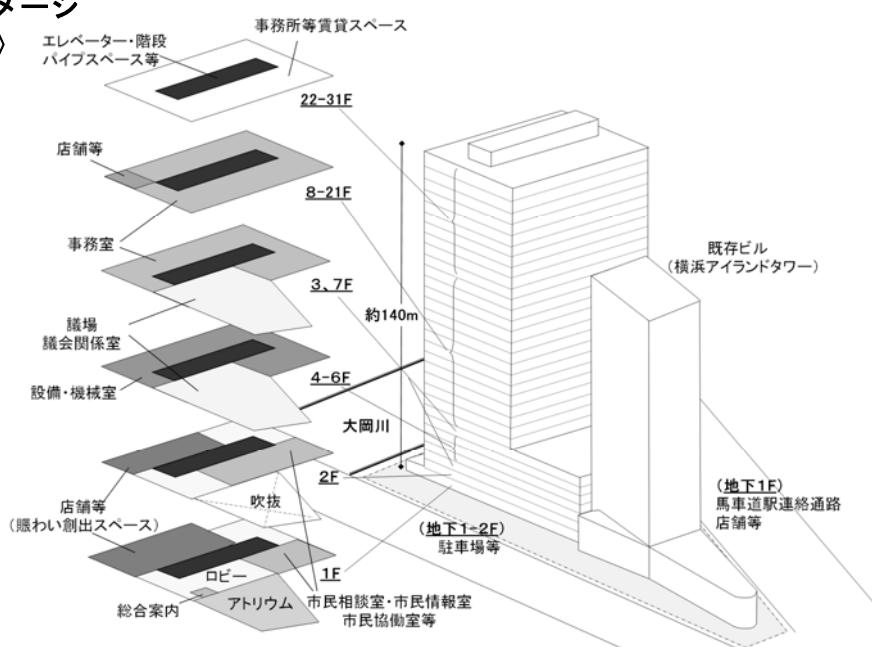
[北仲通南地区]：高さ約 140m 31 階建て

延床面積 145,000 m² (行政部門 76,000 m²、市会部門 12,000 m²、余剰床 57,000 m²、駐車場除く)

[港町地区]：現行政棟（改修） 高さ 31m 8 階建て 延床面積 21,000 m²

○新市庁舎のイメージ

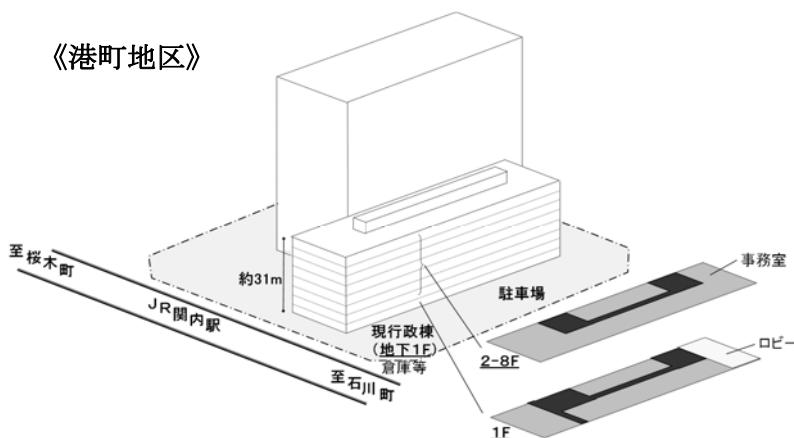
《北仲通南地区》



想定面積合計	164,000 m ²	行政部門	市会部門	余剰床
専用・共用部分合計	145,000 m ²	76,000 m ²	12,000 m ²	57,000 m ²
専用部分	87,000 m ²	46,000 m ²	7,000 m ²	34,000 m ²
共用部分	58,000 m ²	30,000 m ²	5,000 m ²	23,000 m ²
駐車場	19,000 m ²			19,000 m ²

※市会部門の面積、配置については、「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」での検討結果を踏まえて再検討します。※駐車場は容積率制限対象外 ※値は端数処理しています。

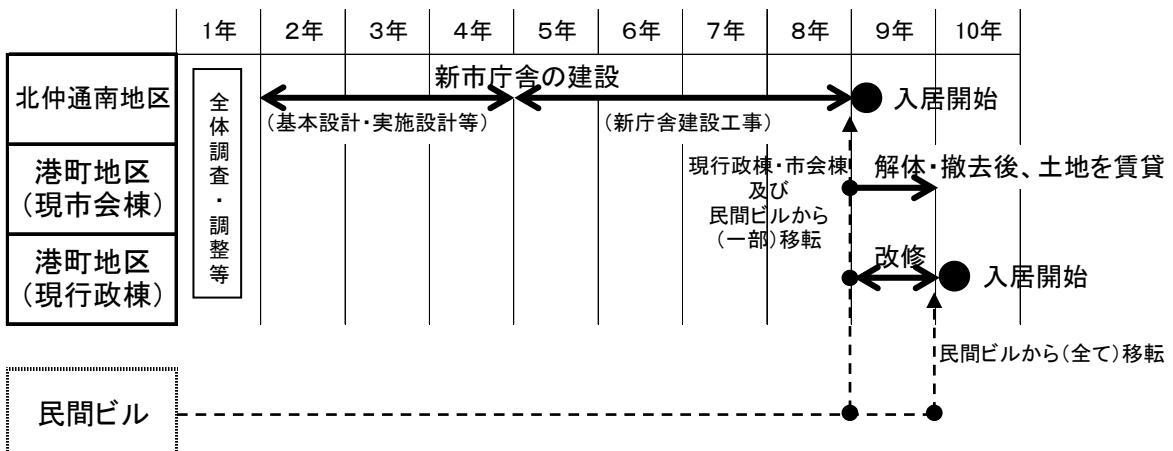
《港町地区》



想定面積合計	21,000 m ²
専用・共用部分合計	21,000 m ²
専用部分	14,000 m ²
共用部分	7,000 m ²

※値は端数処理しています。

○入居開始までのスケジュール



※引越し回数：2回

○新市庁舎建設費等：約 633 億円（建設・改修費 約 604 億円、設計費等 約 29 億円）

○収支シミュレーションの条件

- 北仲通南地区に建設する新市庁舎の整備については、「北仲通南地区での整備案」と同様、市が直接発注するものとします。

○試算条件：

建設費・設計費等の調達方法

- 市債：約 390 億円（北仲通南地区新築：360 億円、現行政棟改修：約 30 億円）
- 一般財源：約 243 億円（北仲通南地区の建物の余剰床部分は起債対象外）

民間ビル賃借料・現庁舎維持管理費等

新市庁舎への入居から市債償還終了までの間は、恒常に支出し続けなければならない費用（民間ビル賃借料（約 20.60 億円/年）及び現庁舎維持管理費等・計画修繕費（約 2.46 億円/年））を所与の財源とします。

《収支シミュレーションの結果》

○北仲通南地区に新市庁舎を建設し、港町地区の行政棟も改修して新市庁舎として利用する計画となります。34,000 m²の余剰床が起債対象とはならないため、建設費等の約 4 割にあたる 243 億円は、一般財源で負担することになります。これに、移転・退去修繕費などを加えた 267 億円が、事業着手から全ての移転が完了するまでの 10 年間に発生する一般財源負担額となります。

○入居翌年（14 年目）からは、毎年の収入（北仲通南地区賃料収入、不要になった民間ビル賃借料等）が支出（市債及び民間資金の償還費、新市庁舎の維持管理費等）を上回りますので、市債の償還が終わる 39 年目までの 29 年間に、新たな一般財源負担は発生しません。

○当初に負担する一般財源相当分の積立が終了するのは、32 年目になります。

○財政健全化の観点から、実質公債費比率（1 年間の収入に対する借金返済の負担額割合）に与える影響を検証すると、市債の償還費用の与える影響は、30 年間の平均で約 0.3 ポイントとなります。

《新市庁舎を整備しない候補地・建物の跡利用や活用の方向性》

○北仲通南地区では、余剰床を用いて、業務機能などの戦略的な機能導入を図ります。また、港町地区については、現市会棟跡地の民間への賃貸等により、関内・関外地区全体の活性化を図ります。

(3) 整備候補地における地震・津波・液状化の影響と対策

① 地震による揺れについて

《横浜市地震被害想定調査（平成 24 年 10 月）の想定地震》

○元禄型関東地震（M8.1）

相模トラフで発生する M8 級のプレート境界型の地震のうち最大クラスの地震。発生確率は低いが、大正型関東地震（南関東地震）より市内の震度が大きい。

○東京湾北部地震（M7.3）

首都直下地震対策大綱（平成 17 年 9 月）の対象地震の中心に位置づけられている地震

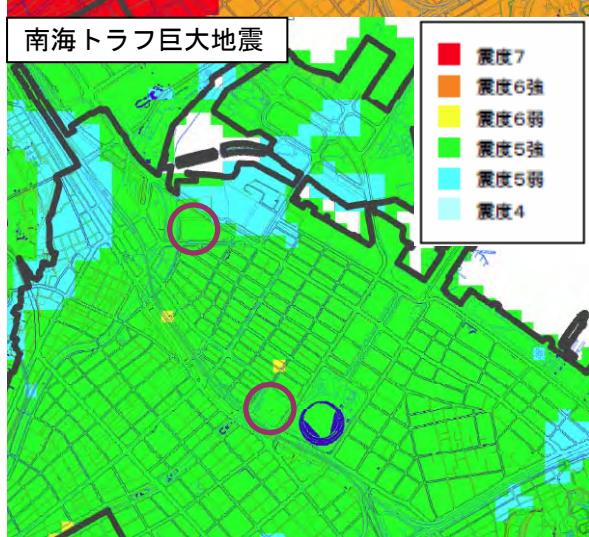
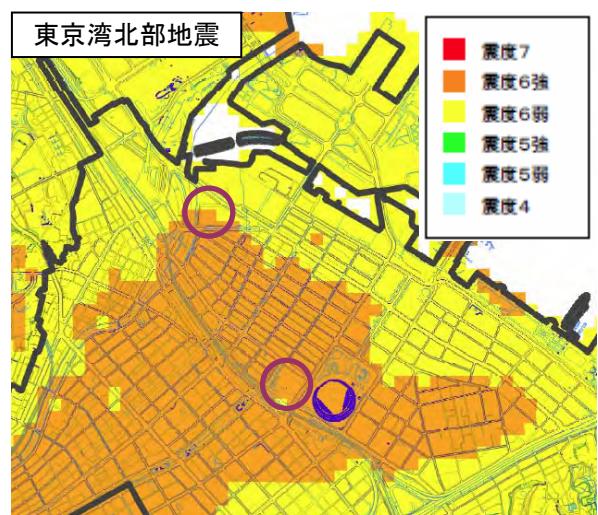
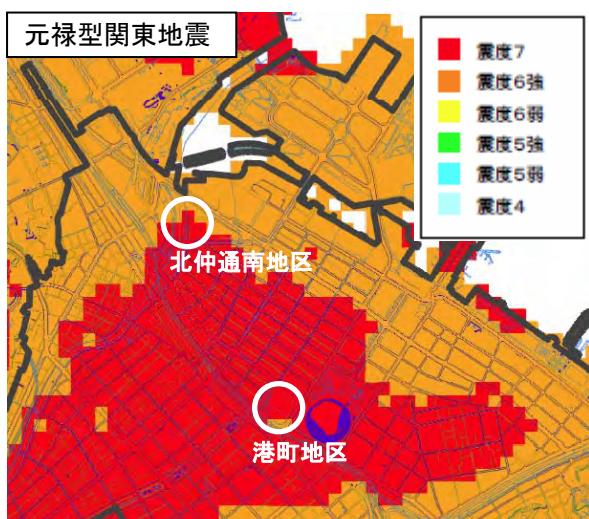
○南海トラフ巨大地震（M9 クラス）

内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が設定した南海トラフの最大クラスの地震モデルで東海、東南海、南海地震に加えてプレート境界に近い領域も破壊されることを仮定したモデル。地震の発生確率は極めて低い。

○慶長型地震（M8.5）…津波被害の検討対象

神奈川県「平成 23 年度津波浸水想定検討部会」が設定した神奈川県沿岸の最大津波を発生させる津波地震のモデル。震源域は遠州灘から相模トラフまで及ぶ。地震の発生確率は極めて低い。

元禄型関東地震で、港町地区及び北仲通南地区は震度 7 の揺れが想定されるため、これを前提にした耐震対策を行う必要があります。（現行政棟は平成 21 年、市会棟 14 年に耐震補強工事実施済）

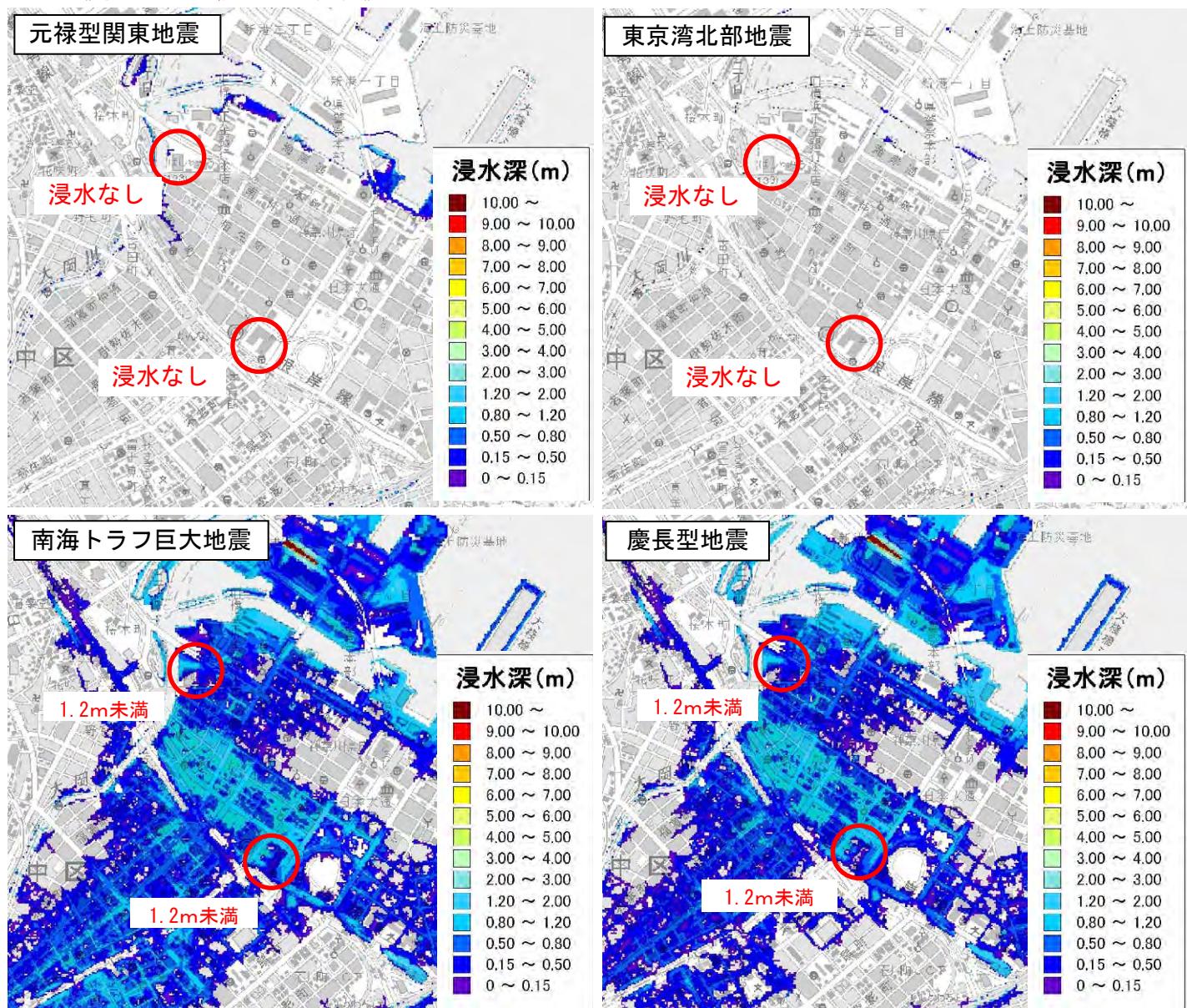


【図 1】想定地震における震度分布予測

横浜市地震被害想定調査(平成 24 年 10 月)による

② 津波による浸水被害と対策について

《津波による浸水の可能性》



【図2】想定地震における津波浸水深分布予測

横浜市津波避難対策検討事業(平成24年3月)による

元禄地震と東京湾北部地震では、市庁舎整備候補地区への浸水はなく、南海トラフ巨大地震と慶長型地震では、両地区において、最大1.2mの浸水が想定されます。

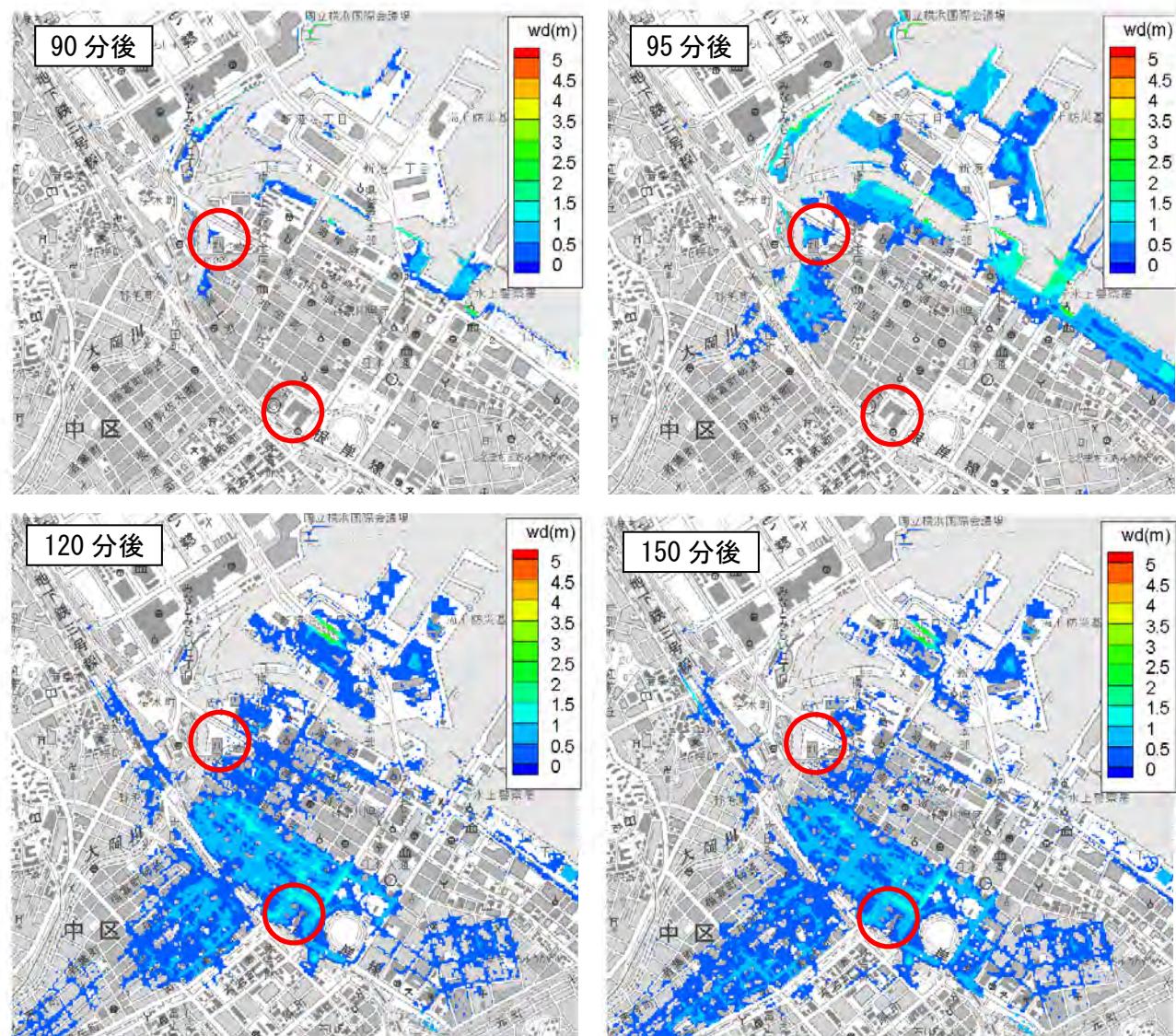
《地震と津波の複合災害の可能性》

- 慶長型地震は津波地震※であるため、顕著な浸水が想定される一方、地震の揺れによる被害は小さいものと想定されます。南海トラフ巨大地震についても震度5強程度であり被害は小さいと考えられます。
- 従って、地震の揺れによる大きな被害と津波による被害は、同時には発生しないものと考えられます。

※津波地震：沖合いの海溝側の浅い部分が滑ることにより、地震の揺れが小さいにもかかわらず、大きな津波が発生するタイプの地震。明治三陸津波、慶長地震は、このタイプの代表例

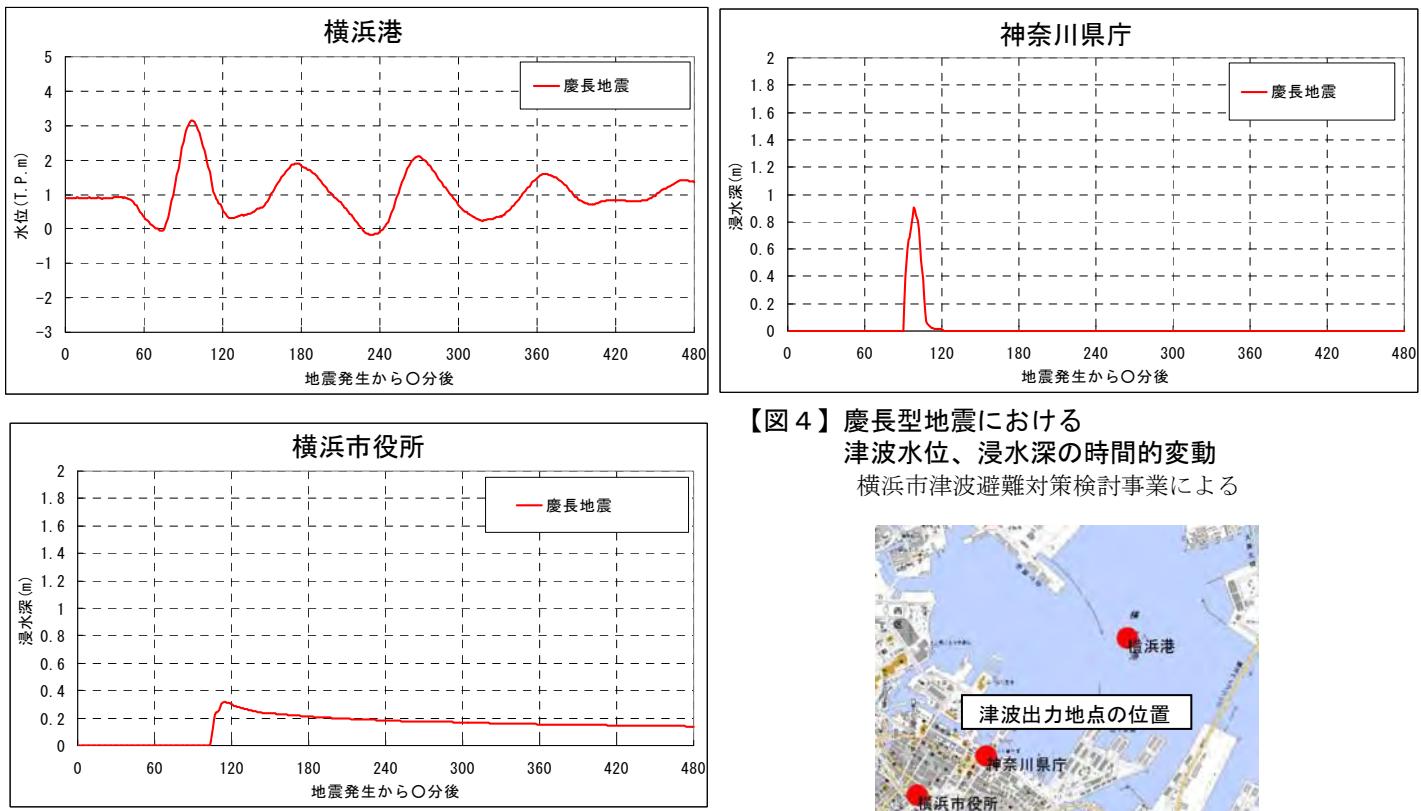
《津波による浸水の時間的経過》

発生確率は極めて低いが、想定浸水深が最も深くなる「慶長型地震」を例に、津波浸水域の時間的变化を検討しました。



【図3】慶長型地震における津波浸水深分布の時間的経過 横浜市津波避難対策検討事業結果をもとに作成

- 慶長型地震による津波の第1波が横浜港に到達するのは、地震発生後約90分後。東京湾内の反射により約90分間隔で第2波以降の津波が押し寄せますが、水位の上昇は2m以下であり、第2波以降が岸壁を越えて内陸部に浸入することはないものと推測されます。
- 関内・関外地区については、港湾部や大岡川から溢れた水が内陸部の地盤の低い地域に、徐々に広がる形で浸水が進行すると予測されます。
- 北仲通南地区は、地震発生から約95分後に浸水しますが、水は低地に拡散するため、約20分後(地震発生から115分後)には浸水状況から解消されるものと推測されます。
- 港町地区は、地震発生から約105分後に浸水します。同地区周辺は低地であるため、浸水時間は一定時間継続するものと推測されます。(実際には、雨水排水系統等から徐々に排水され、浸水が解消されると考えられます。)



【図4】慶長型地震における
津波水位、浸水深の時間的変動
横浜市津波避難対策検討事業による



《津波による被害》

- 両候補地において、津波自体の力(波圧・波力)による建物損傷は、ほとんどないと考えられます。
- また、周辺の建築物も概ね鉄筋コンクリート造であり、崩壊や流失の可能性が低いことから、漂流物の衝突による建物損傷も軽微なものに留まると推察されます。
- 津波の浸水深から考えて、車輌等の漂流物が発生する可能性が考えられます。また、横浜港および大岡川でプレジャーボート等の係留が切れ、漂流することも想定されますが、大型船舶が陸上に打ち上げられる可能性は低いと考えられます。これらの漂流物が道路上に残された場合、道路通行に一時的な支障が生じる可能性があります。

《整備候補地における津波対策》

各整備候補地に新市庁舎を整備する場合は、津波に備えた次のような対策について、今後具体的に検討する必要があります。

○電気・機械室の上層階への配置

通常地下に設置されることが多い電気・機械室、自家発電設備などを、津波による浸水の可能性を考慮して、上層階に配置します。また、浸水深以上の階と以下の階で、設備システムの系統を分離し、浸水によるシステム全体の機能停止を防止します。

○地下等出入口への止水板等の設置

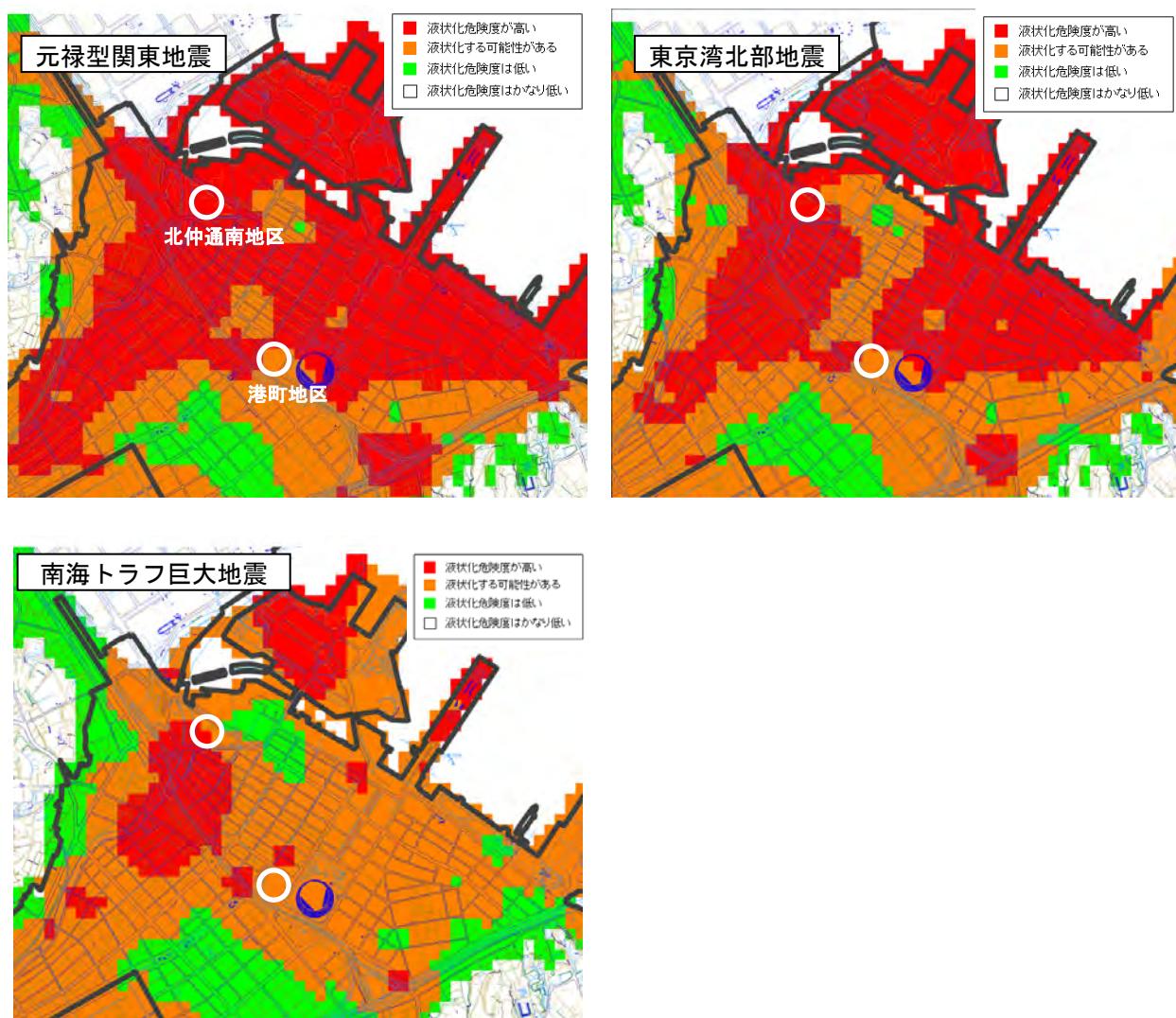
地下や1階の出入口等には防潮板や止水板を設け、建物内部への水の浸入を防ぎます。

○2階以上の出入口と避難場所の確保

津波発生時の外部との連絡口を2階以上に設けるとともに、津波発生時には、市民や来街者が安全に避難できる場所を確保します。例えば、建物の2階レベルに24時間365日外部からアクセス可能なデッキを整備し、平常時は市民・来街者の通行や休憩の場、津波発生時には緊急避難場所として機能させることなどが考えられます。

③ 液状化の可能性と対策について

《横浜市地震被害想定調査（平成 24 年 10 月）による液状化危険度予測》



【図 5】液状化危険度分布の予測結果

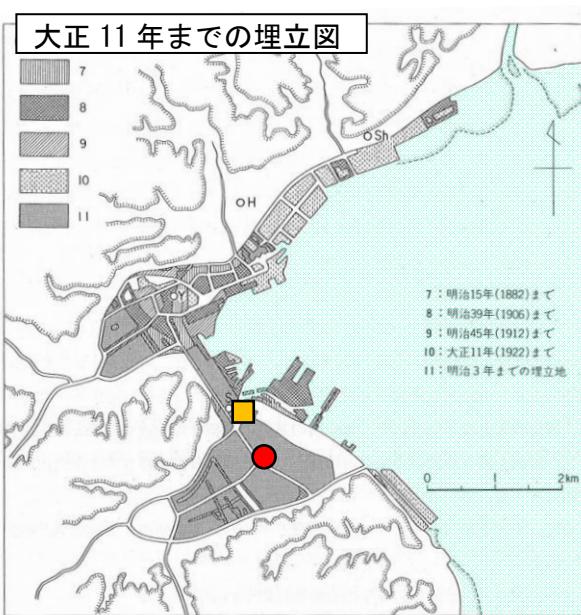
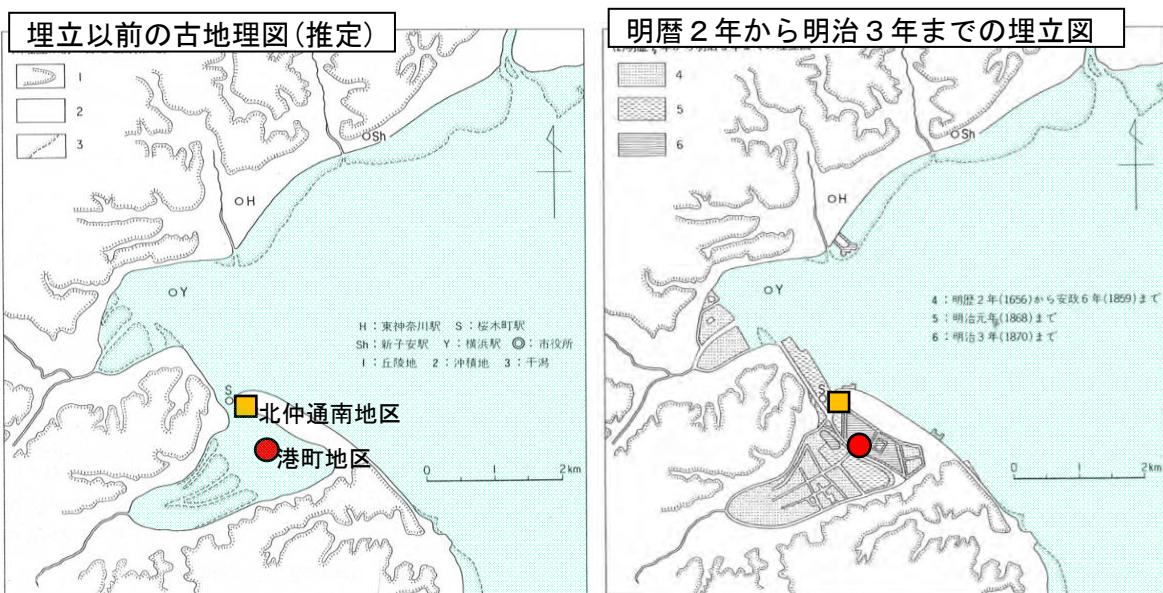
横浜市地震被害想定調査（平成 24 年 10 月）による

元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震で、北仲通南地区は、地区の全部又は一部が「液状化危険度が高い」、港町地区は、地区の全部が「液状化する可能性がある」と予測されています。

《地図による分析（埋立の変遷）》



【図6】武州久良岐郡横浜村輿絵図（元禄・享保年間頃）

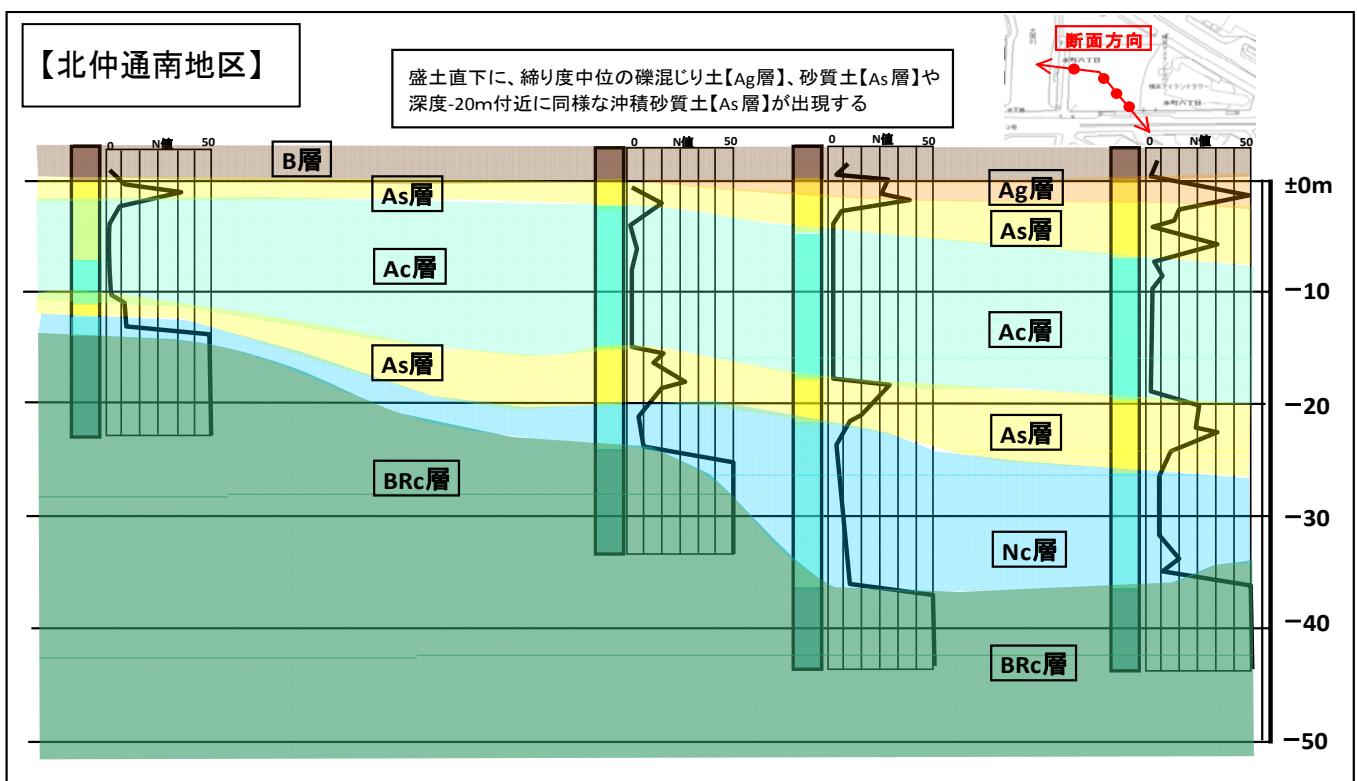
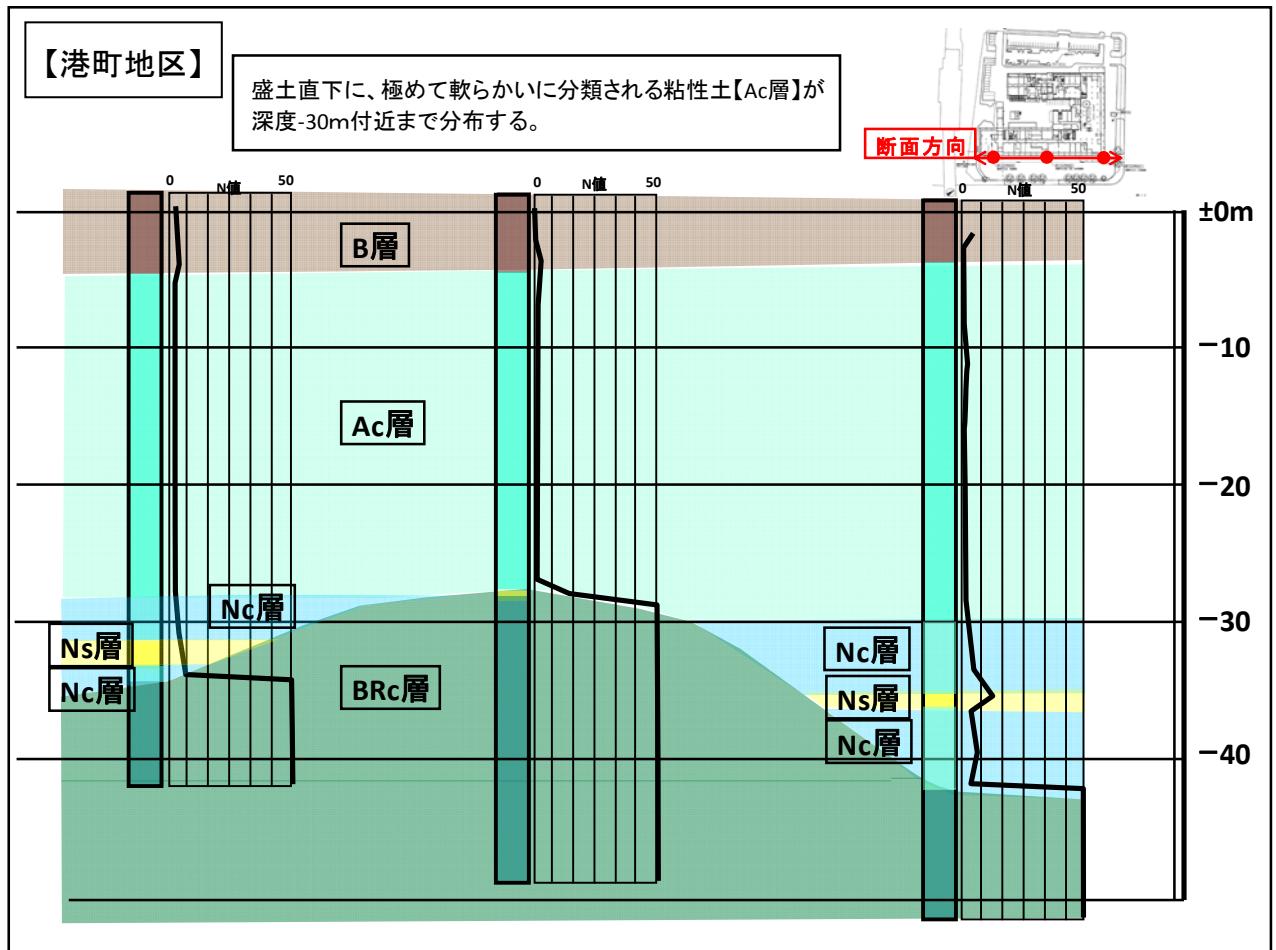


北仲通南地区及び港町地区は安政6(1859)年時点では沼地(沖積地)であり、その後、北仲通南地区は明治元(1868)年までに、港町地区は明治3(1870)年までに埋め立てられたと考えられます。

【図7】整備候補地区付近埋立の変遷

(横浜地域の地質 (昭和57年1月地質調査所)による)

《ボーリングデータに基づく分析と対策》



【図8】整備候補地区の地質断面図 ボーリングデータをもとに作成

市庁舎整備候補地区の液状化について

- 「横浜市地震被害想定調査」では、「オレンジや赤で示したところは、そのエリアの中のボーリングデータ等での結果ではあるものの、エリア内への拡がりについては推測に過ぎないので、個々の敷地については、必要に応じて地盤調査で確認されたい。」とされています。
- そこで、港町地区、北仲通南地区それぞれの敷地内ボーリングデータに基づく分析を行うこととしました。
- 港町地区では、盛土（B層）下に軟弱粘性土（Ac 層）が厚く堆積し、その下位に締り度中位の砂泥層（Nc, Ns 層）が分布し、泥岩を主体とした軟岩（BRc 層）が支持層になっています。
地表面直下の盛土が粘性土系であり、その下に粘性土が厚く分布することから、液状化は生じにくいと評価できます。
- 北仲通南地区では、盛土（B層）と軟弱粘性土（Ac 層）の間に礫混じり砂質土（Ag, As 層）が分布しており、液状化の可能性が懸念されますが、砂質土の層厚は5m程度であり、中位程度の締まり具合であることから、地下埋設管等に対する影響は少ないと考えられます。

建物に関する地盤沈下、液状化対策について

- 支持層（BRc 層）までの深さは、港町地区で30～45m程度、北仲通南地区では20～40m程度です。
- 埋立の変遷から、支持地盤には起伏があることが想定されますが、建物については、支持層まで達する杭基礎形式を採用することで、地盤沈下や液状化に対応することが可能です。（現庁舎（行政棟）は、支持層まで達する基礎を打設した上に建築しています。）
- また、北仲通南地区では、砂質土の層厚が5m程度であることから、庁舎地下躯体の建設に伴う掘削・埋め戻しの際に液状化対策を行うことで、液状化の懸念を解消することができます。

④ 道路、ライフラインの地震・津波・液状化対策について

《道路》

- 市庁舎整備候補両地区に隣接する幹線道路は、災害応急対策の実施に必要な物資、資機材、要員等を輸送する「緊急輸送路」に位置づけられています。



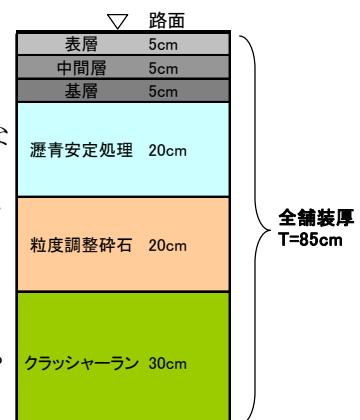
【図9】緊急輸送路と避難に適する道路

○両地区周辺道路の車道部は、図10のような舗装構成であり、舗装厚85cm程度の比較的強固な版となっているため、現状のままでも大きな損壊には至らないものと考えられます。

○今後は、路面下の空洞調査を進め、問題箇所が発見されれば、必要な対策を講じます。

○一方、歩道部は、車道に対し舗装厚が薄いので(15cm程度)東日本大震災で見られたような被害が想定されます。

これに対しては、地盤のひずみを吸収するため現況のままとする案や敷地内の公開空地と一体的に整備する案などを検討していきます。



【図10】周辺道路の標準的な車道舗装

《橋梁》

○北仲橋、弁天橋、桜川橋などの幹線道路の橋梁については、兵庫県南部地震クラスの地震の揺れに対する対策が既に完了しており、落橋などの甚大な被害には至らないものと考えています。

《電気》

○兵庫県南部地震では、電柱倒壊による道路の閉塞が発生し、住民の避難や通行の障害となりましたが、地中化されているケーブルの被災率は架空線に対し非常に低い状況でした。

○こうした状況を受け、全国的に電線類の地中化が事業化され、両候補地周辺でも電線類の地中化が進められています。

○津波発生時においても電線共同溝内に収容されている電気通信施設は水密性が確保されており、水の浸透による影響は小さいと考えられます。

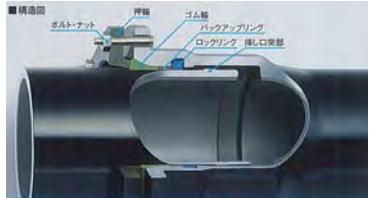


《ガス》

- 市庁舎整備候補両地区へは、根岸・扇島・袖ヶ浦の3工場からガスが供給されており、1つの工場が停止してもバックアップできる体制がとられています。
- 両地区に隣接する道路には、東日本大震災でも耐震性が証明されたガス中圧導管が敷設されています。
- 地震や津波の発生直後に供給が一時的に停止しても、長期間供給が停止する可能性は低いと考えられます。

《上水道》

- 市庁舎整備候補両地区へは、相模湖より取水し、西谷浄水場から野毛山配水池を経て電力を必要としない自然流下で配水されています。相模湖からの導水路の内、ずい道、開水路部分は未耐震ですが管路部分は耐震化されています。また、浄水場から配水池までの送水管は耐震化されています。万が一、導水路や西谷浄水場で事故が発生した際には、市内のネットワークが形成されており、バックアップ体制として、小雀浄水場、神奈川県内広域水道企業団からの送水が可能となっています。
- 配水池から北仲通南地区へのルートについては、配水本管及び候補地に隣接する道路内の配水管まで耐震化されています。
- 港町地区は、北仲通南地区と同じ配水系統で、北仲通南地区を通過して港町地区までの配水本管の一部に未耐震管があります。また、配水本管から太田町一丁目交差点付近で分岐された候補地までの配水管にも一部に未耐震管がありますが、いずれも今後順次耐震化される予定です。
- 候補両地区への給水は、取水から配水まで自然流下系であること、ネットワークが形成されバックアップ体制が構築されていること、耐震管への更新に着手していることにより、災害時に給水が停止する可能性は低いと考えられます。



耐震継手(抜出し防止機能)の構造

《下水道》

- 市庁舎整備候補両地区は、管きょが戦前に布設されたエリアですが、再整備が進められています。
- 両地区の下水が処理される中部水再生センターでは、災害発生後に速やかに操業回復できる対策が進められています。
- 両地区が隣接する緊急輸送路を中心に、液状化によるマンホール浮上防止対策など耐震化が進められているため、災害時でも下水排水の流下機能は確保されると考えられます。

⑤ まとめ

- 北仲通南地区、港町地区の両候補地では、慶長型地震で津波による浸水が予測されますが、浸水時間は比較的短く、周辺の道路が長期間通行不能となる可能性も低いと考えられます。
- 両候補地において、地盤沈下や液状化の可能性はありますが、建物については、支持層まで基礎杭を打設することなどにより対応が可能です。また、周辺のライフラインについても対策が進んでおり、被害を受ける場合でも比較的軽微にとどまるものと考えられます。
- 震災時に災害対策本部として職員が参集し、災害対策の指揮や情報伝達などの機能を滞りなく進めるうえで、両地区とも大きな支障はないと考えられます。

(4) 新市庁舎整備パターンの比較

		北仲通南地区での整備案	港町地区での整備案				北仲通南地区と港町地区での分庁整備案			
			その1 現庁舎敷地と教文跡地に新市庁舎を建設(現行政棟は改修)	その2 現庁舎敷地に一体型の新市庁舎を建設(現行政棟は解体・撤去)						
整備概要	北仲通南地区		新市庁舎を建設(余剰床は賃貸)	仮庁舎として使用(余剰床は賃貸)→建物全体を賃貸		新市庁舎を建設(余剰床は賃貸)				
	港町地区	現行政棟	改修して建物を賃貸	改修して新市庁舎の一部として利用	解体・撤去し、一体型の新市庁舎を建設	改修して新市庁舎として使用				
		現市会棟	解体・撤去して土地を賃貸	解体・撤去して新市庁舎(増築棟)を建設		解体・撤去して土地を賃貸				
	教育文化センター	—	新市庁舎(新築棟)を建設	—	—	—				
市役所機能(執務室)の分散化の解消		1棟に集約できます。	線路・道路を挟んで現庁舎敷地と教育文化センター敷地の2棟に分散します。	1棟に集約できます。	北仲通南地区と港町地区での2地区に分かれた2棟の分庁になります。					
最終的な入居開始までの事業期間		8年	12年	13年	9年					
収支シミュレーション										
想定建設費等	新市庁舎建設費	603億円	574億円	398億円	350億円	470億円	448億円	574億円		
	新市庁舎設計費等		29億円		18億円		22億円			
	改修費(現行政棟)		—		30億円		—			
	北仲通南地区における建物建設にかかる事業費	—	—	1,100億円(30年間)	—	1,100億円(30年間)	—	—		
当初(入居開始までの一般財源負担額		251億円	72億円	136億円	267億円					
入居翌年～市債償還終了までの新たな一般財源負担		なし	断続的に発生 (ピーク時: 単年度19億円、累計151億円)	断続的に発生 (ピーク時: 単年度41億円、累計278億円)	なし					
当初負担(入居開始までの) 一般財源相当分の積立終了年度		35年目	45年目	54年目	32年目					
財政健全化(実質公債費比率)に与える影響 (市債及び北仲通南地区民間資金の償還費用)		平均0.3ポイント	平均0.7ポイント	平均0.7ポイント	平均0.3ポイント					
大都市制度実現による行政部門の拡大など 将来の変化への柔軟な対応		余剰床の確保が可能です。 (余剰床については、基本的には、民間機能等を導入することで賃貸収入が見込めます。)	敷地条件から余剰床はほとんど確保できません。			北仲通南地区の庁舎において、余剰床の確保が可能です。 (余剰床については、基本的には、民間機能等を導入することで賃貸収入が見込めます。)				
新市庁舎を整備しない候補地・建物の跡利用や活用の方向性		(港町地区) これまでの業務・商業機能に加えて、魅力ある立地特性を活かした、大学、文化・芸術・スポーツなどの新たな機能を導入することにより、関内・関外地区全体の活性化やブランド力の向上を図ります。	(北仲通南地区) みなとみらい21地区と隣接した利便性の高い地区であることを生かし、グローバル企業やバイオ、環境・エネルギーなど本市が戦略的に取り組む分野の本社機能、研究開発機能等の導入や教育・文化・芸術関連の施設、特色ある専門店等の導入を図ります。	(北仲通南地区) 余剰床を用いて、業務機能などの戦略的な機能導入を図ります。			(港町地区) 現市会棟跡地の民間への賃貸等により、関内・関外地区全体の活性化を図ります。			
地震・津波・液状化の影響と対策		・元禄型関東地震で震度7 ・慶長型津波で浸水最大1.2m(浸水時間は短い) ・液状化の危険度が高い地域	・元禄型関東地震で震度7 ・慶長型津波で浸水最大1.2m(浸水時間はやや長い) ・液状化の可能性がある地域	・元禄型関東地震で震度7 ・慶長型津波で浸水最大1.2m ・液状化の危険度が高い地域と可能性がある地域						
		(津波対策)①電気・機械室の上層階への配置、②地下等出入口への止水板等の設置、③2階以上の出入口と避難場所の確保 などで対応 (液状化対策)①支持層まで達する杭基礎形式の採用、②庁舎地下躯体の建設に伴う掘削・埋め戻しの際に液状化対策を行うこと などで対応								

《整備パターンごとのまとめ》

① 北仲通南地区での整備案

- 一体型の庁舎になります。
- 入居までの事業期間は、8年となります。
- 入居の翌年度以降、市債償還終了までの間、新たな一般財源負担は発生しません。
- 財政健全化の指標となる実質公債費比率への影響は、平均0.3ポイントです。
- 将来の行政部門の拡大などに活用できる、余剰床が確保できます。
- 港町地区については、これまでの業務・商業機能に加えて、魅力ある立地特性を活かし、大学、文化・芸術・スポーツなどの新たな機能を導入することにより、関内・関外地区全体の活性化やブランド力の向上を図ります。

②-1 港町地区での整備案その1

- 庁舎は現庁舎敷地と線路・道路を挟んだ教育文化センター跡地の2棟に分散します。
- 最終的な入居までの事業期間は、12年となります。
- 港町地区に新市庁舎を建設する場合、現行政棟や市会棟の仮移転が必要となり、北仲通南地区に特定建築者として建築する建物を仮庁舎として利用するため、2地区において建設投資が必要となります。
- 入居の翌年度以降、市債償還期間中も断続的に一般財源負担が発生します。
- 財政健全化の指標となる実質公債費比率への影響は、平均0.7ポイントです。
- 余剰床がほとんど確保できません。
- 北仲通南地区の業務ビルについては、みなとみらい21地区と隣接した利便性の高い地区であることを生かし、本市が戦略的に取り組む分野の本社機能、研究開発機能等の導入を図ります。

②-2 港町地区での整備案その2

- 一体型の庁舎になります。
- 最終的な入居までの事業期間は、13年となります。
- 北仲通南地区については、現行政棟や市会棟の仮移転が必要となり、北仲通南地区に特定建築者として建築する建物を仮庁舎として利用するため、2地区において建設投資が必要となります。
- 入居の翌年度以降、市債償還期間中も断続的に一般財源負担が発生します。
- 財政健全化の指標となる実質公債費比率への影響は、平均0.7ポイントです。
- 余剰床がほとんど確保できません。
- 北仲通南地区の業務ビルについては、みなとみらい21地区と隣接した利便性の高い地区であることを生かし、本市が戦略的に取り組む分野の本社機能、研究開発機能等の導入を図ります。

③ 北仲通南地区と港町地区での分庁整備案

- 2地区間は約1km、徒歩で約10分強の距離となるため、現状における本庁舎と周辺民間賃貸ビル以上に離れた分庁となります。
- 最終的な入居までの事業期間は、9年となります。
- 入居の翌年度以降、市債償還終了までの間、新たな一般財源負担は発生しません。
- 財政健全化の指標となる実質公債費比率への影響は、平均0.3ポイントです。
- 北仲通南地区の庁舎において、将来の行政部門の拡大などに活用できる、余剰床が確保できます。

《結論》

現庁舎の課題である市役所機能（執務室）の分散化の解消、事業期間、収支シミュレーションの結果などを、総合的に考慮すると、北仲通南地区での整備案が最適な案と考えられますので、今後、北仲通南地区を整備予定地と位置づけ、検討を進めます。

港町地区周辺については、新市庁舎整備を契機に、魅力ある立地特性を活かしてこれまでの業務・商業機能に加えて、大学、文化・芸術・スポーツなど新たな機能を導入し、関内・関外地区全体の活性化を図ります。

さらに、民間ビルの再整備支援や周辺市有地の跡地利用の検討などにもあわせて取り組みます。

6 今後の進め方と検討にあたって考慮すべき事項

(1) 今後の進め方

「新市庁舎整備基本構想」を踏まえて、コストの縮減や地域経済の活性化につながる事業手法、来庁者の利便性や業務の効率性に配慮したフロア計画などの検討、及び事業費や事業期間の精査などを行い、「新市庁舎整備基本計画」を策定します。

あわせて、新市庁舎整備を契機とした関内・関外地区活性化を実現するための具体的なまちづくりの検討を進めます。

(2) 検討にあたって考慮すべき事項

① 港町地区周辺再整備計画

基本構想では、港町地区周辺については、「これまでの業務・商業機能に加えて、大学、文化・芸術・スポーツなど魅力ある立地特性を活かした新たな機能を導入し、関内・関外地区全体の活性化やブランド力向上につなげていくこと」としていますが、その具体的な内容について検討し、明らかにしていく必要があります。

今後は、新市庁舎整備を契機とした関内・関外地区的活性化に向けて、港町地区周辺再整備を具体的に検討した上で、「都心臨海部再生マスターplan(仮称)」に反映していきます。

その際は、関内・関外地区的関係者をはじめ、市民の皆様や専門家などのご意見をお聞きしながら、地区の持つ歴史的・文化的資源の有効活用を図るなど、関内・関外地区的発展に寄与し、横浜の拠点にふさわしい内容となるよう検討を進めていきます。

あわせて、耐震補強実施済みである現庁舎（行政棟・市会棟）の扱いについても、関内・関外地区的活性化に向けたまちづくりの一環として検討していきます。

② 適正な建物規模

余剰床を含む新市庁舎の高さや延床面積について、北仲通南地区再開発地区計画で定められた「土地利用の基本方針」及び「建築物等の整備の方針」等の都市計画に沿って具体的な検討を進める必要があります。

事務室や会議室などの行政機能については、効率的な執行体制、事務・事業の見直し、国や県からの権限移譲なども考慮しながら、必要な建物規模を精査していきます。

余剰床の規模については、賃貸料収入を精査するとともに、将来の行政需要に対応した柔軟性や街の賑わいづくり、周辺の関係事業者への影響等を総合的に考慮しながら検討していきます。

③ 北仲通地区のまちづくりと連動した市庁舎整備計画

北仲通南地区では、新市庁舎整備を契機に、都心部歩行者ネットワークを強化し、馬車道駅を中心とした公共空地や歩行者空間を整備できるよう、建物の配置や桜木町駅からのアプローチなどの検討を進める必要があります。

北仲通北地区の再整備との整合を図るとともに、関内・関外地区的関係者をはじめ、市民の皆様や専門家などのご意見をお聞きしながら検討を進めていきます。

④ 事業費及び財政負担の削減

基本構想では、整備候補地と整備パターンを比較するため、収支シミュレーションを行いましたが、今後、建物規模やフロア計画をより具体的に検討した段階で、事業費を精査し、市債発行額等の財政負担をより詳細に示す必要があります。

様々な工夫により建設コストをできる限り縮減するとともに、市内企業の参入機会の確保など地域経済の活性化が図れるよう具体的な事業手法について検討していきます。

参考資料

資料1 新市庁舎整備に関する検討経緯 ······	参 1
(1) 新市庁舎整備に関する検討について ······	参 1
(2) 横浜市会における検討状況について (平成24年度) ······	参 2
(3) 新市庁舎整備の基本理念・機能の検討経過 (平成24年7月9日 新市庁舎に関する調査特別委員会資料より) ······	参 3
(4) 新市庁舎整備の整備場所(候補地)・規模の検討経過 (平成24年7月9日 新市庁舎に関する調査特別委員会資料より)	参 4
資料2 新市庁舎の想定規模の検討 ······	参 5
(1) 新市庁舎の想定規模 (平成24年7月19日 新市庁舎に関する調査特別委員会資料より) ······	参 5
資料3 新市庁舎の整備場所の検討 ······	参 11
(1) 収支シミュレーション【試算条件】 (平成24年11月8日 新市庁舎に関する調査特別委員会資料より) ······	参 11
(2) 北仲通南地区での整備案 (平成24年9月20日 新市庁舎に関する調査特別委員会資料より) ······	参 12
(3) 港町地区での整備案 (平成24年11月8日 新市庁舎に関する調査特別委員会資料より) ······	参 16
ア 港町地区での整備案① ······	参 16
イ 港町地区での整備案② ······	参 21
(4) 北仲通南地区と港町地区での分庁整備案 (平成24年11月8日 新市庁舎に関する調査特別委員会資料より) ······	参 26
(5) 市債償還終了(開業後30年)までの総事業費(支出・収入・収支) (平成24年11月30日 新市庁舎に関する調査特別委員会資料より) ······	参 30
資料4 新市庁舎整備に向けた議会のあり方に関する検討結果について(通知) ······	参 31

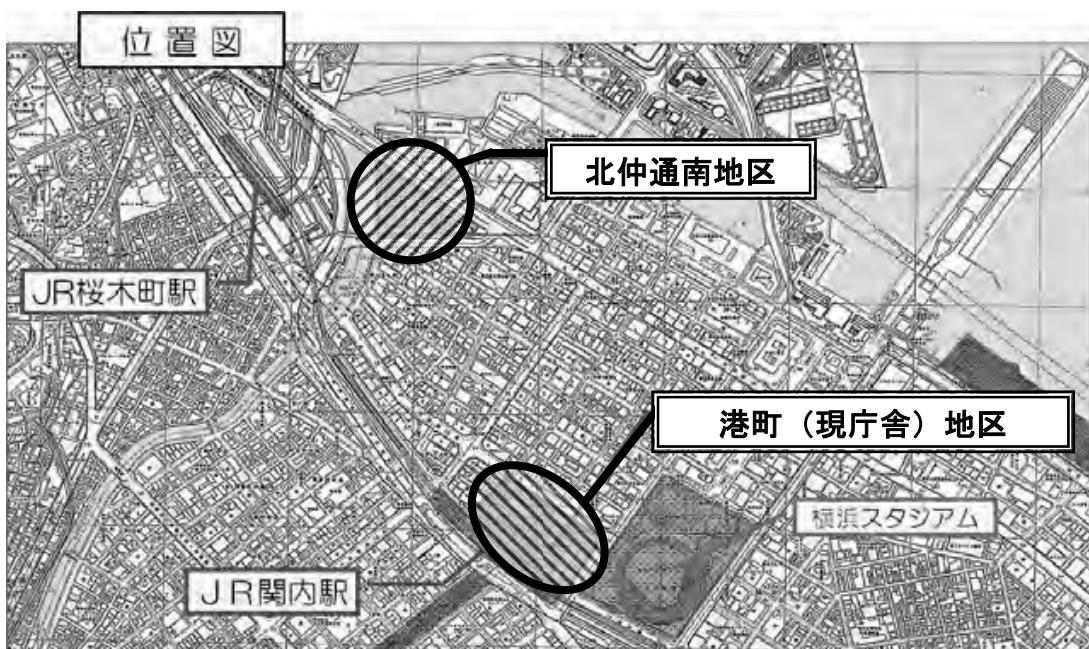
新市庁舎整備に関する検討について

1 これまでの経緯

昭和 34 年	9月	現庁舎しゅん工
平成元年	4月	市庁舎整備基金設置 (横浜市市庁舎整備基金条例施行)
平成 3 年	6月	「横浜市市庁舎整備審議会」に「21世紀にふさわしい市庁舎のあり方、条件など市庁舎整備の基本的構想に関する重要な事項」について諮問
平成 7 年	1月	「横浜市市庁舎整備審議会」答申
平成 14 年	7月	現庁舎市会棟耐震補強工事完了 (約 12.5 億円)
平成 19 年	12月	「新市庁舎整備構想素案」を公表
平成 20 年	3月	北仲通南地区の土地 1.35ha 取得 (167.8 億円、うち市庁舎整備基金 135 億円、残高 1.2 億円)
平成 21 年	4月	「新市庁舎整備を核とした事業手法検討委員会」から提言書を受理 現庁舎行政棟耐震補強工事完了 (約 50 億円)
平成 22 年	3月	「関内・関外地区活性化推進計画」を策定
平成 22 年	12月	「中期 4 か年計画」(施策 28 ヨコハマの活力源となる都心部構築)において「平成 25 年度までに新市庁舎整備基本計画の策定」を目標
平成 23 年	12月	政策・総務・財政委員会で検討開始
平成 24 年	6月	「新市庁舎に関する調査特別委員会」開催

※ 整備パターン

- ① 北仲通南地区に整備
- ② 港町地区に整備
- ③ 北仲通南地区と港町地区に整備 (分庁案)



横浜市会における検討状況について (平成 24 年度)

	新市庁舎整備全般	議会棟部分
5月	31日 市会に「新市庁舎に関する調査特別委員会」設置	
6月	6日 第1回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○平成 24 年度の委員会運営方法について 18日 政策・総務・財政委員会 ○新市庁舎整備に関する検討について	4日 市長より市会議長あてに「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方の検討」について依頼 11日 市会議長の諮問機関として「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方検討調査会」設置
7月	9日 第2回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○新市庁舎整備に関するこれまでの検討経緯について 19日 第3回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○新市庁舎整備の基本理念・機能・規模について	24日 第1回 新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会
9月	12日 政策・総務・財政委員会 ○新市庁舎整備に関する検討について ・これまでの検討経緯について ・基本理念・機能・規模について 20日 第4回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○新市庁舎整備場所の検討(その1)について ・北仲通南地区での整備案	5日 第2回 新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会 24日 「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」視察(東京都議会)の実施
10月		16日 第3回 新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会
11月	8日 第5回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○新市庁舎整備場所の検討(その2)について ・市庁舎整備候補地における地震・津波・液状化の影響と対策 ・港町地区での整備案 ・北仲通南地区と港町地区での分庁整備案 22日 第6回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○新市庁舎整備場所の検討(その3)について ・新市庁舎整備パターンの比較 28日 政策・総務・財政委員会 ○新市庁舎整備に関する検討について ・市庁舎整備候補地における地震・津波・液状化の影響と対策 ・新市庁舎整備パターンの比較 30日 第7回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○新市庁舎整備基本構想案の検討について ・新市庁舎整備基本構想(案)	6日 第4回 新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会 15日 「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」座長より議長に答申 29日 市会議長より市長あてに「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方に関する検討結果」について通知
12月	18日 政策・総務・財政委員会 ○新市庁舎整備に関する検討について ・新市庁舎整備基本構想(案)	
12月 27日～1月 28日 新市庁舎整備基本構想(案)市民意見募集		
2月	13日 第8回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○新市庁舎整備基本構想案の検討について ・市民意見募集の実施結果 ・市民意見を踏まえた新市庁舎整備基本構想の修正案	
	22日 第9回 新市庁舎に関する調査特別委員会	

新市庁舎整備の基本理念・機能の検討経過

■市庁舎整備審議会答申《H7年1月》における 「基本的理念と機能」

(1) 市民本位の行政サービスを推進する市庁舎

市民本位の行政サービスを向上、推進するには、市民と市政の相互信頼を保つことが大切であり、新市庁舎には市民の行政需要の的確な把握、市民への迅速なサービスや情報の提供、一層の業務の効率化などの機能の充実が期待されている。

また、新市庁舎は高齢者や障害をもった人たちなど多様な来庁者に対応する設備・施設の面にも十分配慮した計画であることが求められる。

(2) 市民に親しまれる開かれた市庁舎

横浜市では、市民生活の視点に立った市政を推進しており、新市庁舎は市民と市政のコミュニケーションの場として充実していくことが重要であるので、広報・広聴機能などを充実することが大切である。また、新市庁舎の建設にあたっては、周辺の都市計画を含め市庁舎と街が一体となって構成されるよう考えていかなければならない。

(3) 市民の暮らしを守る防災拠点としての市庁舎

新市庁舎には、建物や設備の高い耐震性と同時に、災害発生時に市全体の被害状況を把握し、救助・復旧などの指揮命令を行う災害対策本部機能の強化が求められる。

このため、防災センターを配置し、各局区、防災関係機関とのネットワークを充実するなど、横浜の防災、指揮命令の拠点とし、防災機能が十分発揮できるようにする必要がある。

(4) 「国際文化都市よこはま」にふさわしい市庁舎

横浜市では、今後、国際的なコンベンション都市、ピースメッセンジャー都市として幅広い分野において活発な国際交流が展開されると考えられるため、新市庁舎は、国際交流活動の進展にも配慮し、交流などの機能を備えることが求められる。このような横浜らしさを生かし、市民共有の財産として市民が誇りを持てるような「国際文化都市よこはま」にふさわしい市庁舎となることが望ましい。

(5) 将来の変化に柔軟に対応できる市庁舎

新市庁舎は、市民に親しまれ、長く活用し、経済性の高いものにすることが求められる。新市庁舎は、将来における行政需要の変化に伴う新たな要素・諸機能にも柔軟に対応できるオープンフロア方式や、「ゆとり」を持った執務スペースの確保、情報通信の変革や省資源・省エネルギー化に配慮した設備などが必要である。

■新市庁舎整備構想素案《H19年12月》における 「基本的理念」「市庁舎像」

協働の育成

的確な情報や行政サービスを提供し、市民との協働を育む開かれた市庁舎

【求められる性能】

- ・ワンストップで便利な窓口、いつでもどこでも必要な情報が得られる機能
- ・市民の交流や活動、市民と職員や議員等とのコミュニケーションの場
- ・障害者、高齢者、外国人などに配慮したユニバーサルデザインの徹底

横浜らしさの創造

横浜の魅力と活力を創造し、新しい「横浜らしさ」を生み出す核(シンボル)となる市庁舎

【求められる性能】

- ・港・丘などの歴史や地域特性を踏まえ、永く愛され親しみがもてるデザイン
- ・周辺の景観との調和や、望ましい都市景観の創造に寄与するデザイン
- ・ホスピタリティあふれるシティホール

防災拠点

防災拠点としての市庁舎

【求められる性能】

- ・建物や設備の高い耐震性
- ・高潮、台風等に対する安全性
- ・セキュリティーの向上

環境への配慮

環境に配慮した市庁舎

【求められる性能】

- ・先進的な技術の導入による省資源、省エネルギー、リサイクルの実現
- ・IT技術なども活用した、トータルでの環境負荷の軽減
- ・建物設備のライフサイクルコストの考慮

将来変化への柔軟な対応

財政負担の軽減や将来の変化への柔軟な対応を図り、長期間有効に使い続けられる市庁舎

【求められる性能】

- ・IT化なども含めた機能的で生産性・効率性の高い執務環境
- ・維持管理費が少なく、高い施設経営効率が長期的に見込める市庁舎
- ・行政運営環境の変化や、様々な制度改革などにも柔軟に対応できる市庁舎

■関内・関外地区活性化推進計画《H22年3月》における 「基本理念」

「新しい『横浜らしさ』を生み出す」象徴

的確な情報や行政サービスを提供し、市民との協働を育む開かれた市庁舎

【機能構成】

- ・ITなどを活用した的確でわかりやすい情報の受発信機能
- ・迅速で的確な相談対応機能
- ・市民の活発な交流・活動・協働の拠点となる機能

市民に永く愛され、誰にもやさしいホスピタリティあふれる明るい市庁舎

【機能構成】

- ・誰にも親しまれ、使いやすい多目的なロビー・待合空間
- ・心地よいオープンスペース
- ・国内外からのゲストを暖かく迎える迎賓機能

あらゆる危機に対処できる、危機管理体制の中心的役割を果たす市庁舎

【機能構成】

- ・危機管理センター機能、消防指令センター機能、各種安全監視機能
- ・災害対策、復旧支援時の陸・海・空の拠点機能
- ・自家発電機能、各種部品等の備蓄機能

「環境モデル都市」にふさわしい、環境に配慮した市庁舎

【機能構成】

- ・太陽光、雨水、風力等の自然エネルギーの有効活用
- ・ごみリサイクルシステムの徹底
- ・緑地、緑化面積の十分な確保

財政負担の軽減や将来変化への柔軟な対応を図り、長期間有効に使い続けられる市庁舎

【機能構成】

- ・フレキシブルなオープンフロア構成
- ・会議室、倉庫等の共同利用施設の充実
- ・民間活力の有効活用による合理的な庁舎経営

新市庁舎整備の整備場所(候補地)・規模の検討経過

■市庁舎整備審議会答申《H7年1月》

【新市庁舎の建設候補地の選定条件】

- ・交通利便性、地区の機能集積、周辺への波及効果、シンボル性・歴史性、用途確保などの観点で検討
- ・全市域を対象として検討→都心部が「適当」

【建設候補地（7か所）】

- ・都心：「港町（現庁舎）地区」「横浜公園」「山下ふ頭」「北仲通地区」「新港ふ頭」「みなとみらい21高島地区」
- ・新横浜都心：「新羽地区」

※建設候補地7か所のうち
3か所をふさわしいと評価

整備場所へ候補地

(1) 港町（現庁舎）地区

- ・2代目、4代目、現庁舎が建設され、市庁舎の建設場所として市民に親しまれている。
- ・周辺に行政、商業、業務機能が集積している。
- ・JR 関内駅の駅前にあり、地下鉄も利用が可能であり利便性が高い。

(2) 北仲通地区

- ・国の合同庁舎など、行政、業務機能が集積している。
- ・水際線を活かした市庁舎の建設が可能な地区である。
- ・JR、地下鉄、東急の3路線が利用可能な桜木町の駅に近く、将来は、みなとみらい21線北仲駅にも直結可能である。
(現在のみなとみらい線馬車道駅：H16開通)

(3) みなとみらい21高島地区

- ・21世紀の都市づくりのシンボル的な地区であり、国際業務拠点としての集積が予定されている。
- ・横浜駅に近く多数の鉄道路線の利用が可能であり、高速道路の最寄のランプのみなとみらいランプは全方向ランプであり、利便性が高い。

・さらに十分な検討を行い、3か所のうちから市長において選定されたい。
・「港町（現庁舎）地区」以外に選定する場合は、関内周辺地区への影響や都心の機能強化の視点もふまえ、移転後の利用計画を十分に検討することが必要である。

規模

行政部門：15万9千～17万7千m²程度 (6,000人)

- (考慮事項)
- ・情報システムの変化等に対応した職員1人当たりの執務スペースの確保、会議室の充実
 - ・市民への情報提供、情報公開などに対応した市政情報センターの充実
 - ・市の防災拠点としての防災センター機能
 - ・開かれた市庁舎、快適な市民の待合い空間、高齢者や障害者等への配慮

市会部門：1万2千～1万3千m²程度 (94人)

- (考慮事項)
- ・円滑な議会活動が行えるよう、審議スペース、傍聴スペース、議員関連室の充実、PRコーナーの設置など

■新市庁舎整備構想素案《H19年12月》

【新市庁舎整備の基本的な考え方】

答申で候補地となっている横浜都心部「港町（現庁舎）地区」「北仲通地区」「みなとみらい21高島地区」において、行政機能に関する業務機能や商業・サービス機能に大きな影響を与えることを考慮し、周辺の街づくりと一体的に進めていく。

- 1 周辺の街づくりと一体的な推進
- 2 港町（現庁舎）地区周辺の再整備
- 3 新市庁舎整備に関わって様々なに活用できる土地の確保
- 4 現在の行政棟の有効活用

整備場所へ候補地

(1) 港町（現庁舎）地区

新市庁舎整備にかかわって様々なに活用できる土地 (=種地) の検討

(種地の条件)

一定規模のまとまった土地であり、港町地区周辺から近いこと。

港町地区周辺の再整備については、現庁舎により近い「北仲通南地区」が優位

(2) 北仲通南地区

みなとみらい21高島地区

※北仲通南地区が取得できた場合には、民間施設中心の整備の可能性が高くなる。

《整備パターン》

- ①港町（現庁舎）地区周辺に新市庁舎を整備
- ②港町地区周辺と種地に新市庁舎を整備（分庁型）
- ③種地に新市庁舎を整備

■新市庁舎整備の検討《H20年～》

北仲通南地区の土地を種地として取得 (H20.3)

(取得の経緯)

- ・平成20年第1回市会まちづくり調整・都市整備委員会(H20.2.14)
⇒補正予算及び債務負担行為の設定について可決
- ・北仲通南地区敷地譲渡契約締結(H20.3.12)

(土地の概要)

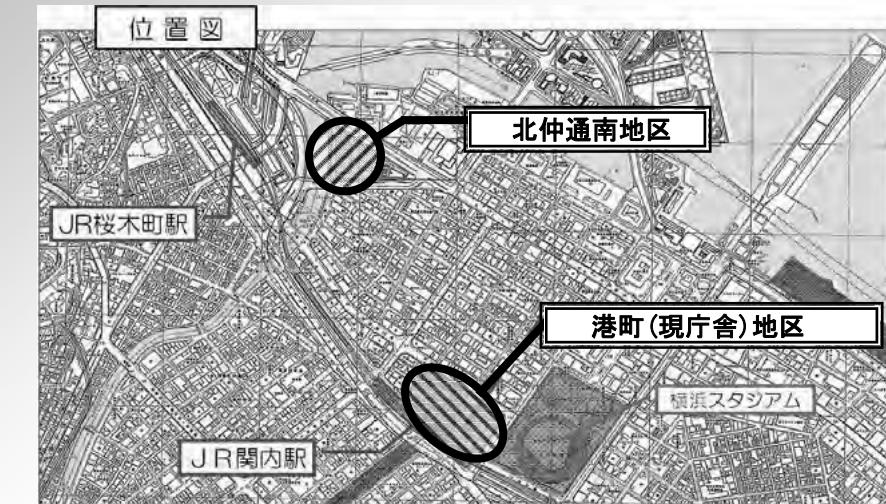
- ・所在 地：横浜市中区本町6丁目
- ・取得面積：約1.35ha
- ・取得費用：167.8億円

※新市庁舎整備の候補地を
・港町（現庁舎）地区
・北仲通南地区
とする。

■関内・関外地区活性化推進計画(H22.3)
(検討委員会からの提言)
「整備パターンは北仲通南地区を主とした現庁舎との分庁とし、港町地区周辺は、駅前という立地特性を有効に活用した機能を集積したほうが望ましい。」

(1) 港町（現庁舎）地区

(2) 北仲通南地区



《整備パターン》

- ①北仲通南地区に整備
- ②港町地区に整備
- ③北仲通南地区と港町地区に整備（分庁案）

<参考>北仲通南地区の位置図



新市庁舎の想定規模

＜規模を算定する上で前提となる条件＞

計画人口

将来人口推計において、横浜市的人口は2020年に約374万7千人(現在から2%弱の増加)でピークを迎え、その後、2055年には320万人程度まで減少すると想定されています。(図1)

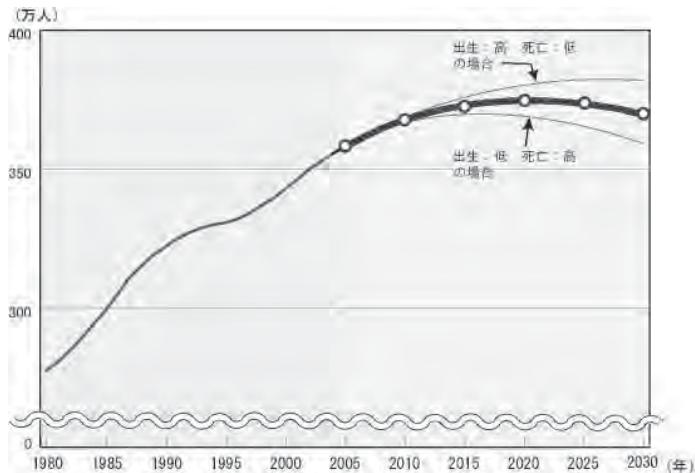


図1【将来人口の推計値(H17国勢調査ベース)】

関内地区の職員数

平成24年5月現在、関内地区勤務職員数※1は、5,938人※2で、近年はやや増加傾向にあります。(図2)

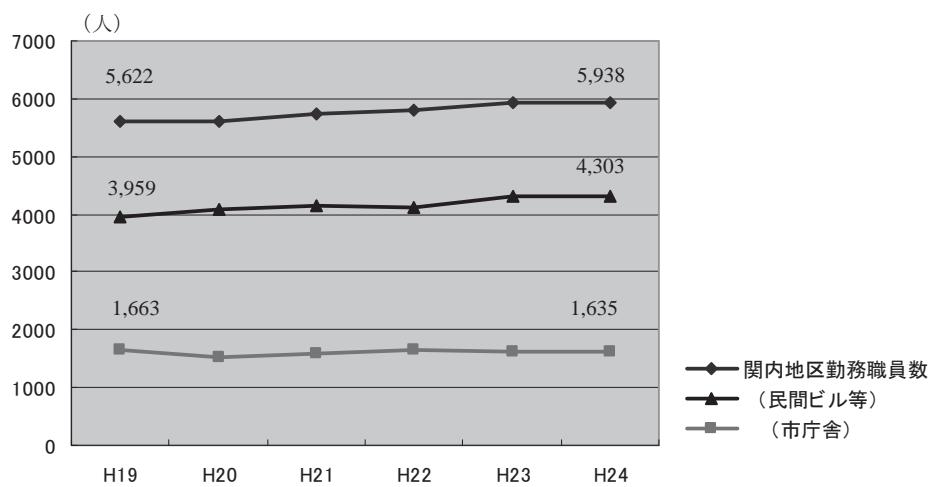


図2【関内地区勤務職員数推移】

※1 特別職を除き、嘱託・再雇用・アルバイト等を含め市庁舎及び周辺の民間ビル等に勤務する者

※2 【内訳】(平成24年)市庁舎:1,635人、民間ビル等:4,303人

市会議員数

市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例により、86人

現庁舎の規模

○市庁舎及び閑内周辺民間ビル等の規模（平成20年調査 共用部・駐車場面積を除く）【単位：m²】

用途		市庁舎	民間ビル等 ^{※3}	合計	備考
行政機能	事務室 ^{※4}	8,110 (うち特別職 閑連室：466)	29,144	37,254	職員一人当たりの規模 平均：約7.3m ² (市庁舎：約5.8m ² 民間ビル等：約7.8m ²)
	書庫・倉庫	1,587	2,503	4,090	ほか、2,880 m ² の外部倉庫有
	会議室	1,016	3,191	4,207	
	その他諸室	1,703	1,471	3,174	食堂、健康管理関係室、印刷・コピー・集配室、守衛室等
市民利用機能		580	—	580	市民相談室、市民情報センター等
危機管理機能		1,907	—	1,907	危機管理センター、災害用備蓄庫
議会機能		3,748	—	3,748	
その他	郵便局・銀行	302	—	302	
	研修室等	—	12,472	12,472	教育文化センター（研修室・市民ギャラリー等）
合計		18,953	48,781	67,734	

※3 閑内中央ビル、閑内駅前第一ビル、閑内駅前第二ビル、松村ビル、松村ビル別館、横浜閑内ビル、朝日会館、第一総業ビル、JNビル、産業貿易センター、住友生命横浜閑内ビル、横浜馬車道ビル、昭和シェル山下町ビル、横浜ニューポートビル、尾上町ビル、テーオービル、教育文化センター

※4 市民相談室、市民情報センターは「市民利用機能」、危機管理センターや議会局事務室はそれぞれ「危機管理機能」「議会機能」で計上しているため、除いている。また、教育文化センター内事務室については、その他「研修室等」に含めて計上している。

○その他の主な建物・組織

消防局・消防指令センター（保土ヶ谷区）／ 総務局IT活用推進部情報システム課（戸塚区）
病院経営局（保土ヶ谷区）／ 横浜市研修センター（中区）

考慮すべき要因

○外的要因

- ・将来人口の増減
- ・市民ニーズの多様化
- ・地方分権の進展に伴う国や県からの権限移譲、とりわけ特別自治市制度の創設による事務移譲及び職員・施設等の移管

○内的要因

- ・特別自治市創設による これまで以上の区役所への分権及び機能強化の推進
- ・不断の行政改革による 簡素で効率的な執行体制づくりや 事務・事業の徹底した見直し
- ・ICTの活用による 事務全体の最適化 など

規模算定の考え方

- ・職員数の長期的動向については、外的・内的要因によって様々に変化することが予想され、現時点で確定することは難しいと考えられます。
- ・そこで、今後の検討では、現在の閑内地区勤務職員数と同規模の5,900人^{※5}を、規模算定のための基準となる数値とします。 ※5 横浜市研修センター職員を除く
- ・ただし、「考慮すべき要因」等により、組織・業務の拡大・縮小が実施されることを想定し、フレキシブルに対応できることが必要と考えられます。

＜用途ごとの規模算定の考え方＞

①事務室の規模算定について

標準的な事務室の規模については、国の算定基準に基づく試算値や、他都市・民間オフィス事例などを参考に、現状を踏まえ整理・検討を行います。

なお、市民相談室、市民情報センター、危機管理センター、議会局事務室及び諸室の規模については、別途検討^{※6}することとし、これらの事務室で働く職員数を、5,900人から除いた数値（5,650人）を事務室規模算定のための基準職員数として検討します。

【国の算定基準】

- ・「総務省地方債事業費算定基準」^{※7}による試算値
- ・「国土交通省新営庁舎面積算定基準」^{※8}による試算値

【他都市・民間オフィスの実績面積】

- ・政令指定都市の本庁舎執務室面積
- ・民間オフィスの使用実態

※6 例えば、市民情報センターは、事務スペース以外に行政資料コーナーや情報公開コーナーなどを持っているため、別途検討することとします。

※7 地方債計画として庁舎整備をする場合における標準的な事業費を算定するための基準（総務省事務次官通知 平成22年度まで適用）

※8 官庁営繕関係の統一基準

○ 「総務省地方債事業費算定基準」による試算値

	局長	理事・部長	課長	補佐	係長	職員	合計
職員数(人)	22	156	415	289	773	3,995	5,650
職位別の人一人当たり(m ²) ^{※9}	54.0	54.0	22.5	9.0	9.0	4.5	
面積(m ²)	1,188.0	8,424.0	9,337.5	2,601.0	6,957.0	17,977.5	46,485
職員一人あたり：							約 8.2 m ²

※9 4.5m²を基準に、職位別の換算率を乗じて、一人当たりの面積が算出される。

○ 「国土交通省新営庁舎面積算定基準（地方大官庁：第1次出先機関）」による試算値

	局長	理事・部長	課長	補佐	係長	職員	合計
職員数(人)	22	156	415	289	773	3,995	5,650
職位別の人一人当たり(m ²) ^{※10}	39.6	39.6	22.0	11.0	7.9	4.4	
面積(m ²)	871.2	6,177.6	9,130.0	3,179.0	6,122.2	17,578.0	43,050
職員一人あたり：							約 7.6 m ²

※10 4.0m²を基準に、補正率(10%)及び職位別の換算率を乗じて、一人当たりの面積が算出される。

○ 政令指定都市の本庁舎執務室面積

平成21年度に行った調査の結果（参考資料3）、

政令指定都市の本庁舎執務室の職員一人当たり平均面積は、約7.3m²

○ 民間オフィスの使用実態（財務省実施アンケート調査：財務省ホームページより）

平成13年度実施 調査対象 130件 一人当たり： 10.19m²（役員用個室面積を含まない）

平成16年度実施 調査対象 90件 一人当たり： 10.40m²（役員用個室面積を含む）

平成17年度実施 調査対象 1,038件 一人当たり： 13.02m²（役員用個室面積を含む）

職員一人当たり面積を整理すると次のようになりますので、これをもとに検討を進めます。

現庁舎（民間ビル等含む）	約 7.3 m ²
総務省地方債事業費算定基準による試算	約 8.2 m ²
国土交通省新営庁舎面積算定基準による試算	約 7.6 m ²
政令指定都市の本庁舎執務室面積調査による試算	約 7.3 m ²

②書庫・倉庫の規模算定について

新市庁舎への書庫・倉庫の設置は必要最小限とし、長期保存文書等については、賃料の低い場所にある民間倉庫などを積極的に利用して保管すること、また、同時に文書量自体の削減を推進し、民間倉庫利用についても徐々に削減していくことを想定して検討を進めます。

算定には、「総務省地方債事業費算定基準」、「国土交通省新営庁舎面積算定基準」を参考としながら、現状を踏まえて検討を行います。

○「地方債事業費算定基準」による試算

約 6,100 m² (①により算定された事務室に特別職を含んだ面積の 13%)

○「国土交通省新営庁舎面積算定基準（地方大官庁：第1次出先機関）」による試算

約 5,100 m² (補正率を乗じず、①により算定された事務室に特別職を含んだ面積の 13%)

③会議室の規模算定について

会議室のうち、各局共通で使うことができる共用会議室は、稼働率が高く（平成 22 年度：約 86.2%）、必要時に使用できない状況が慢性化しているため、拡充する必要があります。

ただし、必要最小限の増床となるよう、会議室を集約したフロアの設置や予約システムの工夫による効率的な運用、事務室における打合せスペースの配置等についても検討していきます。

④市民利用機能、危機管理機能、その他諸室の規模算定について

市民利用機能(市民相談室、市民情報センターなど)、危機管理機能(危機管理センターなど)、その他諸室(守衛室など)については、現状をベースに、拡充が必要な点を具体的に確認しながら検討を進めます。

⑤議会機能(議会局を含む)の規模算定について

「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」での検討内容を基に、連携して検討を進めます。

⑥共用部分・その他の用途について

廊下、トイレ、階段、エレベーター、機械室等の共用部分の面積は、全体面積の 40%として検討を進めます。

また、今後、規模、整備予定地を決定していく中で、容積率に余裕が出ることも考えられます。

その場合は将来的な組織・業務等の拡大への対応や、行政機能に限らず多様性のある建物とするため、余剰床の活用についても検討していきます。

＜行政部門の想定規模の試算＞

- ・事務室の規模は、前ページ①に基づき、職員一人当たり面積に職員数を乗じた値に、特別職関連室面積を加えて算出しました。この時、事務室の想定規模の範囲を、下限を7.3m²（＝現庁舎）、上限を8.2m²（＝総務省地方債事業算定基準による試算結果）として仮定して試算しました。
- ・その他、書庫・倉庫、会議室等については、前ページ②～⑥に基づき試算しました。

			面積 (m ²)	考え方		
			(A) (B)			
行政機能	事務室	職員～局長事務室	41,200～ 46,300	A：現庁舎の職員一人当たりの平均面積(7.3m ²)×職員数(5,650人) B：総務省地方債事業算定基準による試算の職員一人当たりの面積(8.2m ²)×職員数(5,650人)		
		特別職関連室	500～ 800	A：現庁舎の規模 B：応接室、待合スペースなどの拡充		
	書庫・倉庫		4,100～ 6,100	A：現庁舎の規模 B：総務省地方債事業費算定基準による試算結果		
	会議室		4,200～ 5,400	A：現庁舎の規模 B：高い稼働率の緩和のため、共用会議室を現状の7割程度拡充 迎賓機能を持つ特別会議室等の設置		
	その他諸室		2,000～ 3,200	A：食堂はビル内の民間機能で担うことを想定し、現庁舎の規模から食堂を除いた規模 B：現庁舎の規模		
市民利用機能			600～ 1,900	A：現庁舎の規模（市民相談室・市民情報室） B：市民が憩えるロビー空間や市民との協働を促進するためのスペース、総合案内スペースなどの設置 市民相談室や市民情報室における相談ブースなどの拡充		
危機管理機能			1,900～ 2,000	A：現庁舎の規模 B：事務室（災害対策本部を開設・維持するためのシステム、物資及び機材等の整備）及び庁舎内備蓄庫等の拡充		
専用部分合計			54,500～ 65,700			
共用部			36,300～ 43,800	全体の40%と想定		
合計			90,800～ 109,500			

**整備場所のセットでの検討に向けた資料作成作業のための
行政部門面積案（イメージ）**

- ・「事務室」はAとBの中間値 $7.75\text{m}^2/\text{人}$ で試算
- ・「書庫・倉庫」及び「その他諸室」はA
- ・「会議室」「市民利用機能等」はB（必要とされる機能の充実を図る）
として想定規模を試算

用途			考え方	面積（ m^2 ）
行政機能	事務室	職員～局長室	(A+B) / 2	43,800
		特別連絡室	B	800
	書庫・倉庫		A	4,100
	会議室		B	5,400
	その他の諸室		A	2,000
市民利用機能			B	1,900
危機管理機能			B	2,000
専用部分合計				60,000
共用部				40,000
合計				100,000

《注意事項》

- ※あくまでもこの値は今後検討を進めていく上で一つの案です。
- ※議会機能は含まれていません。
- ※駐車場は含まれていません。
- ※端数処理の関係で数値が一致しない場合があります。

《参考》行政部門の過去の検討規模

市庁舎整備審議会答申 (平成7年1月)	15万9千～17万7千 m^2 程度
新市庁舎整備構想素案 (平成19年12月)	11万～14万 m^2 程度



新市庁舎の整備場所の検討

収支シミュレーション【試算条件】

<支出>

●新庁舎の設計・建設費

- ・建設費:350千円／ m^2 ※1
- ・設計費等:建設費の5%※1(調査、基本設計、実施設計、工事監理)

●現庁舎の改修・解体費

- ・現行政棟(21,000m²)改修費:30億円(空調設備・屋上防水・内装・床補強等)※建築局試算
(改修後、50年以上利用できる想定とする。)
- ・現市会棟(9,000m²)解体費:2.7億円(30千円／ m^2 ※1)
- ・現行政棟(21,000m²)解体費:6.3億円(30千円／ m^2 ※1)

●新庁舎・現行政棟(改修後)の維持管理・計画修繕費

- ・維持管理費等(経常的修繕費を含み、警備費を除く):5.1千円／ m^2 ・年※1
- ・計画修繕費:125千円／ m^2 ・50年間※1 を、5年毎に割り振り

●移転・退去修繕費

- ・移転費:10千円／ m^2 ※本市移転時の実績(什器の購入費は見込んでいない。)
- ・退去修繕費:12千円／ m^2 ※本市移転時の実績

●市債償還

《市債発行条件》

- ・償還期間:30年[満期一括償還10年債を想定(2回借換)]
- ・起債利率:1.66%(過去10年間の10年以上の長期債総発行額の平均利率)
- ・起債対象:行政使用する建築物の建設費、実施設計・工事監理費、改修費、市庁舎建替目的の解体費
[調査・基本設計費、余剰床分(設計費・建設費)及び市庁舎建替目的以外の解体費は起債対象外]
- 《耐震改修費用市債充当分の繰上償還》※現庁舎を解体又は用途変更する場合に発生(H34年度と仮定した場合)
 - ・現市会棟解体時:4.17億円
 - ・現行政棟解体又は用途変更時:26.49億円

<収入>

●民間ビル賃借料・現庁舎維持管理費等

- ・民間ビル賃借料・共益費等:20.60億円／年
[H24年度の再配置終了後の新庁舎入居想定部署 46,000m²分(先行して新庁舎へ移転する場合は面積按分)]
- ・現庁舎維持管理費等・計画修繕費:2.46億円／年(8.2千円／ m^2 ・年※1)
合計23.06億円／年
- ・耐震改修費用市債充当分を繰上償還することにより不要となる後年度負担の減額分
現市会棟解体時:0.41～0.01億円(事業年度9年目～20年目)
現行政棟解体又は用途変更時:1.53～0.34億円(事業年度9年目～27年目)

●市債発行による収入

- ・起債対象額を実施年度へ割り振り

●民間への土地・建物賃貸収入

- ・北仲通南地区:共益費込み15.0千円／坪・月※2で賃貸(空室率12%※3)
- ・港町地区:共益費込み14.0千円／坪・月※2で賃貸(空室率12%※3)
- ・駐車場(各地区共通):35千円／月※2で賃貸(空き率12%※3)
- ・現市会棟跡地:年間、地価※4の3%で賃貸

※1:16万m²規模の庁舎を想定した民間事業者へのヒアリング調査結果等による。

※2:近隣相場調査結果による。

※3:H23.12末時点横浜ビジネス(関内、横浜駅、新横浜)地区平均空室率

※4:H24年度路線価を基に算定



北仲通南地区での整備案

北仲通南地区：新市庁舎建設

余剰床 → 賃貸

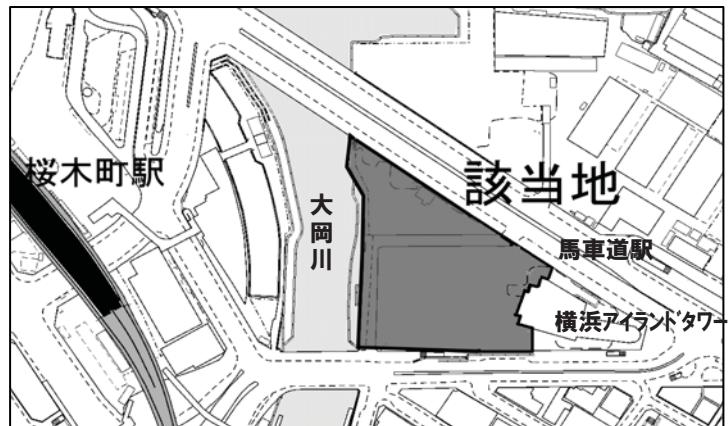
港町地区：現市庁舎

行政棟：改修 → 賃貸

市会棟：解体・撤去 → 土地を賃貸

土地の概要

- ◆ 所在地：中区本町6丁目
- ◆ 敷地面積：約13,500m²
- ◆ 用途地域：商業地域
- ◆ 容積率の最高限度：1,080%（約145,600m²）
- ◆ 高さの最高限度：190m



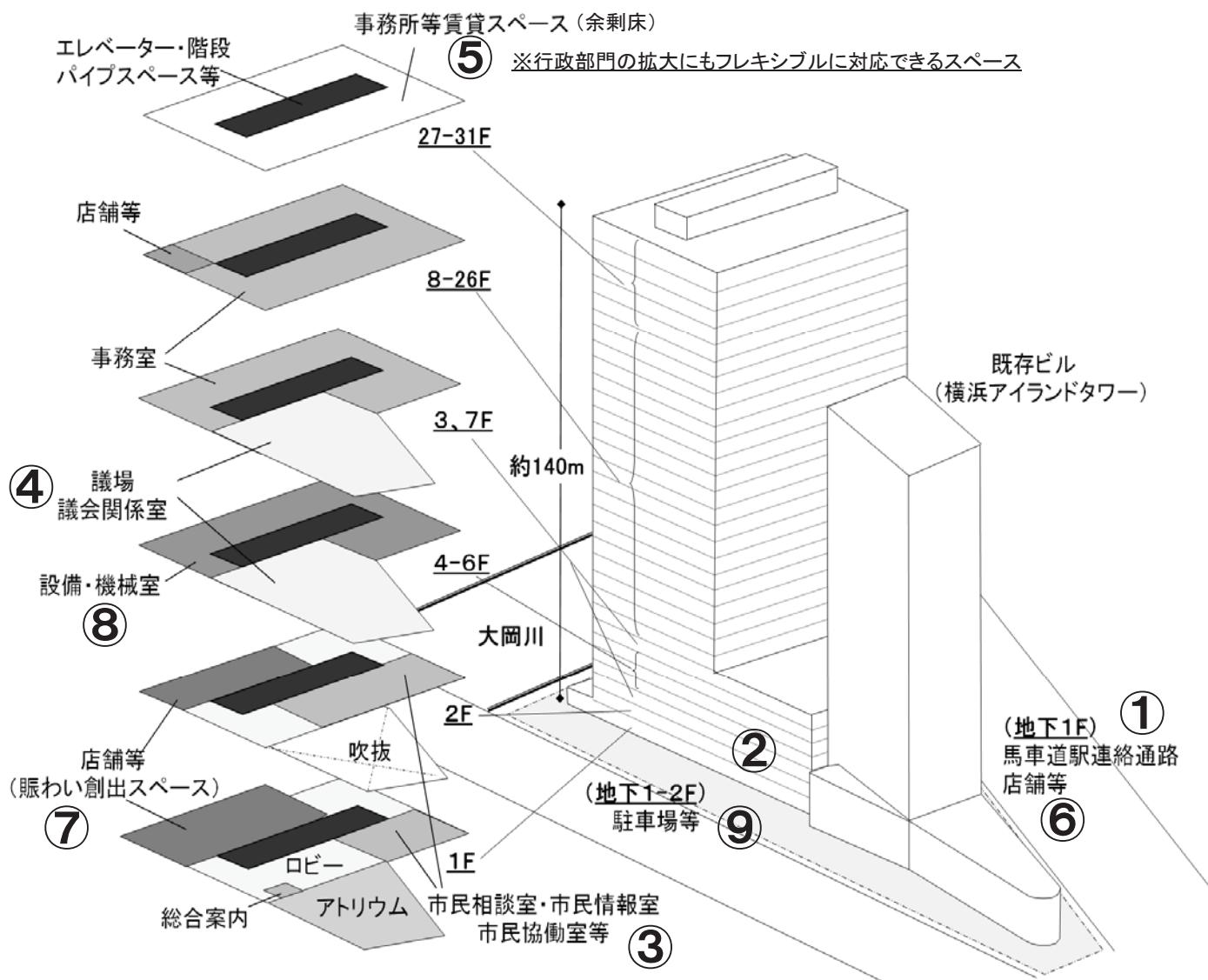
敷地の特徴

- ◆ 国の合同庁舎など、行政、業務機能が集積しており、関内地区とみなとみらい21地区との結節点として重要な地区です。
- ◆ 隣接する北仲通北地区では、民間事業者による業務・商業・住宅などの再開発事業が進んでいます。
- ◆ 市街地再開発事業地区の第2工区に位置し、第1工区（横浜アイランドタワー）を含め、再開発地区計画で、用途や形態の制限が規定されています。
- ◆ 慶長型地震では、1.2m程度の浸水の可能性があります。（港町地区も1.2m程度）[神奈川県津波浸水予測図より]
地盤は、支持層（上総層群）の深さが最大で40mと想定されます。（港町地区は最大で45m）[横浜市地盤地図情報より]

新市庁舎のイメージ(施設内容)

- ◆ 超高層ビル1棟(想定高さ約140m)。横浜アイランドタワー(約120m)とは、1階及び地下で連絡します。(下図①)
- ◆ 横浜アイランドタワーとの間に吹き抜けの大空間(アトリウム)を設け、市民が憩えるロビー空間とします。(下図②)
- ◆ 市民相談室、市民情報室、総合案内所等の市民利用機能は、1・2階に配置します。(下図③)
- ◆ 議会機能の配置については、議会での検討結果を反映させます。(下図④)
- ◆ 容積率を最大限使用した場合、約145,000m²となり、行政部門と市会部門を合わせた112,000m²を除くと、賃貸可能な約20,000m²の余剰床が発生するた、め民間の導入機能としては、上層階を事務所等のオフィス機能(行政部門の拡大にもフレキシブルに対応できるスペース)、下層階を店舗等の商業機能として賃貸します。(下図⑤⑥⑦)
- ◆ 例えば、みなとみらい線馬車道駅と直結する地下階及び1・2階の大岡川沿いには、賑わい創出スペースとして、就業者・来庁者・来街者向けの店舗(飲食・物販)等を配置します。(下図⑥⑦)
- ◆ 設備・機械室は地上階に配置します。(下図⑧)
- ◆ 建物まわりは、快適な歩行空間や、まちのシンボルとなるような四季折々の花を配した開かれた空間とし、駐車場は地下に配置します。(下図⑨)

新市庁舎のイメージ図



想定面積

想定面積合計	164,000 m ²	行政部門	市会部門	余剰床 注1
専用・共用部分合計	145,000 m ²	100,000 m ²	12,000 m ²	33,000 m ²
専用部分	87,000 m ²	60,000 m ²	7,000 m ²	20,000 m ²
共用部分 注2	58,000 m ²	40,000 m ²	5,000 m ²	13,000 m ²
駐車場 注3	19,000 m ²	—	—	—

注1:事務室・店舗等として賃貸

注2:アトリウムを含む

注3:容積率制限対象外

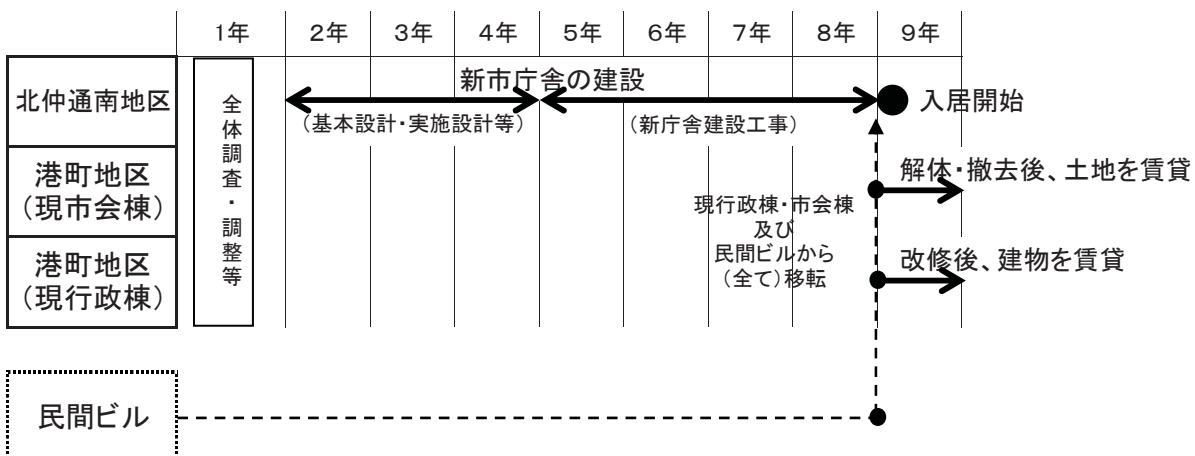
想定建設費等

- ◆ 建設費 : 約574億円 (350千円/m² × 164,000m²)
- ◆ 設計費等 : 約29億円 (建設費の5%)

} 合計 約603億円

入居開始までのスケジュール

※引越し回数: 1回



収支シミュレーションの条件

新市庁舎の建設は、市が直接発注するものとします。

《主な試算条件》

◆ 建設費・設計費等の調達方法

- ・ 市債 : 約 457 億円
- ・ 一般財源 : 約 146 億円 (余剰床部分は起債対象外)

◆ 現行政棟改修費の調達方法

- ・ 一般財源 : 約 30 億円 (賃貸目的のため起債対象外)

◆ 民間ビル賃借料・現庁舎維持管理費等

- ・ 新市庁舎への入居から市債償還終了までの間は、恒常に支出し続けなければならない費用 (民間ビル賃借料(約20.60億円/年)及び現庁舎維持管理費等・計画修繕費(約2.46億円/年))を所与の財源とします。

◆ 賃料による収入

- ・ 民間への土地・建物賃貸収入 : 事業年度9年目:約12.48億円/年
事業年度10年目以降:約19.07億円/年

※改修後の現行政棟及び現市会棟跡地の賃貸料収入を含みます。

港町地区での整備案①

港町地区：現市庁舎

行政棟：改修 → 新市庁舎として利用
市会棟：解体・撤去 → 新市庁舎建設

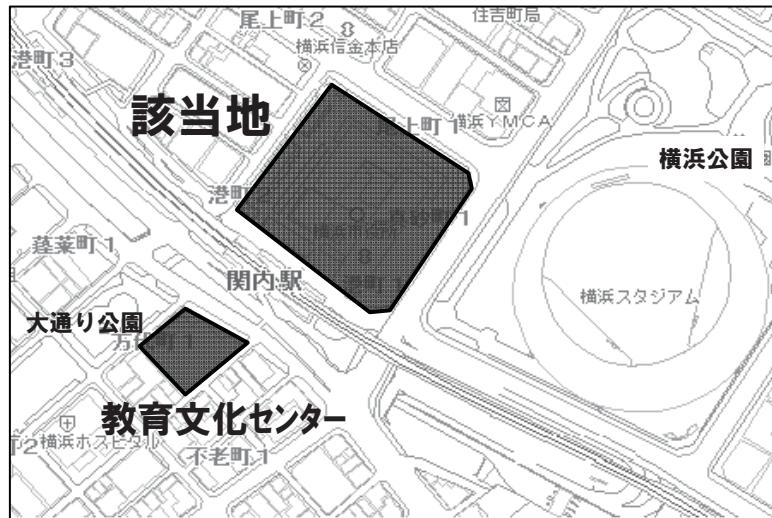
教育文化センター跡地 → 新市庁舎建設

北仲通南地区：建築物を建設し、仮庁舎として使用、余剰床は賃貸
→ 新市庁舎に移転後は建物全体を賃貸

土地の概要

《現庁舎敷地》

- ◆ 所在地：中区港町1丁目
- ◆ 敷地面積：約16,500m²
- ◆ 用途地域：商業地域
- ◆ 容積率の最高限度：800%（約131,800m²）
(現庁舎延床面積：約30,000m²)
- ◆ 高さの最高限度：31m（第7種高度地区）
(横浜市市街地環境設計制度
により75mまで緩和可能)



《教育文化センター跡地》

- ◆ 所在地：中区万代町1丁目
- ◆ 敷地面積：約2,600m²
- ◆ 用途地域：商業地域
- ◆ 容積率の最高限度：800%（約21,200m²）
- ◆ 高さの最高限度：31m（第7種高度地区）
(横浜市市街地環境設計制度
により75mまで緩和可能)

敷地の特徴

《現庁舎敷地》

- ◆ JR関内駅前にあり、2代目（1911年～23年）、4代目（1925年～44年）、7代目（1959年～）の市庁舎の建設場所として市民に親しまれています。
- ◆ 周辺に商業・業務機能が集積しており、関内地区と関外地区との結節点として重要な地区です。
- ◆ 道路を挟んで隣接する横浜公園には横浜スタジアムがあります。
- ◆ 敷地の一部（地下）に横浜市営地下鉄が通っています。
- ◆ 慶長型地震では、1.2m程度の浸水の可能性があります。（北仲通南地区も1.2m程度）[神奈川県津波浸水予測図より]
地盤は、支持層（上総層群）の深さが最大で45mと想定されます。（北仲通南地区は最大で40m）[横浜市地盤地図情報より]

《教育文化センター跡地》

- ◆ 現市庁舎とは、JR関内駅、山下長津田線、首都高速道路を挟んで位置します。
- ◆ 大通り公園が近接しています。

新市庁舎のイメージ(施設内容)

《現行政棟》

- ◆ 現行政棟は改修して、引き続き市庁舎として利用します。(下図①)
- ◆ 駐車場は既存のものを活用し、敷地内に配置します。(下図②)

《現市会棟跡地増築棟》

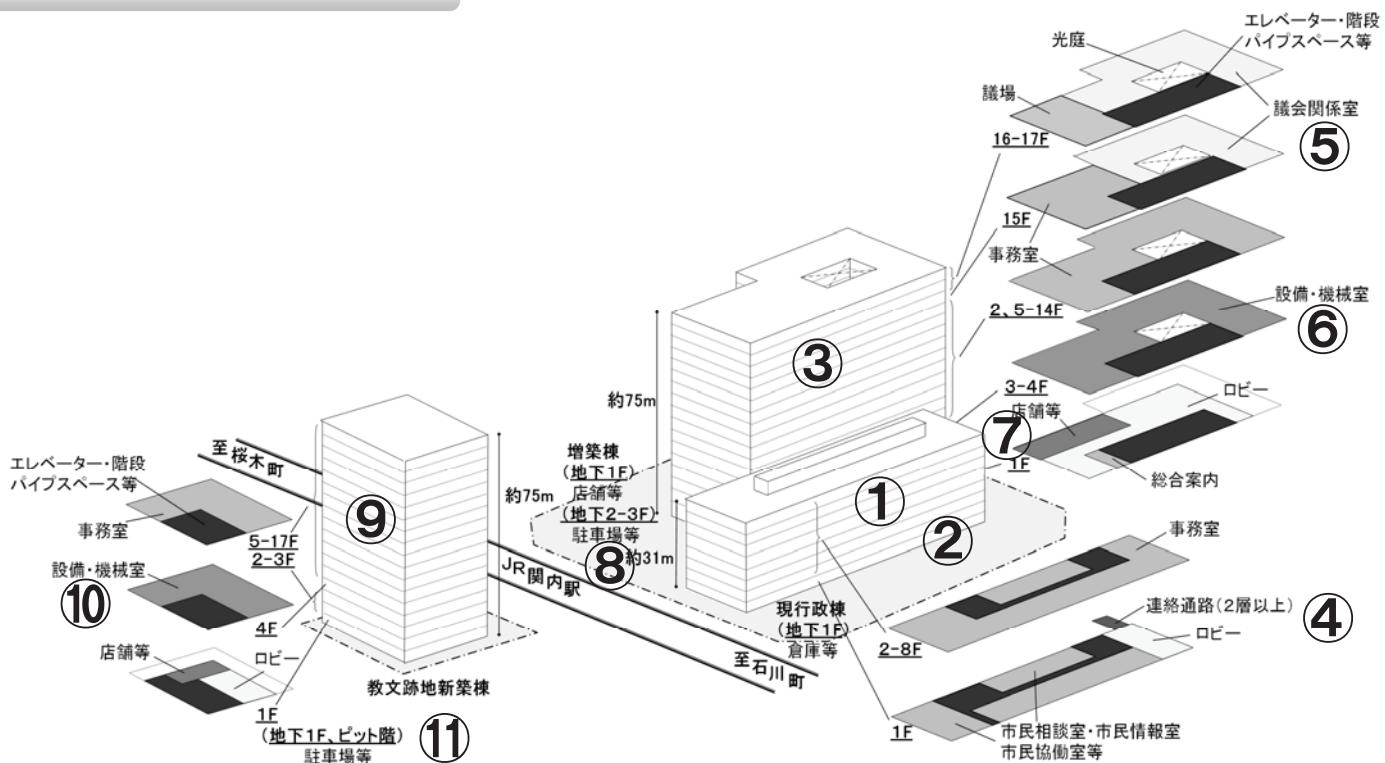
- ◆ 現市会棟は解体・撤去し、高さ約75m注)、延床面積約67,000m²の新市庁舎増築棟を建設します。(下図③)
- ◆ 現行政棟とは連絡通路で連絡します。(下図④)
- ◆ 議会機能の配置については、議会での検討結果を反映させます。(下図⑤)
- ◆ 設備・機械室は地上階に設置します。(下図⑥)
- ◆ 下層階の一部を店舗等の商業機能として賃貸(約1,000m²程度)します。(下図⑦)
- ◆ 駐車場は地下に配置します。(下図⑧)

《教文跡地新築棟》

- ◆ 現行政棟及び現市会棟跡地に建設する新市庁舎のみでは、必要規模が不足するため、教育文化センター跡に高さ約75m注)、延床面積約22,000m²注)の新市庁舎新築棟を建設します。(下図⑨)
- ◆ 設備・機械室は地上階に設置します。(下図⑩)
- ◆ 駐車場は地下に配置します。(下図⑪)

注)横浜市市街地環境設計制度を適用

新市庁舎のイメージ図



仮庁舎のイメージ(施設内容)

- ◆ 建設可能な最大限の規模、約145,000m²(駐車場除く)の建物を建設し、仮庁舎として使用、発生する賃貸可能な余剰床約69,000m²を事務所等のオフィス機能や店舗等の商業機能として賃貸します。
- ◆ 新市庁舎へ移転後は、建物全体を賃貸します。

想定面積

《新市庁舎》	想定面積合計	121,000 m ²	現行政棟		現市会棟跡地増築棟 行政部門	市会部門	教文跡地新築棟
			行政部門	市会部門			
専用・共用部分合計	109,000 m ²		21,000 m ²	54,000 m ²	12,000 m ²	22,000 m ²	
専用部分	67,000 m ²		14,000 m ²	33,000 m ²	7,000 m ²	13,000 m ²	
共用部分	42,000 m ²		7,000 m ²	21,000 m ²	5,000 m ²	9,000 m ²	
駐車場	11,000 m ²		—		9,000 m ²	2,000 m ²	
店舗(余剰床)	1,000 m ²		—		1,000 m ²	— m ²	

(行政部門:97,000m²、市会部門:12,000m²)

《仮庁舎(北仲通南地区)》

想定面積合計	164,000 m ²	行政部門	市会部門	余剰床
専用・共用部分合計	145,000 m ²	23,000 m ²	7,000 m ²	115,000 m ²
専用部分	87,000 m ²	14,000 m ²	4,000 m ²	69,000 m ²
共用部分	58,000 m ²	9,000 m ²	3,000 m ²	46,000 m ²
駐車場	19,000 m ²			19,000 m ²

※駐車場は容積率制限対象外

※値は端数処理しています。

想定建設費等

《新市庁舎》 ※現市会棟跡地増築棟、教文跡地新築棟分

- ◆ 建設費 : 約350億円 (350千円/m² × 100,000m²)
- ◆ 設計費等 : 約18億円 (建設費の5%)

合計 約398億円

《現行政棟》

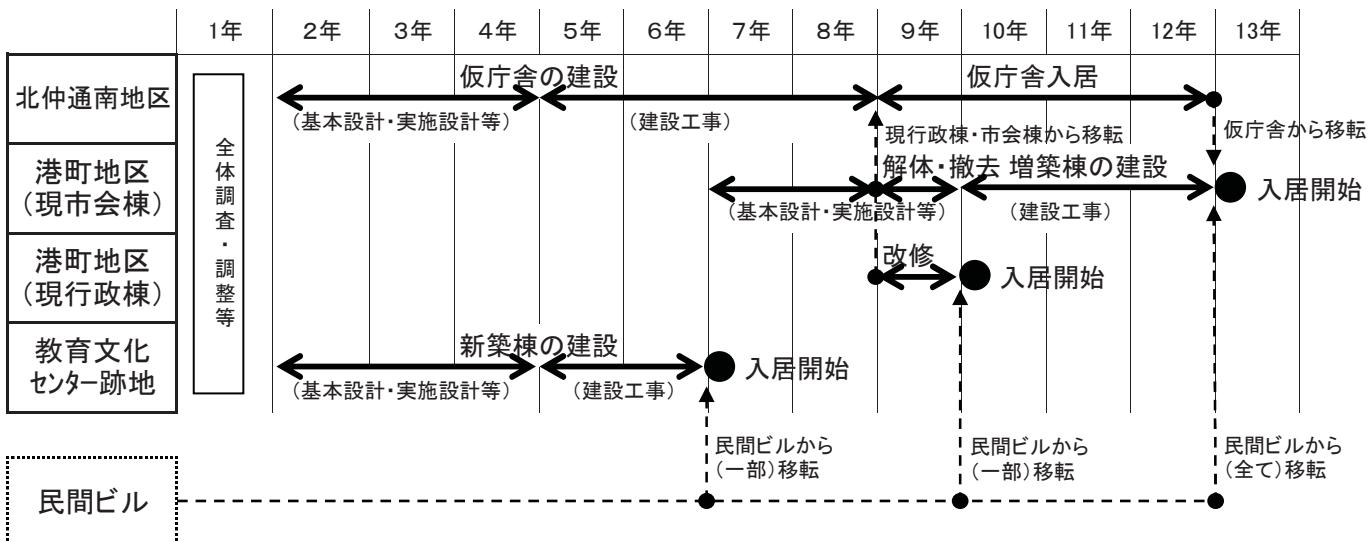
- ◆ 改修費 : 約30億円 (空調設備・屋上防水・内装・床補強等)

《仮庁舎(北仲通南地区)》

- ◆ 事業費 (民間資金の活用) 30年間 : 約1,100億円

入居開始までのスケジュール

※引越し回数:4回



収支シミュレーションの条件

本市が北仲通南地区第二種市街地再開発事業の特定建築者であるため、北仲通南地区に建築物を建設し、仮庁舎として使用します。

北仲通南地区に建設する建築物については、仮庁舎として一時的に使用するものの、本来的には民間等向けの業務ビルとなるため起債の対象外となり、全て一般財源により建設することは困難であることから、民間資金を活用した手法を検討します。

《試算条件》

◆建設費・設計費等・改修費の調達方法（新市庁舎）

- ・市 債 : 約 385 億円（現市会棟跡地増築:約268億円、教文跡地新築:約87億円、現行政棟改修:約30億円）
- ・一般財源 : 約 13 億円

◆北仲通南地区建築物の建設費等の調達方法

- ・延床面積 : 北仲通南地区での整備案と同規模(約164,000m²)
 - ・設計・建設費 : 北仲通南地区での整備案と同程度(約600億円)
 - ・維持管理費 : 北仲通南地区での整備案の約5%削減
 - ・基準利率 : 2.41%[過去10年の10年物スワップレート平均(約1.41%) + 1% (スプレッド)]
 - ・開業前経費(初期投資) : 約5億円(SPC設立経費、資金調達にかかる経費等)
 - ・特定目的会社(SPC)運営経費等
- } 事業費:約1,100億円

※計画修繕費は、市の直接負担とし本事業費には含めない。

◆賃料による収入

- ・民間への建物賃料収入 : 事業年度9年目～12年目(仮庁舎使用期間):約31.32億円/年
事業年度13年目以降:約39.95億円/年

※北仲通南地区の建物賃貸については、想定賃料の80%でSPCに一括で貸し付ける
(空室リスクはSPCの負担)ことを想定します。

港町地区での整備案②

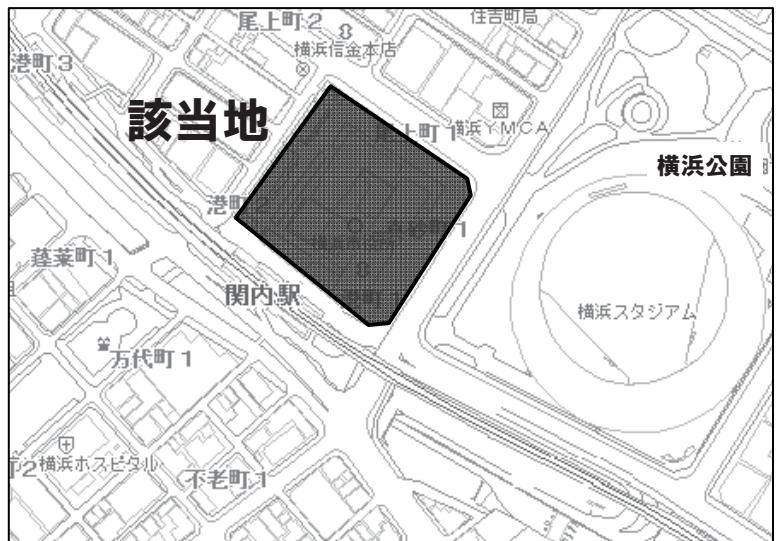
港町地区：現市庁舎 行政棟：解体・撤去
市会棟：解体・撤去 } 新市庁舎建設

北仲通南地区：建築物を建設し、仮庁舎として使用、余剰床は賃貸
→ 新市庁舎に移転後は建物全体を賃貸

土地の概要

《現庁舎敷地》

- ◆ 所在地：中区港町1丁目
- ◆ 敷地面積：約16,500m²
- ◆ 用途地域：商業地域
- ◆ 容積率の最高限度：800%（約131,800m²）
(現庁舎延床面積:約30,000m²)
- ◆ 高さの最高限度：31m（第7種高度地区）
(横浜市市街地環境設計制度
により75mまで緩和可能)



敷地の特徴

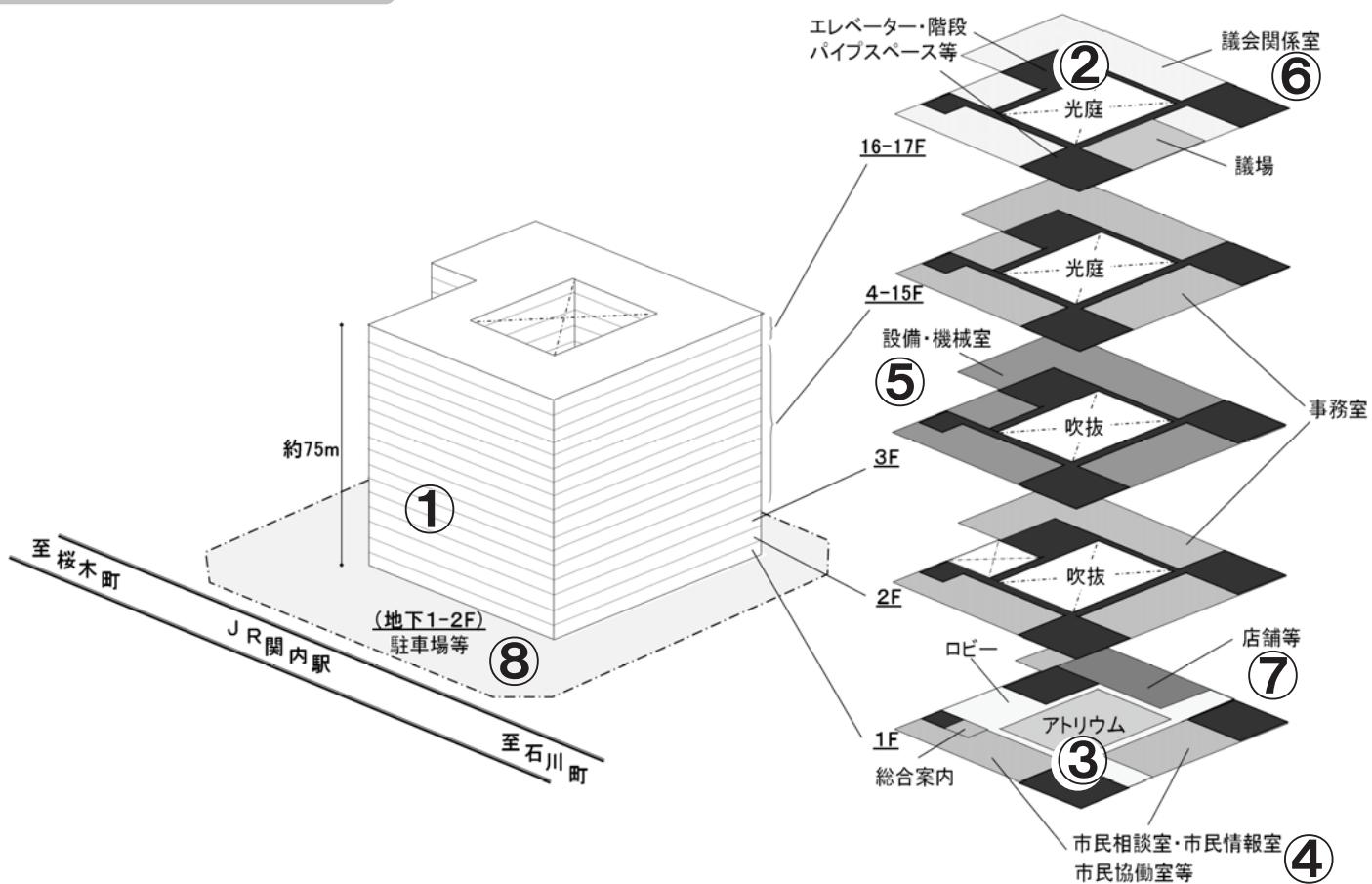
- ◆ JR関内駅前にあり、2代目（1911年～23年）、4代目（1925年～44年）、7代目（1959年～）の市庁舎の建設場所として市民に親しまれています。
- ◆ 周辺に商業・業務機能が集積しており、関内地区と関外地区との結節点として重要な地区です。
- ◆ 道路を挟んで隣接する横浜公園には横浜スタジアムがあります。
- ◆ 敷地の一部（地下）に横浜市営地下鉄が通っています。
- ◆ 慶長型地震では、1.2m程度の浸水の可能性があります。（北仲通南地区も1.2m程度）[神奈川県津波浸水予測図より]
地盤は、支持層（上総層群）の深さが最大で45mと想定されます。（北仲通南地区は最大で40m）
[横浜市地盤地図情報より]

新市庁舎のイメージ(施設内容)

- ◆ 現行政棟及び現市会棟は解体・撤去し、その跡地に新市庁舎(高さ約75m注)、延床面積約113,000m²を建設します。(下図①)
- ◆ 建物中央部には光庭を設けるとともに、下層階にはアトリウムを設け、市民が憩える空間とします。(下図②③)
- ◆ 市民相談室、市民情報室、総合案内所等の市民利用機能は、1・2階に配置し、設備・機械室も地上階に設置します。(下図④⑤)
- ◆ 議会機能の配置については、議会での検討結果を反映させます。(下図⑥)
- ◆ 下層階の一部を店舗等の商業機能として賃貸(約1,000m²程度)します。(下図⑦)
- ◆ 建物周りは、快適な歩行空間や、まちのシンボルとなるような四季折々の花を配した開かれた空間とし、駐車場は地下に配置します。(下図⑧)

注)横浜市市街地環境設計制度を適用

新市庁舎のイメージ図



仮庁舎のイメージ(施設内容)

- ◆ 建設可能な最大限の規模、約145,000m²(駐車場除く)の建物を建設し、仮庁舎として使用、発生する賃貸可能な余剰床約69,000m²を事務所等のオフィス機能や店舗等の商業機能として賃貸します。
- ◆ 新市庁舎へ移転後は、建物全体を賃貸します。

想定面積

《新市庁舎》

想定面積合計	128,000 m ²	行政部門	市会部門
専用・共用部分合計	112,000 m ²	100,000	12,000 m ²
専用部分	67,000 m ²	60,000	7,000 m ²
共用部分	45,000 m ²	40,000	5,000 m ²
駐車場	15,000 m ²		15,000 m ²
店舗(余剰床)	1,000 m ²		1,000 m ²

《仮庁舎(北仲通南地区)》

想定面積合計	164,000 m ²	行政部門	市会部門	余剰床
専用・共用部分合計	145,000 m ²	23,000 m ²	7,000 m ²	115,000 m ²
専用部分	87,000 m ²	14,000 m ²	4,000 m ²	69,000 m ²
共用部分	58,000 m ²	9,000 m ²	3,000 m ²	46,000 m ²
駐車場	19,000 m ²			19,000 m ²

※駐車場は容積率制限対象外
※値は端数処理しています。

想定建設費等

《新市庁舎》

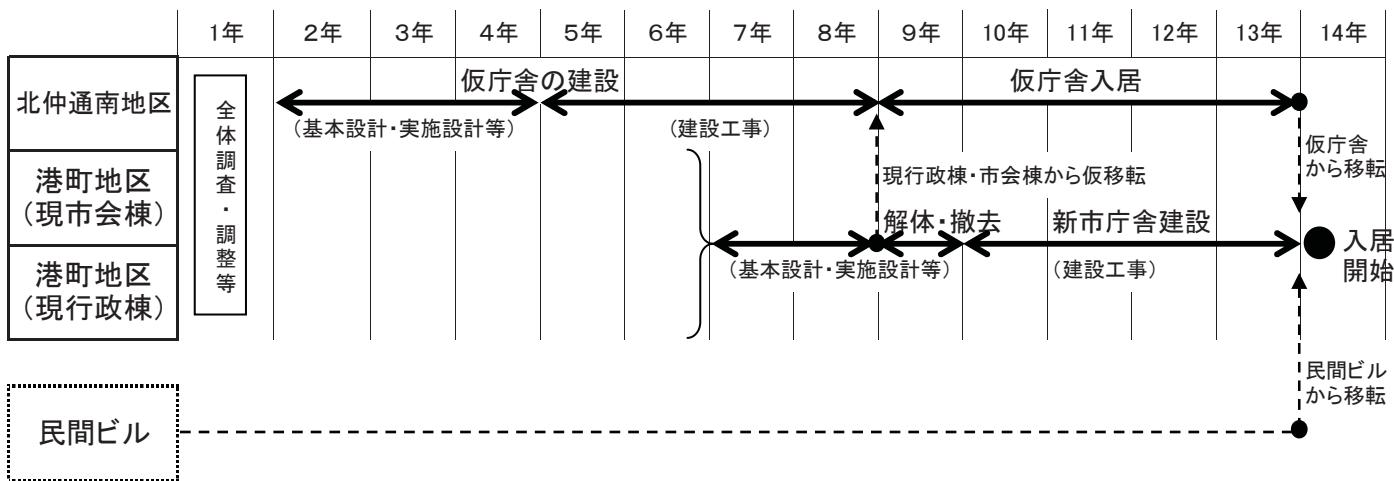
- ◆ 建設費 : 約448億円 (350千円/m² × 128,000m²)
 - ◆ 設計費等 : 約22億円 (建設費の5%)
- } 合計 約470億円

《仮庁舎(北仲通南地区)》

- ◆ 事業費 (民間資金の活用) 30年間 : 約1,100億円

入居開始までのスケジュール

※引越し回数2回



「港町地区での整備案①」と同様、本市が北仲通南地区第二種市街地再開発事業の特定建築者であるため、北仲通南地区に建築物を建設(民間資金の活用)し、仮庁舎として使用します。

《試算条件》

◆ 建設費・設計費等の調達方法（新市庁舎）

- ・ 市 債： 約 455 億円
- ・ 一 般 財 源： 約 15 億円

◆ 北仲通南地区建築物の建設費等の調達方法

「港町地区での整備案①」と同様の条件とします。

- ・ 事業費： 約1,100億円

◆ 賃料による収入

- ・ 民間への建物賃料収入： 事業年度9年目～13年目(仮庁舎使用期間)：約31.32億円/年
事業年度14年目以降：約39.95億円/年

※「港町地区での整備案①」と同様、北仲通南地区の建物賃貸については、想定賃料の80%でSPCに一括で貸し付ける(空室リスクはSPCの負担)ことを想定します。



北仲通南地区と港町地区での分庁整備案

北仲通南地区：新市庁舎建設
余剰床 → 賃貸

港町地区：現市庁舎

行政棟：改修 → 新市庁舎として利用

市会棟：解体・撤去 → 土地を賃貸

土地の概要

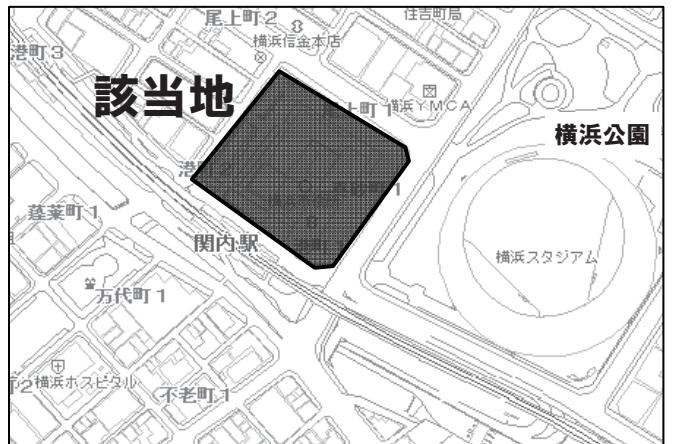
《北仲通南地区》

- ◆ 所在地：中区本町6丁目
- ◆ 敷地面積：約13,500m²
- ◆ 用途地域：商業地域
- ◆ 容積率の最高限度：1,080%（約145,600m²）
- ◆ 高さの最高限度：190m



《現庁舎敷地》

- ◆ 所在地：中区港町1丁目
- ◆ 敷地面積：約16,500m²
- ◆ 用途地域：商業地域
- ◆ 容積率の最高限度：800%（約131,800m²）
- ◆ 高さの最高限度：31m



敷地の特徴

《北仲通南地区》

- ◆ 国の合同庁舎など、行政、業務機能が集積しており、関内地区とみなとみらい21地区との結節点として重要な地区です。
- ◆ 隣接する北仲通北地区では、民間事業者による業務・商業・住宅などの再開発事業が進んでいます。
- ◆ 市街地再開発事業地区の第2工区に位置し、第1工区（横浜アイランドタワー）を含め、再開発地区計画で、用途や形態の制限が規定されています。

《現庁舎敷地》

- ◆ JR関内駅前にあり、2代目（1911年～23年）、4代目（1925年～44年）、7代目（1959年～）の市庁舎の建設場所として市民に親しまれています。
- ◆ 周辺に商業・業務機能が集積しており、関内地区と関外地区との結節点として重要な地区です。
- ◆ 道路を挟んで隣接する横浜公園には横浜スタジアムがあります。
- ◆ 敷地の一部（地下）に横浜市営地下鉄が通っています。

・慶長型地震では、両地区とも1.2m程度の浸水の可能性があります。[神奈川県津波浸水予測図より]

・地盤は、支持層（上総層群）の深さが北仲通南地区で最大で40m、港町地区で最大で45mと想定されます。

[横浜市地盤地図情報より]

新市庁舎のイメージ(施設内容)

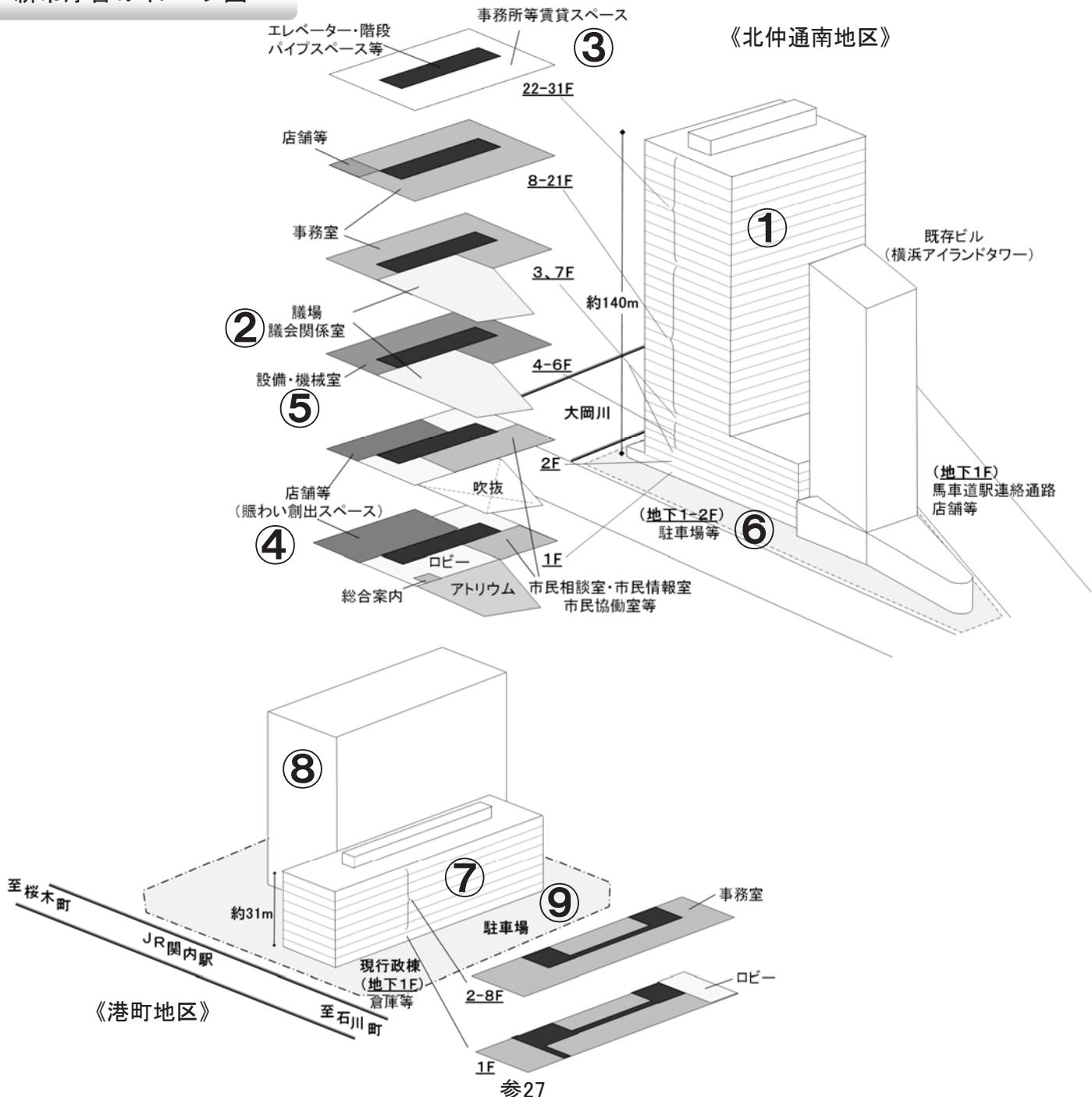
《北仲通南地区》

- ◆ 北仲通南地区に新市庁舎(高さ約140m、延床面積約145,000m²)を建設し、現市庁舎(港町地区)に収まらない規模／機能の集積を図ります。(下図①)
- ◆ 議会機能の配置については、議会での検討結果を反映させます。(下図②)
- ◆ 賃貸可能な余剰床が発生するため、民間の導入機能として、上層階を事務所等のオフィス機能(行政部門の拡大にもフレキシブルに対応できるスペース)、下層階を店舗等の商業機能として賃貸します。(下図③④)
- ◆ 設備・機械室は地上階に設置します。(下図⑤)
- ◆ 建物周りは、快適な歩行空間や、まちのシンボルとなるような四季折々の花を配した開かれた空間とし、駐車場は地下に配置します。(右図⑥)

《港町地区》

- ◆ 現行政棟は改修して、引き続き市庁舎として利用します。(下図⑦)
- ◆ 現市会棟は解体・撤去し、民間等へ土地を賃貸します。(下図⑧)
- ◆ 駐車場は既存のものを活用し、敷地内に配置します。(下図⑨)

新市庁舎のイメージ図



想定面積

《北仲通南地区》

想定面積合計	164,000 m ²	行政部門	市会部門	余剩床
専用・共用部分合計	145,000 m ²	76,000 m ²	12,000 m ²	57,000 m ²
専用部分	87,000 m ²	46,000 m ²	7,000 m ²	34,000 m ²
共用部分	58,000 m ²	30,000 m ²	5,000 m ²	23,000 m ²
駐車場	19,000 m ²			19,000 m ²

※駐車場は容積率制限対象外

※値は端数処理しています。

《港町地区》

想定面積合計	21,000 m ²
専用・共用部分合計	21,000 m ²
専用部分	14,000 m ²
共用部分	7,000 m ²

※値は端数処理しています。

想定建設費等

《新市庁舎（北仲通南地区）》

- ◆ 建設費 : 約574億円 (350千円/m² × 164,000m²)
- ◆ 設計費等 : 約29億円 (建設費の5%)

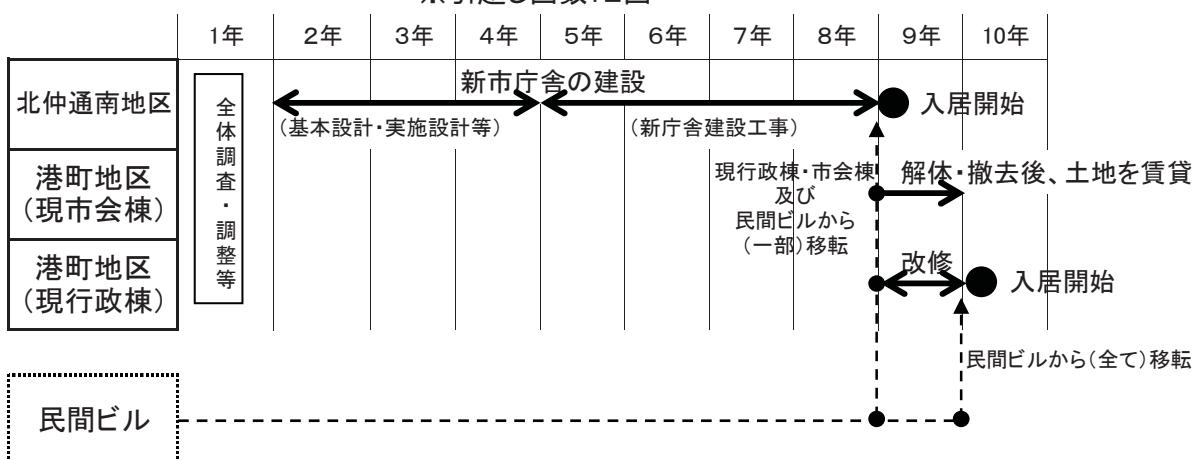
合計 約633億円

《現行政棟（港町地区）》

- ◆ 改修費 : 約30億円 (空調設備・屋上防水・内装・床補強等)

入居開始までのスケジュール

※引越し回数: 2回



収支シミュレーションの条件

北仲通南地区に建設する新市庁舎の整備については、「北仲通南地区での整備案」と同様、市が直接発注するものとします。

《試算条件》

◆ 建設費・設計費等・改修費の調達方法

- ・ 市 債 : 約 390 億円 (北仲通南地区新築:360億円、現行政棟改修:約30億円)
- ・ 一 般 財 源 : 約 243 億円 (北仲通南地区の建物の余剩床部分は起債対象外)

◆ 賃料による収入

- ・ 民間への土地・建物賃貸収入 : 事業年度9年目以降:約19.47億円/年



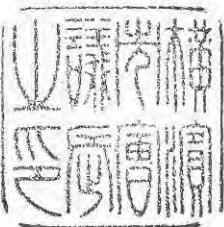
議 総 第 9 0 4 号

平成 24 年 11 月 29 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市会議長 佐 藤

茂



新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方に関する検討結果について（通知）

平成 24 年 6 月 4 日に依頼のありました「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方」について、横浜市会として検討いたしましたので、その検討結果を別紙のとおり通知いたします。検討に当たっては、議長の諮問機関として「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」を設置し、別添の答申を受けたものです。

なお、諸室の具体的な想定面積については、答申中の資料をご覧願います。

別添資料：新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会答申

担当

議会局市会事務部総務課

電話 671-3040

新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方について

1 基本的な考え方

- (1) 円滑かつ適正な議会活動ができる施設とする。
- (2) 市民からわかりやすい議会棟の配置とする。また、市民利用部分について効率的な動線を確保する。
- (3) 議員数は、新たな大都市制度の実現も視野に入れ、現状の議場の議席設置可能数である100人を基本とする。
- (4) 委員会数は、現在の数（常任委員会8、特別委員会7、予算決算特別委員会2、運営委員会1、運営理事会1）の想定とする。
- (5) 十分なセキュリティ対策が行える施設とする。
- (6) 障害者に対して十分配慮した施設とする。
- (7) 海外との交流に対応できる施設とする。
- (8) I C T環境の整った施設とする。
- (9) 環境に配慮した（省エネ）施設とする。
- (10) 施設の効率的利用について考慮した施設とする。

2 形態

二元代表制の観点から行政棟とは分離し独立棟とすることが望ましい。
ただし、配置については効率的・機能的であること。

3 諸室の考え方

(1) 本会議場

議場は、伝統ある横浜市会の雰囲気を大切にし、ゆとりを持ったスペースを確保する。

傍聴席は、一般傍聴席と賓客用の特別傍聴席を設けるとともに、記者席には一般記者席のほかにカメラ席を設ける。

付属施設として、傍聴者ロビー、当局職員控室を設置する。

(2) 委員会室

委員会室は、現状よりゆとりを持ったスペースとし、8常任委員会専用室（特別委員会兼用）のほか、運営委員会室・運営理事会室、全員協議会室、予算決算特別委員会室を設けるとともに、常任委員会室及び運営委員会室には正副委員長打合せ、当局控室等として利用できる副室を併設する。

また、運営理事会室を除く各室には、記者席・一般傍聴席を設置し、セキュリティ確保の観点から議員、当局職員、報道関係者、傍聴者の動線をできる限り分離する。傍聴席の設置に当たっては、傍聴のしやすさ、安全性を考慮の上、設置方法等を多岐にわたって検討する。

(3) 議員控室

議員控室は、現状より面積を拡大し、各会派の所属議員数に応じて割り振られるスペースのなかで各会派の判断で、執務室、団会議室、応接室、打ち合わせスペースなどが設置できるようとする。

また、市民に分かりやすいフロア配置とし、会派の人数変動に応じて柔軟に変更できる構造・設備とする。

(4) 正副議長室

議長応接室・副議長応接室を備えた正副議長室とし、来客の待機室を設置する。

(5) 応接室

共用の応接室を一定数設置するとともに、議会棟受付付近に来客対応用応接室を設置する。

さらに海外からの大人数の賓客などに対応できる応接室を設置する。

(6) 会議室

共用の会議室を一定数設置するとともに、研修会・議連総会など多目的に利用できる会議室を設ける。

さらに、視察受入、賓客受入のためにプレゼンテーション対応が可能な会議室を設置する。

(7) 図書室

十分な蔵書スペース、配架スペースを備えるとともに、閲覧スペース、政務調査用スペースを備えた図書室とし、市民開放を行う。

また、議会局事務室との配置に配慮し、レファレンスサービスが可能な施設とする。

(8) その他

議会活動や市政情報を市民に紹介するPRコーナーや、記念品・資料などを展示するスペースを市民が利用しやすい場所に設置する。

災害対応なども考慮した機能を有する施設を設ける。

議会局事務室を現状より拡充し、事務室と一体で局長室を設置するとともに、請願・陳情・情報公開等の市民対応スペースを確保する。

レストラン・喫茶室については議会棟から利用しやすい位置に配置する。

4 想定規模

他の政令指定都市、神奈川県、東京都等の各議会棟の機能・規模、その他直近の事例を参考に、新たな議会棟として望ましい想定規模は、次のとおりと考えられる。

議会機能部分： 7, 900 m² ~ 9, 000 m²

[専用部分]

議会棟全体面積： 13, 100 m² ~ 15, 000 m²

[共用部分を含む] (議会機能部分と共用部分の比を6:4と想定)

※なお、諸室の具体的な想定面積については、答申中の資料をご覧願います。

別添資料

平成24年11月15日

横浜市会議長

佐 藤 茂 様

新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会

座長 松 本 研

新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方について（答申）

平成24年6月11日に質問を受けました「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方」について、別紙のとおり答申します。

新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方（答申）

1 基本的な考え方

- (1) 円滑かつ適正な議会活動ができる施設とする。
- (2) 市民からわかりやすい議会棟の配置とする。また、市民利用部分について効率的な動線を確保する。
- (3) 議員数は、新たな大都市制度の実現も視野に入れ、現状の議場の議席設置可能数である100人を基本とする。
- (4) 委員会数は、現在の数（常任委員会8、特別委員会7、予算決算特別委員会2、運営委員会1、運営理事会1）の想定とする。
- (5) 十分なセキュリティ対策が行える施設とする。
- (6) 障害者に対して十分配慮した施設とする。
- (7) 海外との交流に対応できる施設とする。
- (8) I C T環境の整った施設とする。
- (9) 環境に配慮した（省エネ）施設とする。
- (10) 施設の効率的利用について考慮した施設とする。

2 形態

二元代表制の観点から行政棟とは分離し独立棟とすることが望ましい。
ただし、配置については効率的・機能的であること。

3 諸室の考え方

(1) 本会議場

議場は、伝統ある横浜市会の雰囲気を大切にし、ゆとりを持ったスペースを確保する。

傍聴席は、一般傍聴席と賓客用の特別傍聴席を設けるとともに、記者席には一般記者席のほかにカメラ席を設ける。

付属施設として、傍聴者ロビー、当局職員控室を設置する。

(2) 委員会室

委員会室は、現状よりゆとりを持ったスペースとし、8常任委員会専用室（特別委員会兼用）のほか、運営委員会室・運営理事会室、全員協議会室、予算決算特別委員会室を設けるとともに、常任委員会室及び運営委員会室には正副委員長打合せ、当局控室等として利用できる副室を併設する。

また、運営理事会室を除く各室には、記者席・一般傍聴席を設置し、セキュリティ確保の観点から議員、当局職員、報道関係者、傍聴者の動線をできる限り分離する。傍聴席の設置に当たっては、傍聴のしやすさ、安全性を考慮の上、設置方法等を多岐にわたって検討する。

(3) 議員控室

議員控室は、現状より面積を拡大し、各会派の所属議員数に応じて割り振られるスペースのなかで各会派の判断で、執務室、団会議室、応接室、打ち合わせスペースなどが設置できるようとする。

また、市民に分かりやすいフロア配置とし、会派の人数変動に応じて柔軟に変更できる構造・設備とする。

(4) 正副議長室

議長応接室・副議長応接室を備えた正副議長室とし、来客の待機室を設置する。

(5) 応接室

共用の応接室を一定数設置するとともに、議会棟受付付近に来客対応用応接室を設置する。

さらに海外からの大人数の賓客などに対応できる応接室を設置する。

(6) 会議室

共用の会議室を一定数設置するとともに、研修会・議連総会など多目的に利用できる会議室を設ける。

さらに、視察受入、賓客受入のためにプレゼンテーション対応が可能な会議室を設置する。

(7) 図書室

十分な蔵書スペース、配架スペースを備えるとともに、閲覧スペース、政務調査用スペースを備えた図書室とし、市民開放を行う。

また、議会局事務室との配置に配慮し、レファレンスサービスが可能な施設とする。

(8) その他

議会活動や市政情報を市民に紹介するPRコーナーや、記念品・資料などを展示するスペースを市民が利用しやすい場所に設置する。

災害対応なども考慮した機能を有する施設を設ける。

議会局事務室を現状より拡充し、事務室と一体で局長室を設置するとともに、請願・陳情・情報公開等の市民対応スペースを確保する。

レストラン・喫茶室については議会棟から利用しやすい位置に配置する。

4 想定規模

他の政令指定都市、神奈川県、東京都等の各議会棟の機能・規模、その他直近の事例を参考に、新たな議会棟として望ましい想定規模は、次のとおりと考えられる。

議会機能部分： 7, 900 m² ~ 9, 000 m²

[専用部分]

議会棟全体面積： 13, 100 m² ~ 15, 000 m²

[共用部分を含む] (議会機能部分と共用部分の比を6:4と想定)

付 属 資 料

- 1 新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会委員名簿
- 2 新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会検討経過
- 3 議会棟の想定面積

1 新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会委員名簿

役職	氏名	会派
座長	松本 研	自由民主党
副座長	小粥 康弘	民主党
副座長	源波 正保	公明党
委員	瀬之間 康浩	自由民主党
委員	関 勝則	自由民主党
委員	石渡 由紀夫	民主党
委員	高橋 正治	公明党
委員	有村 俊彦	みんなの党
委員	豊田 有希	みんなの党

2 新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会検討経過

回数	開催年月日	議題・内容
第1回	平成24年 7月24日	(1) 座長及び副座長の選任について (2) 調査会運営上の確認事項について (3) 今後のスケジュールについて (4) 検討事項について (検討事項の確認) (5) その他
第2回	平成24年 9月 5日	(1) 検討事項について (検討の方向性) (2) その他
(視察)	平成24年 9月24日	東京都議会の視察
第3回	平成24年10月16日	(1) 検討事項について (整備の考え方・想定面積) (2) その他
第4回	平成24年11月 6日	(1) 検討事項について (答申案の検討) (2) その他

3 議会棟の想定面積

	整備の考え方	想定面積 (m ²)
本会議場		945～1,095
議場	最大議席設置数100席	450～600
傍聴席等	一般傍聴席200席～250席、特別傍聴席10席、記者席40席（カメラ席を含む）	300
傍聴者ロビー	50人程度の待機スペース	105
当局職員控室		60
放送室		30
委員会室		2,280～2,650
常任委員会室	8室（一般傍聴席20席、記者席10席）	1,120～1,360
運営委員会室	1室（一般傍聴席20席、記者席10席）	140～170
委員会室副室	9室	360
運営理事会室	1室	60
全員協議会室・予算決算特別委員会室	全員協議会室1室（分割して2室として利用可能な形態）設置又は全員協議会室1室・予算決算特別委員会室1室設置	600～700
議員控室	1人当たり 15～20m ²	1,500～2,000
正副議長室		270
応接室		410
一般応接室	3室	120
迎賓用応接室	1室	230
受付用応接室	3室	60
会議室		750～850
一般会議室	6室	300
多目的ルーム	1室	300～400
視察受入・迎賓用会議室	1室	150
図書室		400
その他		1,324
P R コーナー		180
災害対応のための施設		50
事務室		515
局長室		40
市民対応スペース	請願・陳情・情報公開等対応	35
職員更衣室		30
宿直室・運転手控室		46
書庫・倉庫		400
速記者控室		28
議会機能部分合計(A)		7,900～9,000
議会棟全体(B)	(A) ÷ 0.6	13,100～15,000

(案)

平成 年 月 日

横浜市会議長

佐 藤 茂 様

新市庁舎に関する調査特別委員会

委員長 鈴木太郎

新市庁舎に関する調査特別委員会中間報告書

本委員会の付議事件に関して、次の調査を行ったので、その結果を報告します。

なお、付議事件について引き続き調査を要するものと思われますので、あわせて報告します。

1 付議事件

関内・関外地区の活性化及び議会機能を含む新市庁舎の整備に係る諸問題の調査・検討を行うこと。

2 特別委員会設置の背景

現庁舎は昭和34年に竣工し、50年以上が経過している。

これまで、一部で改修は行っているものの、施設や設備が老朽化しており、また、業務量の増加に伴い執務室が複数の民間ビルに分散し、賃借料等の経費の発生や行政サービスの低下を招いている状況にある。

市政100周年に当たる平成元年には、市庁舎整備基金を設置し、平成3年には、学識経験者、市会議員及び市民各界代表者などで構成される横浜市市庁舎整備審議会に諮問を行った。平成7年の同審議会からの答申では、「現庁舎の狭隘化、老朽化、分散化により、市民サービスに問題が生じ、業務の円滑な遂行や議会活動に支障を来していること、また、これらの問題を解決し、市民サービスを一層向上させるため、新市庁舎を早期に建設する必要がある」という見解が示されたところである。

平成19年12月には、新市庁舎整備構想素案を公表し、議会の議決を経て、平成20年3月には、北仲通南地区に新市庁舎整備にかかわってさまざまに活用できる土地（種地）を取得した。

平成22年12月に策定した中期4か年計画では、平成25年度までに新市庁舎整備基本計画を策定することを目標としたが、東日本大震災の発生により、危機管理の面からも新市庁舎が必要であるという意見を受け、市会においては、同年12月以降の常任委員会において、新市庁舎整備に関する議論を開始したことである。

このような経緯を踏まえ、平成24年3月に、市長から議長あてに「新市庁舎整備基本構想及び基本計画に関する、専門的かつ集中的に審議する特別委員会等の協議の場の設置」について依頼があり、市会において、本特別委員会を設置することとなった。

3 委員会の開催実績

（1）第1回委員会（6月6日開催）

当局から、特別委員会設置の背景、当局側の検討スケジュール及び本委員会への検討依頼事項について説明聴取した後、平成24年度の委員会の活動計画案の内容を確認した。

（2）第2回委員会（7月9日開催）

当局から、新市庁舎整備に関する検討経緯及び基本理念・機能・整備場所・規模に関するこれまでの検討経過について説明聴取した後、議論を行った。

（3）第3回委員会（7月19日開催）

当局から、新市庁舎整備基本構想に係る基本理念、機能及び今後の検討の前提となる想定規模等について説明聴取した後、議論を行った。

（4）第4回委員会（9月20日開催）

当局から、新市庁舎整備場所の比較検討に当たっての共通する考え方及び3案のうち、北仲通南地区での整備案について説明聴取した後、議論を行った。

（5）第5回委員会（11月8日開催）

当局から、市庁舎整備候補地における地震・津波・液状化の影響と対策及び新市庁舎整備場所の3案のうち、港町地区での整備案（2パターン）及び北仲通南地区と港町地区での分庁整備案について説明聴取した後、議論を行った。

（6）第6回委員会（11月22日開催）

当局から、第4回委員会及び第5回委員会で説明を受けた3案の新市庁舎整備場所の比較について説明聴取した後、議論を行った。

（7）第7回委員会（11月30日開催）

当局から、新市庁舎整備基本構想案の案について説明聴取した後、議論を行った。また、新市庁舎の整備場所について当局の総評が示され、これに対して各会派から意見表明があった。

（8）第8回委員会（2月13日開催）

当局から、市民意見募集の実施結果を踏まえた新市庁舎整備基本構想の最終案について説明聴取した後、議論を行った。

（9）第9回委員会（2月22日開催）

4 各委員会の概要及び主な意見・要望等

（1）第1回委員会（平成24年6月6日）

ア 議題

平成24年度の委員会運営方法について

イ 当局説明の概要

（ア）特別委員会の設置を依頼した背景

現庁舎は竣工後50年余りが経過しているが、昭和34年の建設直後から早くも手狭となり、昭和40年代より周辺の複数のビルに市役所機能が分散化し、現在は約20の民間ビル等を賃借している。

平成7年の横浜市市庁舎整備審議会からの答申では、「現庁舎の狭隘化、老朽化、分散化により、市民サービスに問題が生じ、業務の円滑な遂行や議会活動に支障を来していること、また、これらの問題を解決し、市民サービスを一層向上させるため、新市庁舎を早期に建設する必要がある」との見解が示されている。

その後、平成19年に新市庁舎整備構想素案を公表し、平成22年策定の中期4か年計画においては、平成25年度までに新市庁舎整備基本計画を策定することを目標に掲げた。

このような状況を踏まえ、市会においても、新市庁舎整備基本構想及び基本計画に関して、専門的かつ集中的に審議していただくため、市長から議長あてに特別委員会等の協議の場の設置を依頼したところである。

（イ）新市庁舎に関する検討スケジュール案

平成24年度は、新市庁舎整備に係る基本理念、機能、規模、整備場所等について新市庁舎整備基本構想案をまとめ、市民意見募集を経た上で、基本構想を策定する。

平成25年度は、基本構想を踏まえ、新市庁舎整備基本計画を策定する。

なお、議会棟の検討については、別途、市長から議長あてに新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方の検討を依頼している。

(2) 第2回委員会（平成24年7月9日）

ア 議題

新市庁舎整備に関するこれまでの検討経緯について

イ 当局説明の概要

(ア) これまでの経緯

- ・昭和34年9月 現庁舎竣工

現庁舎は建設直後から手狭となり、現在では周辺の約20のビルに市役所機能が分散している。

- ・平成元年4月 横浜市市庁舎整備基金を設置

横浜市市庁舎整備基金条例を施行し、市庁舎整備に必要な経費に充てることを目的とした横浜市市庁舎整備基金が設置された。

- ・平成3年6月 横浜市市庁舎整備審議会に諮問

学識経験者、市会議員、市民各界代表者等で構成される横浜市市庁舎整備審議会に諮問を行った。

- ・平成7年1月 横浜市市庁舎整備審議会から答申

- ・平成19年12月 新市庁舎整備構想素案を公表

- ・平成20年3月 北仲通南地区の土地取得

新市庁舎整備構想素案の考え方に基づき、135億円の市庁舎整備基金を取り崩し、議会の議決を経て、種地として土地を取得。現在の基金残高は約1億2000万円となっている。

(167億8000万円、うち市庁舎整備基金135億円)

- ・平成22年3月 関内・関外地区活性化推進計画を策定

- ・平成22年12月 中期4か年計画を策定

平成25年度までに新市庁舎整備基本計画を策定することを目標に掲げている。

- ・平成23年12月 常任委員会で議論開始

- ・平成24年5月 市会において新市庁舎に関する調査特別委員会を設置

（イ）新市庁舎整備の基本理念・機能の検討経過

①横浜市市庁舎整備審議会答申（平成7年）

基本理念と機能について5つに整理した。

a 市民本位の行政サービスを推進する市庁舎

市民への迅速なサービスや情報の提供、一層の業務の効率化などの機能の充実を図ること、高齢者や障害者など多様な来庁者に対応する設備・施設の面にも十分配慮した計画であること。

b 市民に親しまれる開かれた市庁舎

市民と市政のコミュニケーションの場として充実していくため、広報・広聴機能の充実を図ること、周辺の都市計画を含め、市庁舎と町が一体となって構成されるよう配慮すること。

c 市民の暮らしを守る防災拠点としての市庁舎

建物や設備の高い耐震性と同時に、災害発生時に市全体の被害状況を把握し、救助・復旧などの指揮命令を行う災害対策本部機能の強化を図ること。

d 「国際文化都市よこはま」にふさわしい市庁舎

幅広い分野において、活発な国際交流が展開されると考えられるため、国際交流活動の進展にも配慮し、交流などの機能を備え、横浜らしさを生かすことで市民共有の財産として市民が誇りを持てる市庁舎となること。

e 将來の変化に柔軟に対応できる市庁舎

市民に親しまれ、長く活用し、経済性の高い市庁舎であること、将来的な変化に対応できるオープンフロア方式、ゆとりを持った執務スペースの確保、情報通信の変化や省資源、省エネルギー化に配慮した設備などが必要であること。

②新市庁舎整備構想素案（平成19年）

答申の考え方を踏襲しつつ、新たに地球環境への配慮、財政負担の軽減、庁舎の長寿命化の3つの視点を踏まえ、5つの基本的理念と市庁舎像を整理した。

a 協働の育成／的確な行政サービスを提供し、市民との協働を育む開

かれた市庁舎

ワンストップで便利な窓口、いつでもどこでも必要な情報が得られる機能、市民の交流や活動の場などコミュニケーションの場の充実、障害者や高齢者等に配慮したユニバーサルデザインの徹底。

- b 横浜らしさの創造／横浜の魅力と活力を創造し、新しい「横浜らしさ」を生み出す核（シンボル）となる市庁舎
周辺景観との調和や望ましい都市景観の創造に寄与するデザイン等。
- c 防災拠点／防災拠点としての市庁舎
建物や設備の高い耐震性、セキュリティーの向上等。
- d 環境への配慮／環境に配慮した市庁舎
省資源、省エネルギー、リサイクルの実現、環境負荷の軽減、建物設備のライフサイクルコストを考慮。
- e 将来変化への柔軟な対応／財政負担の軽減や将来の変化への柔軟な対応を図り、長期間有効に使い続けられる市庁舎
IT化なども含めた機能的で生産性、効率性の高い執務環境、行政運営環境の変化やさまざまな制度改革などにも柔軟に対応できる市庁舎。

③関内・関外地区活性化推進計画（平成22年）

新市庁舎整備構想素案で示した5つの基本的理念に基づき、新市庁舎は新しい横浜らしさを生み出す象徴となるよう5つの基本理念とした。

- a 的確な情報や行政サービスを提供し、市民との協働を育む開かれた市庁舎。
- b 市民に永く愛され、誰にもやさしいホスピタリティあふれる明るい市庁舎。
- c あらゆる危機に対処できる危機管理体制の中心的役割を果たす市庁舎。
- d 「環境モデル都市」にふさわしい環境に配慮した市庁舎。
- e 財政負担の軽減や将来変化への柔軟な対応を図り、長期間有効に使い続けられる市庁舎。

（ウ）新市庁舎整備の整備場所の検討経過

①横浜市市庁舎整備審議会答申（平成7年）

新市庁舎の建設候補地の選定条件として、交通の利便性、地区の機能集積、シンボル性・歴史性などの観点を踏まえ、都心部7カ所の候補地から、港町地区、北仲通地区、みなとみらい21高島地区の3カ所が候補地としてふさわしいと評価された。

また、3カ所はいずれも妥当と考えられるので、さらに十分な検討を行い、市長において選定すること、また、建設場所を港町地区以外に選定する場合は、関内周辺地区への影響や都心の機能強化の視点も踏まえ、移転後の利用計画を十分に検討することが必要であるとの見解が示された。

②新市庁舎整備構想素案（平成19年）

3カ所の候補地の周辺状況を踏まえ、新市庁舎整備は周辺のまちづくりと一体的に進めていくこととしている。また、新市庁舎整備にかかわって、さまざまに活用できる土地（種地）が必要であるという考えを打ち出した。

土地取得に当たって比較、検討を行い、港町地区の周辺の再整備については、現庁舎により近い北仲通南地区が優位であるとの考え方から、議会の議決を経て、同地区の土地を平成20年3月に取得した。これにより、新市庁舎整備候補地は港町地区と北仲通南地区の2カ所に絞り込まれた。

（エ）新市庁舎整備の規模の検討経過

①横浜市市庁舎整備審議会答申（平成7年）

行政部門が15万9000平方メートルから17万7000平方メートル程度、市会部門が1万2000平方メートルから1万3000平方メートル程度、全体として17万平方メートルから19万平方メートル程度必要であるとの見解であった。

②新市庁舎整備構想素案（平成19年）

行政運営環境の変化を踏まえ、行政部門を11万平方メートルから14

万平方メートル程度に変更し、全体で12万平方メートルから16万平方メートル程度とすることにした。

ウ 各委員からの意見・要望等

- ・現在、本庁舎には5900人の職員が勤務しており、閑内周辺における市役所が持つ経済波及効果は大変大きいので、新市庁舎整備後の影響についてもしっかりと考えて新市庁舎整備の問題に取り組んでいくべきである。
- ・新市庁舎の整備については、平成元年ごろから議論は始まっているが、非連続的な検討過程である。分散化や賃料の課題は今に始まったことではなく、20年間も放っておかれたことに疑問を感じる。
財政状況は一層厳しく、かつて議論されてきた内容を焼き直し、とまっていた流れを動かそうというのであれば、もう一度改めて振り出しに戻って議論しないと難しいのではないかと考える。
- ・市民サービスのためにフロント業務を閑内に置いて整備することは重要なポイントだと思うが、それ以外のバックヤード部門は、賃料の安い場所に集約すべきではないか。新市庁舎整備は、財政負担が大変大きな事業になるので、業務の見直しや洗い出しをして、効率化を徹底的に進め、事業費圧縮を図るべきである。

(3) 第3回委員会（平成24年7月19日）

ア 議題

新市庁舎整備の基本理念・機能・規模について

イ 当局説明の概要

(ア) 新市庁舎整備の基本理念

平成22年の関内・関外活性化推進計画での5つの基本理念をベースとして、その後の社会経済情勢の変化や東日本大震災の影響・教訓を踏まえ、一部の表現を改めて整理した。

①的確な情報や行政サービスを提供し、豊かな市民力を活かす開かれた市庁舎

市庁舎を訪れる市民にさまざまな市政情報やサービスを提供し、身近に感じていただけるような情報提供・御案内・相談機能の拡充、議会機能の充実、さらには協働できる環境の整備などをキーワードとする。

②市民に永く愛され、国際都市横浜にふさわしい、ホスピタリティあふれる市庁舎

市民が気軽に訪れ、国内外の来賓をお出迎えできるような、ユニバーサルデザインの徹底や迎賓機能の強化、市民が憩えるロビー空間の提供、親しみの持てるデザインなどをキーワードとする。

③様々な危機に対処できる、危機管理の中心的役割を果たす市庁舎

東日本大震災の教訓も踏まえ、災害時の司令塔としての迅速な対応、高度な耐震性能、また、情報保護を徹底するためのセキュリティへの配慮などをキーワードとする。

④環境に最大限配慮した低炭素型の市庁舎

環境に最大限配慮できるよう、エネルギーコストの削減、環境負荷の低減、効率的なビル管理システムの導入などをキーワードとする。

⑤財政負担の軽減や将来の変化への柔軟な対応を図り、長期間有効に使い続けられる市庁舎

財政負担を軽減するとともに、町に活気を生み出すための民間入居スペ

ースの確保、将来の組織変更等に柔軟に対応できる執務スペースの整備、無駄のないシンプルな建物、効率的・計画的な庁舎管理などをキーワードとする。

（イ）新市庁舎が備えるべき機能

これまでの検討や現庁舎の課題と整備の必要性・基本理念を踏まえ、新市庁舎が備えるべき機能を4つに整理した。

①行政機能

民間ビル等に分散している部局を集約すること、執務室・会議室は、効率的な利活用を前提として必要な機能や規模を確保すること、執務室は将来の変化に柔軟に対応できること、セキュリティを強化すること、来賓をお迎えする機能・施設を強化すること。

②議会機能

議会部門のあり方は、新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会により現在検討中だが、効率的な議会活動が行えるよう、議場等を拡充すること、開かれた議会を目指して機能を拡充すること、セキュリティを強化すること。

③市民利用機能

市民が憩えるロビー空間を設置すること、情報センター機能を充実すること、プライバシーに配慮した相談機能を充実すること、市民の方々の参画と協働を促進する機能を整備・拡充すること。

④危機管理機能

高い耐震性や安全性を確保して、災害時の迅速な初動体制を確保すること、災害対策本部の開設・維持に必要なシステムや物資、資機材等を整備・備蓄すること、津波避難ビルとしての機能を確保すること。

（ウ）建物に求められる性能

基本理念や機能から想定される建物の性能を4つに整理した。

①耐震性と安全性の確保

震災時には、災害対策本部として災害対策の指揮及び情報伝達等を担う

必要があることから、高い耐震性と安全性を確保した市庁舎。

②高い経済性の追求

効率的な執務環境にするとともに、スペースを有効に使用し、合理的かつ効率的に建物が管理できる市庁舎。

③環境への配慮

環境未来都市を目指し、地球温暖化対策を主導・促進する立場であることを踏まえ、環境に最大限配慮した市庁舎。

④セキュリティへの配慮

来庁者に開かれた市庁舎とすることを前提として、個人情報保護及び行政文書の管理の徹底や防犯上の観点から、セキュリティに配慮した市庁舎。

(エ) 新市庁舎の想定規模

用途ごとの規模算定の考え方に基づき、行政部門の面積を算出した結果、全体で、9万800平方メートルから10万9500平方メートルの試算となつた。

なお、議会部門の規模については、新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会において別途検討中である。

用途ごとの規模算定の考え方については次のとおり。

①事務室

標準的な事務室の規模については、国の算定基準に基づく試算値や、他都市・民間オフィス事例などを参考に、現状を踏まえ整理・検討を進めること。

②書庫・倉庫

新市庁舎への書庫・倉庫の設置は必要最小限とし、長期保存文書等は賃料の低い民間倉庫などを利用するとともに、文書量の削減を推進することを想定して検討を進める。

③会議室

各局共通の会議室は稼働率が高く、拡充する必要があるが、必要最小限の増床となるよう検討を進める。

④市民利用機能、危機管理機能、その他諸室

現状をベースに、拡充が必要な点を具体的に確認しながら検討を進める。

⑤議会機能

新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会での検討内容をもとに、連携して検討を進める。

⑥共用部分・その他の用途

廊下、トイレ、階段、エレベーター、機械室等の共用部分の面積は、全体面積の40%として検討を進める。

ウ 各委員からの意見・要望等

・財政負担を軽減し、町に活気を生み出すため、民間が入居できるスペースを確保することだが、これを前提条件とするのではなく、まずは市役所が備えるべき機能をしっかりとと考え、必要不可欠なものだけを整備すべきである。オフィスや商業施設をつくることはテナント入居等のリスクも背負うことになるので、そこで何らかの利益を上げようということを冒頭から考えるのは新市庁舎整備にふさわしくないのでないか。

・提示された基本理念は、横浜市の市庁舎に限った話ではなく、一般的な市庁舎に求められる機能や考え方を列挙しているだけであり、市と行政区のあり方の整理がなされていない。

今の法制度の中で、今後、市庁舎と区庁舎をどう位置づけていくのかということについては、議論のスタートの部分であり、明確に提示すべきである。

・北仲通南地区での整備案、港町地区での整備案、北仲通南地区及び港町地区での分庁整備案の3つの案が前提となっているが、この案以外に大幅に事業費を圧縮していく手法を検討すべきである。

・市庁舎機能の分散化により、年間約20億円の賃料を支払っているが、その賃料を圧縮するための努力はしているのか。高い賃料の関内地区に事務所やオフィススペースを構える必要性についても重要な検討ポイントである。

・共用部分の面積は全体の40%で試算されているが、少し広すぎるので

ないか。

- ・ 庁舎問題については、その都度議会に諮り、長い時間をかけて懸命に議論をしてきた経緯がある。その議論は尊重すべきであり、各委員もよく勉強しておく必要がある。
- ・ 執務室は、ファイリングシステムやペーパレス化の検討により、書類の保管場所が縮小でき、1人当たりのスペースもきちんと確保できると考える。
- ・ 神奈川県庁は、新庁舎の建設によって、全てが集約できると言われていたが、その後、新たに分庁舎を建設したり、民間ビルを賃借しなければならない事態となってしまった。身近な事例として、経緯をよく調べておく必要がある。
- ・ 地方自治法では、地方公共団体の事務所の位置の変更には特別多数議決が必要となっているが、鳥取市では10年を費やして丁寧に進めてきた計画が、位置変更の議決が通りそうにもなく、住民投票によって新築・移転にストップがかかり、議論が停止状態となっている。
横浜市もそうならないように、柔軟な対応をしながら検討を進めていくべきである。
- ・ 新市庁舎整備の一番の理念は、市民にとって効果的・効率的な市役所で、最高のサービスを提供することだと思う。財政状況が大変厳しい中で、新市庁舎整備に進めることについて、市民の理解を得られるよう努力すべきである。

(4) 第4回委員会（平成24年9月20日）

ア 議題

新市庁舎整備場所の検討（その1）について

イ 当局説明の概要

（ア） 整備場所比較検討に当たっての共通の考え方

① 敷地・施設計画の検討

- a 本市所有地を敷地と想定して検討する。
- b 敷地条件から建設可能なほぼ最大限の規模の建物を建設する計画とする。
- c 行政部門の施設の内容・規模は面積を10万平方メートルとして検討する。議会部門は、別途検討中であるため、横浜市市庁舎整備審議会答申及び平成19年の新市庁舎整備構想素案の1万2000平方メートルで仮置きして検討する。

② 事業費、事業手法の検討

- a 事業費及び施設規模は、現段階で最大限合理的な推計を行うが、あくまでも概算値である。
- b 建物内に余剰床が発生する場合や市庁舎敷地以外の土地の余裕スペースが発生する場合は、町のにぎわいや活力を創出するとともに、来庁者や来街者の利便性を向上させ、あわせて本市の財政負担を軽減するため、オフィス・商業機能などの民間機能の導入を図る。
- c 建物の建設や維持・管理については、コストの縮減とともに、市内企業の参入機会確保など、地域経済の活性化を図れるような手法を検討する。
- d 地域経済の活性化の観点から効果的な方法を検討する。整備財源については、市債を発行して低い金利負担で市みずから調達する。
- e 市債発行を行う場合でも、財政の持続可能性を維持することが不可欠であるため、仮に市庁舎を整備しない場合には、恒常に支出し続けなければならない費用及び民間への余剰床等の賃借料等を所与

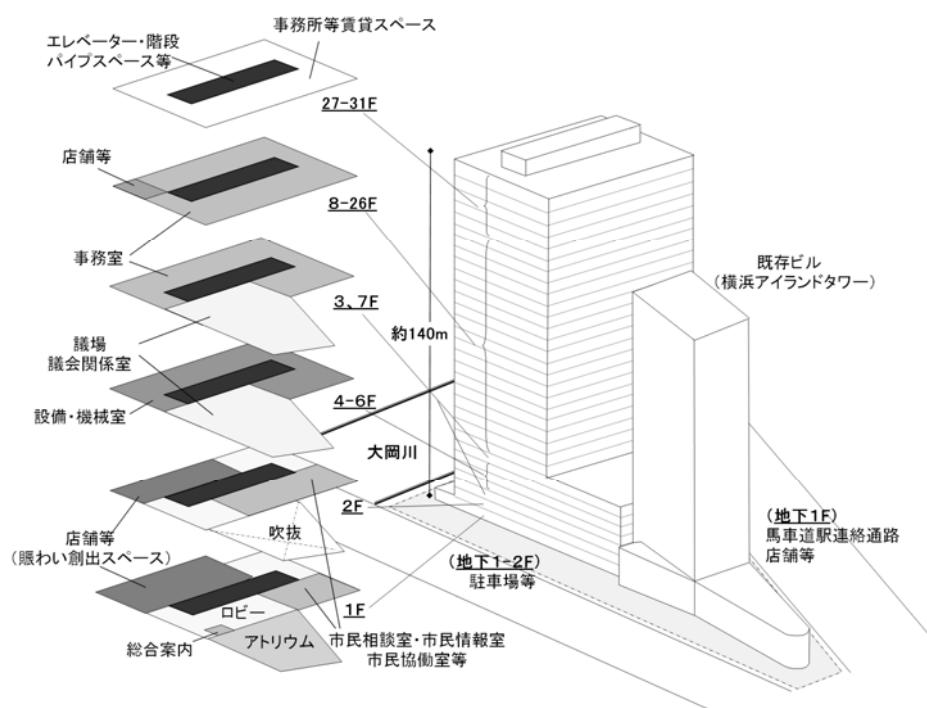
の財源とし、市債の償還費用及び管理・修繕費用を賄うことができるので、それ以外に一般財源を投入する場合はどの程度の規模になるのかという視点で事業収支を試算する。

③新市庁舎を整備しない候補地の検討

- a 各パターンにおいて、新市庁舎を整備しないことになる地区についても、関内・関外・みなとみらい21地区をつなぐ結節点にふさわしい機能の導入を検討する。
- b 新市庁舎整備を契機に、地区周辺の活性化につなげていけるよう、市有地の利用策や周辺民間事業者のまちづくりへの支援策を検討する。

（イ）北仲通南地区での整備案

庁舎整備のイメージ図



①整備概要

- | | |
|------------|-----------------|
| 北仲通南地区 | 新市庁舎を建設（余剰床は賃貸） |
| 港町地区（現行政棟） | 改修して建物を賃貸 |
| 港町地区（現市会棟） | 解体・撤去して土地を賃貸 |

②土地の概要

- | | |
|----------|-----------------------|
| 敷地面積 | 約1万3500平方メートル |
| 容積率の最高限度 | 1080%（約14万5600平方メートル） |
| 高さの最高限度 | 190メートル |

③敷地の特徴

- a　国の合同庁舎など行政、業務機能が集積しており、関内地区とみなとみらい21地区の結節点として重要な地区である。
- b　隣接する北仲通北地区では、民間事業者による業務・商業・住宅等の再開発事業が進められている。
- c　市街地再開発事業地区の第2工区に位置し、第1工区（横浜アイランドタワー）を含め、再開発地区計画で用途や形態の制限が規定されている。
- d　慶長型地震では、1・2メートル程度の浸水の可能性がある。地盤は、支持層の深さは最大で40メートルと想定される。

④新市庁舎のイメージ（施設内容）

- a　超高層ビル1棟（想定高さ140メートル）で、隣接する横浜アイランドタワーとは、1階及び地下で連絡する。
- b　横浜アイランドタワーとの間に吹き抜けの大空間（アトリウム）を設け、市民が憩えるロビー空間とする。
- c　市民相談室、総合案内所等の市民利用機能は1・2階に配置する。
- d　議会機能の配置については、議会の検討結果を反映する。
- e　容積率を最大限使用した規模で建てた場合に発生する余剰床は、民間等の事務所等への賃貸や大都市制度の実現による行政部門の拡大などの将来の変動要因にもフレキシブルに対応できるスペースとして活用する。
- f　みなとみらい線の馬車道駅と直結する地下階や1・2階の大岡川沿

いには、にぎわい創出スペースとして就業者・来庁者・来街者向けの店舗等の民間機能を導入する。

- g 設備・機械室は津波被害を回避するため地上階に設置する。
- h 建物周りは、快適な歩行空間や町のシンボルとなるような四季折々の花を配した開かれた空間とし、駐車場は地下に配置する。

⑤想定面積

建物の容積率最大の14万5000平方メートルに駐車場面積の1万9000平方メートルを加えた16万4000平方メートル

⑥想定建設費等

建設費約574億円、設計費等約29億円、合計約603億円

⑦入居開始までの事業期間

8年

⑧収支シミュレーション

- a 事業に着手してから、新庁舎が整備され移転が完了する年度までの9年間の一般財源負担は合計約208億円となるが、入居の翌年以降、市債償還終了までの間（29年間）、新たな一般財源負担は発生しない。
- b 当初の9年間の一般財源負担額、約208億円分の積み立ての終了は、事業に着手して31年目となる。
- c 市債償還終了以降は、賃貸料収入が継続的に発生し、賃料収入のみで、新庁舎の維持管理・計画修繕費が賄える。

（ウ）港町地区周辺の跡利用

①「横浜都心部グランドデザイン」における関内地区の位置づけ

関内地区は、横浜開港の歴史と横浜都心の核として発展していくために、中心地を支える行政機能、教育・文化・芸術・スポーツ機能、歴史を生かした観光、特色ある専門店の4つの機能を高めていくこととしている。

②港町地区周辺の跡利用などの考え方

港町地区周辺は、新市庁舎整備を契機に、そのリーディングプロジェクトとして、これまでの業務・商業機能に加えて、魅力ある立地特性を生

かした大学（教育施設）、文化・芸術・スポーツなどの新たな機能を導入することにより、関内・関外地区全体の活性化やブランド力の向上につなげていく。

さらに、新市庁舎整備を契機として、

- ・現在市役所が入居している民間ビルの再整備検討の継続的な支援
 - ・教育文化センターや横浜総合高校などの市有地の跡地利用の検討
 - ・くすのき広場の象徴空間としての再整備の検討
 - ・港町地区周辺と北仲通南地区を結ぶネットワーク動線の強化
- の取り組みをあわせて行う。

エ 各委員からの意見・要望等

- ・今回の新市庁舎整備に当たっては、PFI手法を導入しないということになっているが、これまでの区庁舎整備などにおいて市が説明してきたこととそこが生じる可能性があるので、PFI手法を導入しないことの理論をしっかりと構築すべきである。
- ・東日本大震災以降、被害想定が見直され、市庁舎に防災拠点としての機能が求められる中、液状化被害や津波浸水被害が想定されているエリアを新市庁舎の整備場所の候補地とすることに疑問を感じる。今後、市がさまざまな防災対策や津波対策を行っていくと思うが、その整合性についてきちんと検討すべきである。

この件に関しては、防災計画の責任者である危機管理監に防災拠点としての市役所機能について説明を求めたい。

- ・津波浸水被害により、災害時に市庁舎が果たす役割、市役所機能に支障がないのかどうか、整備候補地における津波対策を示すべきである。
- ・市債発行については、起債利率を過去5年間の平均利率、10年債で計算しているが、30年の償還計画の金利は30年ものの金利を当てはめるのが一般的で、利息を安く見せるために中短期の金利で計算しているのではないかと思わざるを得ない。

また、老朽化したビルが周辺のビルと同じ空き室率で埋まるという考え方には見込みが甘すぎるのではないか。

今回の収支シミュレーションを見直すとともに、他の整備案とフェアな比較ができるように精緻なシミュレーションをしていただきたい。リスク管理が甘くて判断を誤る恐れはできる限り排除していくべきである。

- ・新市庁舎整備は莫大な経費が必要な事業であり、市としても相当の覚悟を持って行政改革を進めていかなければならないと思うが、その上で、市職員がどのように考えているのか早急に意見を集約すべきである。
- ・港町地区周辺の跡地に大学や教育施設の機能を導入することは、周辺地域に多大な影響を及ぼし、許認可を必要とする商売の方は続けることができなくなる可能性もあるため、都市計画そのものを見直ししなければ町全体の活性化につながっていかないのではないか。
- ・港町地区周辺の跡地に国連の出先機関や国際機関の本部機能などを誘致すれば、にぎわいが創出されて町が活性化し、横浜市にとっても非常に価値があることだと思うので、具体的な行動を進めてもらいたい。

(5) 第5回委員会（平成24年1月8日）

ア 議題

新市庁舎整備場所の検討（その2）について

イ 当局説明の概要

（ア）市庁舎整備候補地における地震・津波・液状化の影響と対策

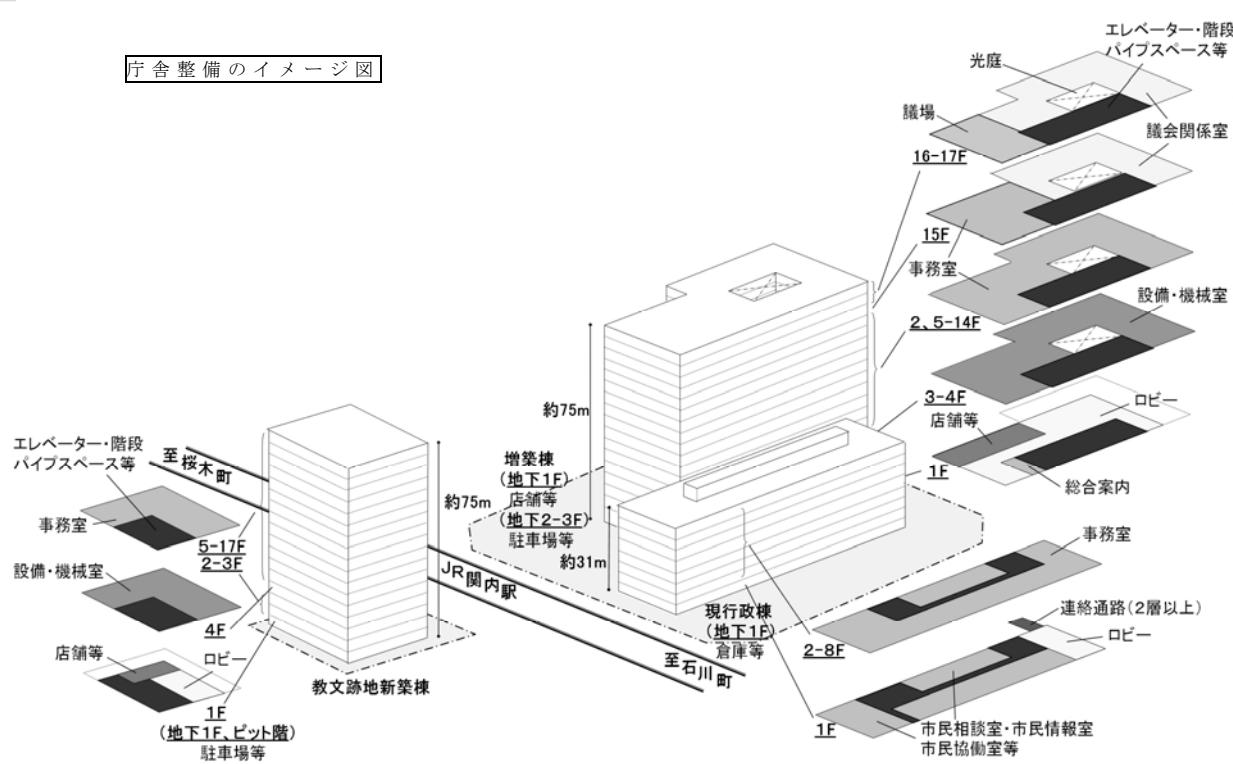
- ・北仲通南地区、港町地区の両候補地では、慶長型地震で津波による浸水が予測されるが、浸水時間は比較的短く、周辺の道路が長期間通行不能となる可能性も低いと考えられる。
- ・両候補地において、地盤沈下や液状化の可能性はあるが、建物については、支持層まで基礎杭を打設することなどにより対応が可能である。また、周辺のライフラインについても対策が進んでおり、被害を受ける場合でも比較的軽微にとどまるものと考えられる。
- ・震災時に災害対策本部として職員が参集し、災害対策の指揮や情報伝達などの機能を滞りなく進める上で、両地区とも大きな支障はないと考えられる。

（イ）北仲通南地区第二種市街地再開発事業における本市の役割

平成20年3月に本市は市街地再開発事業の完成後の建築物の床を取得することを目的として、再開発事業の施行者である都市再生機構（UR）に代わって施設建築物を特定建築者となった。

北仲通南地区の第一工区（横浜アイランドタワー）は既に完了しており、本市は第二工区に北仲通南地区再開発地区計画の内容に沿って建築物を整備しなくてはならない。

(ウ) 港町地区での整備案①



① 整備概要

北仲通南地区

仮庁舎として使用（余剰床は賃貸）

→ 新市庁舎へ移転後は建物全体を賃貸

港町地区（現行政棟）

改修して新市庁舎の一部として利用

港町地区（現市会棟）

解体・撤去して新市庁舎（増築棟）を建設

教育文化センター

新市庁舎（新築棟）を建設

② 土地の概要

a 現庁舎敷地

敷地面積	約1万6500平方メートル
容積率の最高限度	800% (13万1800平方メートル)
高さの最高限度	31メートル (75メートルまで緩和可能)

b 教育文化センター跡地

敷地面積	約2600平方メートル
容積率の最高限度	800% (2万1200平方メートル)

高さの最高限度 31メートル（75メートルまで緩和可能）

③敷地の特徴

(現庁舎敷地)

- a J R 関内駅前にあり、過去の市庁舎の建設場所として市民に親しまれている。
- b 周辺に商業・業務機能が集積しており、関内地区と関外地区との結節点として重要な地区である。
- c 道路を挟んで隣接する横浜公園には横浜スタジアムがある。
- d 敷地の一部（地下）に横浜市営地下鉄が通っている。
- e 慶長型地震では、1.2メートル程度の浸水の可能性がある。地盤は、支持層の深さは最大で45メートルと想定される。

(教育文化センター跡地)

- a 現市庁舎とは、J R 関内駅、山下長津田線、首都高速道路を挟んで位置している。
- b 大通公園が近接している。

④新市庁舎のイメージ（施設内容）

(現行政棟)

- a 現行政棟は改修して、引き続き市庁舎として利用する。
- b 駐車場は既存のものを活用し、敷地内に配置する。

(現市会棟跡地増築棟)

- a 現市会棟は解体・撤去し、高さ75メートル、延べ床面積6万7000平方メートルの新市庁舎増築棟を建設する。
- b 現行政棟とは連絡通路で連絡する。
- c 議会機能の配置については、議会の検討結果を反映する。
- d 設備・機械室は津波被害を回避するため地上階に設置する。
- e 下層階の一部を店舗等の商業機能として賃貸する。
- f 駐車場は地下に配置する。

(教育文化センター跡地新築棟)

- a 現行政棟及び現市会棟跡地に建設する新市庁舎のみでは、必要規模が不足するため、教育文化センター跡に高さ75メートル、延べ床

面積 2 万 2000 平方メートルの新市庁舎新築棟を建設する。

- b 設備・機械室は津波被害を回避するため地上階に設置する。
- c 駐車場は地下に配置する。

⑤仮庁舎（北仲通南地区）のイメージ（施設内容）

- a 建設可能な最大限の規模、約 14 万 5000 平方メートルの建物を建設し、仮庁舎として使用、発生する賃貸可能な余剰床約 6 万 9000 平方メートルを事務所等のオフィス機能や店舗等の商業機能として賃貸する。
- b 新市庁舎へ移転後は建物全体を賃貸する。

⑥想定面積

10 万 9000 平方メートルに駐車場面積の 1 万 1000 平方メートル、店舗（余剰床） 1000 平方メートルを加えた 12 万 1000 平方メートル

⑦想定建設費等

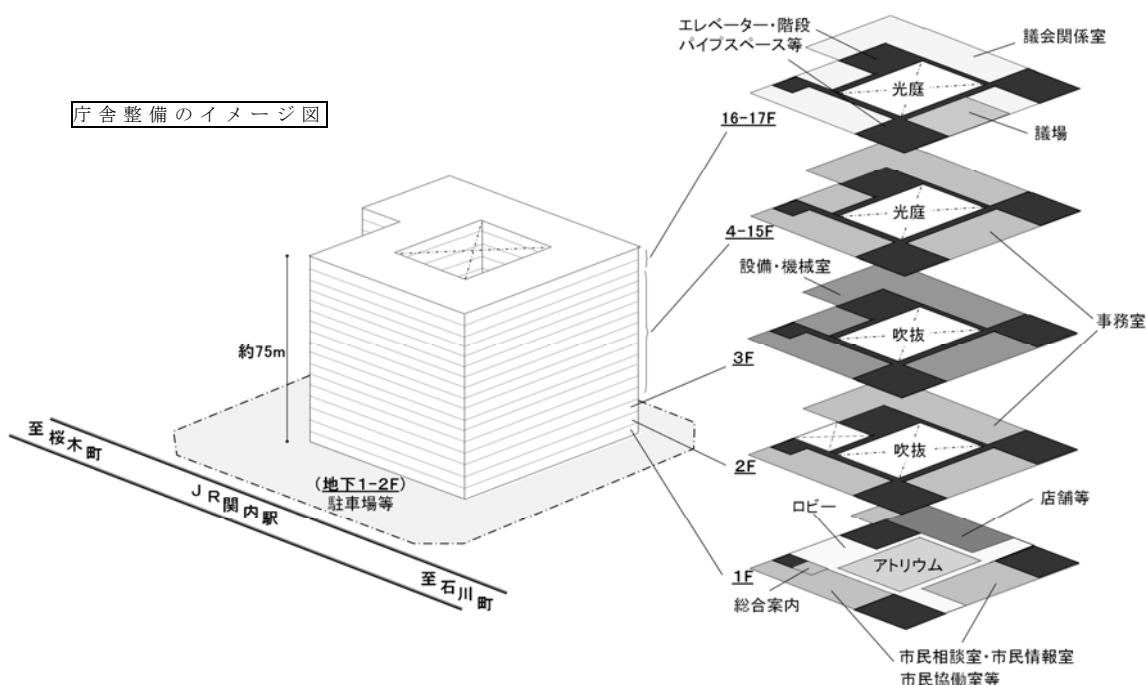
建設費約 350 億円、設計費等約 18 億円、現行政棟の改修費約 30 億円、合計約 398 億円

※北仲通南地区における建物建設に係る事業費約 1100 億円（30 年間）

⑧入居開始までの事業期間

12 年

（エ）港町地区での整備案②



①整備概要

- 北仲通南地区 仮庁舎として使用（余剰床は賃貸）
 　　→新市庁舎へ移転後は建物全体を賃貸
 港町地区（現行政棟）解体・撤去して一体型の新市庁舎を建設
 港町地区（現市会棟）解体・撤去して一体型の新市庁舎を建設

②土地の概要

- 敷地面積 約1万6500平方メートル
 容積率の最高限度 800%（13万1800平方メートル）
 高さの最高限度 31メートル（75メートルまで緩和可能）

③敷地の特徴

- a J R 関内駅前にあり、過去の市庁舎の建設場所として市民に親しまれている。
- b 周辺に商業・業務機能が集積しており、関内地区と関外地区との結節点として重要な地区である。
- c 道路を挟んで隣接する横浜公園には横浜スタジアムがある。
- d 敷地の一部（地下）に横浜市営地下鉄が通っている。
- e 慶長型地震では、1.2メートル程度の浸水の可能性がある。地盤は、支持層の深さは最大で45メートルと想定される。

④新市庁舎のイメージ（施設内容）

- a 現行政棟及び現市会棟は解体・撤去し、その跡地に高さ75メートル、延べ床面積11万3000平方メートルの新市庁舎を建設する。
- b 建物中央部には光庭を設けるとともに、下層階にはアトリウムを設け、市民が憩える空間とする。
- c 総合案内所、市民相談室等の市民利用機能は、1・2階に配置し、設備・機械室も地上階に設置する。
- d 議会機能の配置については、議会の検討結果を反映する。
- e 下層階の一部を店舗等の商業機能として賃貸する。
- g 建物周りは、快適な歩行空間や町のシンボルとなるような四季折々の花を配した開かれた空間とし、駐車場は地下に配置する。

⑤仮庁舎（北仲通南地区）のイメージ（施設内容）

a 建設可能な最大限の規模、約14万5000平方メートルの建物を建設し、仮庁舎として使用、発生する賃貸可能な余剰床約6万9000平方メートルを事務所等のオフィス機能や店舗等の商業機能として賃貸する。

b 新市庁舎へ移転後は建物全体を賃貸する。

⑥想定面積

1 1万2000平方メートルに駐車場面積の1万5000平方メートル、店舗（余剰床）1000平方メートルを加えた12万8000平方メートル

⑦想定建設費等

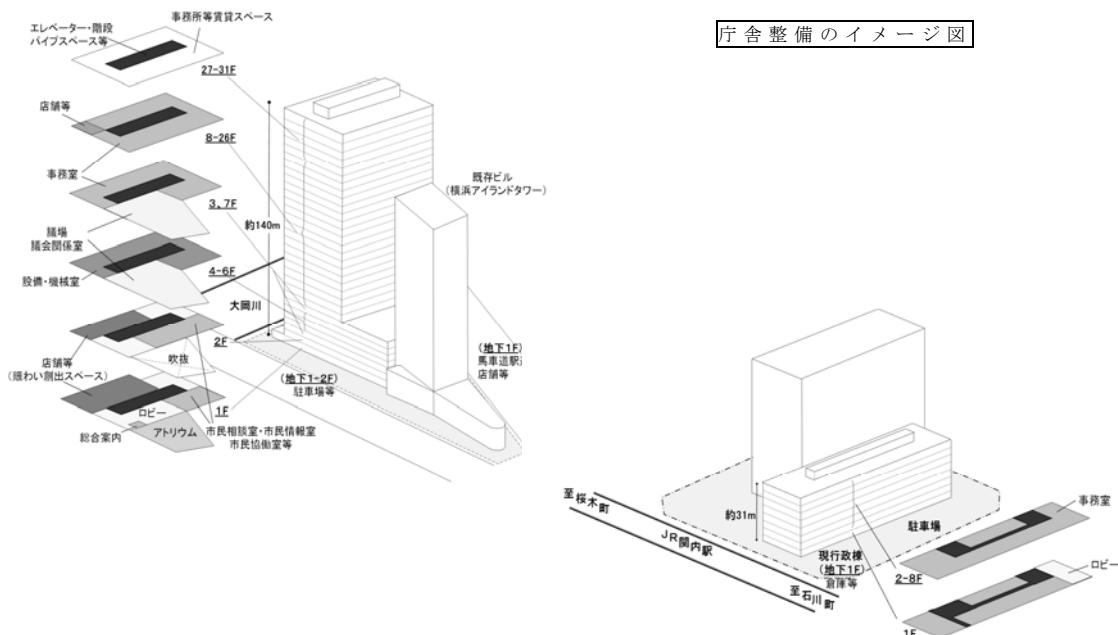
建設費約448億円、設計費等約22億円、合計約470億円

※北仲通南地区における建物建設に係る事業費約1100億円（30年間）

⑧入居開始までの事業期間

13年

（才）北仲通南地区と港町地区での分庁整備案



①整備概要

北仲通南地区	新市庁舎を建設（余剰床は賃貸）
港町地区（現行政棟）	改修して新市庁舎として利用
港町地区（現市会棟）	解体・撤去して土地を賃貸

②土地の概要

(北仲通南地区)

敷地面積	約1万3500平方メートル
容積率の最高限度	1080%（14万5600平方メートル）
高さの最高限度	190メートル

(現庁舎敷地)

敷地面積	約1万6500平方メートル
容積率の最高限度	800%（13万1800平方メートル）
高さの最高限度	31メートル

③敷地の特徴

(北仲通南地区)

- a　国の合同庁舎など、行政、業務機能が集積しており、関内地区とみなとみらい21地区との結節点として重要な地区である。
- b　隣接する北仲通南地区では、民間事業者による業務・商業・住宅などの再開発事業が進んでいる。
- c　市街地再開発事業地区の第2工区に位置し、第1工区（横浜アイランタワー）を含め、再開発地区計画で用途や形態の制限が規定されている。
- d　慶長型地震では、1.2メートル程度の浸水の可能性がある。地盤は、支持層の深さは最大で40メートルと想定される。

(現庁舎敷地)

- a　JR関内駅前にあり、過去の市庁舎の建設場所として市民に親しまれている。
- b　周辺に商業・業務機能が集積しており、関内地区と関外地区との結節点として重要な地区である。
- c　道路を挟んで隣接する横浜公園には横浜スタジアムがある。

新市庁舎に関する調査特別委員会中間報告書（案）

- d 敷地の一部（地下）に横浜市営地下鉄が通っている。
- e 慶長型地震では、1.2メートル程度の浸水の可能性がある。地盤は、支持層の深さは最大で4.5メートルと想定される。

④新市庁舎のイメージ（施設内容）

（北仲通南地区）

- a 北仲通南地区に高さ140メートル、延べ床面積14万5000平方メートルの新市庁舎を建設し、現市庁舎（港町地区）におさまらない規模／機能の集積を図る。
- b 議会機能の配置については、議会の検討結果を反映する。
- c 貸可能な余剰床が発生するため、民間の導入機能として、上層階を事務所等のオフィス機能、下層階を店舗等の商業機能として貸貸する。
- d 設備・機械室は地上階に設置する。
- e 建物周りは、快適な歩行空間や町のシンボルとなるような四季折々の花を配した開かれた空間とし、駐車場は地下に配置する。

（港町地区）

- a 現行政棟は改修して、引き続き市庁舎として利用する。
- b 現市会棟は解体・撤去し、民間等へ土地を貸貸する。
- c 駐車場は既存のものを活用し、敷地内に配置する。

⑤想定面積

（北仲通南地区）

14万5000平方メートルに駐車場面積の1万9000平方メートルを加えた16万4000平方メートル

（港町地区）

2万1000平方メートル

⑥想定建設費等

新庁舎の建設費約574億円、設計費等約29億円、現行政棟の改修費約30億円、合計約633億円

⑦入居開始までの事業期間

9年

(カ) 北仲通南地区建築物の取り扱い等

① 北仲通地区における取り組み

関内・関外地区活性化推進計画の中では、北仲結節点強化を行うため、複合機能の配置、回遊性の強化、都市空間創出として、

- ・業務・商業・文化芸術などさまざまな機能の複合的立地
- ・馬車道駅周辺の歩行者ネットワークの強化
- ・水辺空間の整備・利活用
- ・魅力的な内水面空間の創出

の4つの取り組みを進める。

② 北仲通南地区建築物の取り扱い等について

市庁舎の仮庁舎として使われなくなった後の建物についても、本市が所有して業務施設を中心に町のにぎわいを形成するため、商業施設等を複合的に導入することとする。

また、みなとみらい21地区と隣接した利便性の高い地区であることを生かし、グローバル企業やバイオ、環境・エネルギーなど、本市が戦略的に取り組む分野の本社機能、研究開発機能等の導入を図る。

さらに、教育・文化・芸術関連の施設、特色ある専門店等の導入も行っていく。

なお、新市庁舎の整備に当たっては、現在、市庁舎が入居している民間ビルの再整備検討の継続的な支援を行う。

(キ) 収支シミュレーション

① 北仲通南地区での整備案の見直し

- a 事業に着手してから、新庁舎が整備され移転が完了する年度までの9年間の一般財源負担は合計約251億円となるが、入居の翌年以降、市債償還終了までの間（29年間）、新たな一般財源負担は発生しない。
- b 当初の9年間の一般財源負担額、約251億円分の積み立ての終了は、事業に着手して35年目となる。

② 港町地区での整備案①

- a 事業に着手してから、新庁舎が整備され移転が完了する年度までの13年間の一般財源負担は合計約72億円となるが、入居の翌年以降、市債償還中（29年間）も断続的に一般財源負担（ピーク時では単年度で約19億円、累計では約151億円）が発生する。
- b 当初の13年間の一般財源負担額、約72億円分の積み立ての終了は、事業に着手して45年目となる。
- c 市債償還終了以降は、賃貸料収入が継続的に発生し、賃料収入のみで、新庁舎の維持管理・計画修繕費が貯える。

③港町地区での整備案②

- a 事業に着手してから、新庁舎が整備され移転が完了する年度までの14年間の一般財源負担は合計約136億円となるが、入居の翌年以降、市債償還中（29年間）も断続的に一般財源負担（ピーク時では単年度で約41億円、累計では約278億円）が発生する。
- b 当初の14年間の一般財源負担額、約136億円分の積み立ての終了は、事業に着手して54年目となる。
- c 市債償還終了以降は、賃貸料収入が継続的に発生し、賃料収入のみで、新庁舎の維持管理・計画修繕費が貯える。

④北仲通南地区と港町地区での分庁整備案

- a 事業に着手してから、新庁舎が整備され移転が完了する年度までの10年間の一般財源負担は合計約267億円となるが、入居の翌年以降、市債償還終了までの間（29年間）、新たな一般財源負担は発生しない。
- b 当初の10年間の一般財源負担額、約267億円分の積み立ての終了は、事業に着手して32年目となる。
- c 市債償還終了以降は、賃貸料収入が継続的に発生し、賃料収入のみで、新庁舎の維持管理・計画修繕費が貯える。

エ 各委員からの意見・要望等

- ・北仲通南地区の土地を取得する際に、本市が特定建築者として建築物を建設することが条件であったのであれば、その時点で債務負担行為を設定し

なければならなかったのではないか。

議会の議決を得ず、債務負担行為を伴う契約を締結したのであれば問題がある。

北仲通南地区に140メートルのビルが建つことが前提となると整備場所の議論が制約されてしまう。この契約自体が無効にできるのであれば、もっと自由に議論ができると思う。

- ・ 北仲通南地区の土地を売却したり、完成後のビルを譲渡するというシミュレーションも議論の俎上に乗せていただきたい。
- ・ 分庁整備案では、現市会棟は解体・撤去して、その土地を民間に賃貸するという考えだが、本当にいいところに借りてもらえれば、この地域がいい環境のまま残り、関内・関外地区の活性化につながっていくのではないかと思うので、今後検討していきたい。
- ・ 現在、市庁舎が入居している民間ビルの再整備についての支援の方策について、きちんと検討しておくべきである。

(6) 第6回委員会（平成24年1月22日）

ア 議題

新市庁舎整備場所の検討（その3）について

イ 当局説明の概要

新市庁舎整備場所の3案、4パターンについて、「新市庁舎整備パターンの比較」（35ページ参照）により比較を行い、地区ごとにまとめた。

（ア）北仲通南地区での整備案

- ・一体型の庁舎となる。
- ・入居までの事業期間は、8年となる。
- ・入居の翌年度以降、市債償還終了までの間、新たな一般財源負担は発生しない。
- ・財政健全化の指標となる実質公債費比率への影響は、平均0.3ポイントである。
- ・将来の行政部門の拡大などに活用できる余剰床が確保できる。
- ・港町地区については、これまでの業務・商業機能に加えて、魅力ある立地特性を生かし、大学、文化・芸術・スポーツなどの新たな機能を導入することにより、関内・関外地区全体の活性化やブランド力の向上を図る。

（イ）港町地区での整備案①

- ・庁舎は現庁舎敷地と線路・道路を挟んだ教育文化センター跡地の2棟に分散する。
- ・最終的な入居までの事業期間は、12年となる。
- ・港町地区に新市庁舎を建設する場合、現行政棟や市会棟の仮移転が必要となり、北仲通南地区に特定建築者として建築する建物を仮庁舎として利用するため、2地区において建設投資が必要となる。
- ・入居の翌年度以降、市債償還期間中も断続的に一般財源負担が発生する。

- ・財政健全化の指標となる実質公債費比率への影響は、平均0.7ポイントである。
- ・余剰床がほとんど確保できない。
- ・北仲通南地区の業務ビルについては、みなとみらい21地区と隣接した利便性の高い地区であることを生かし、本市が戦略的に取り組む分野の本社機能、研究開発機能等の導入を図る。

(ウ) 港町地区での整備案②

- ・一体型の庁舎となる。
- ・最終的な入居までの事業期間は、13年となる。
- ・北仲通南地区については、現行政棟や市会棟の仮移転が必要となり、北仲通南地区に特定建築者として建築する建物を仮庁舎として利用するため、2地区において建設投資が必要となる。
- ・入居の翌年度以降、市債償還期間中も断続的に一般財源負担が発生する。
- ・財政健全化の指標となる実質公債費比率への影響は、平均0.7ポイントである。
- ・余剰床がほとんど確保できない。
- ・北仲通南地区の業務ビルについては、みなとみらい21地区と隣接した利便性の高い地区であることを生かし、本市が戦略的に取り組む分野の本社機能、研究開発機能等の導入を図る。

(エ) 北仲通南地区と港町地区での分庁整備案

- ・2地区間は約1キロメートル、徒歩で10分強の距離となるため、現状における本庁舎と周辺民間賃貸ビル以上に離れた分庁となる。
- ・最終的な入居までの事業期間は、9年となる。
- ・入居の翌年度以降、市債償還終了までの間、新たな一般財源負担は発生しない
- ・財政健全化の指標となる実質公債費比率への影響は、平均0.3ポイントである。

- ・北仲通南地区の庁舎において、将来の行政部門の拡大などに活用できる余剰床が確保できる。

ウ 各委員からの意見・要望等

- ・北仲通南地区の土地に土壤汚染等の問題が発生した場合には、都市再生機構との契約の中できちんと対応してほしい。
- ・新市庁舎整備は、現在の横浜市民のみならず、将来の市民にも負担いただく大変大きな事業である。総事業費をいかに圧縮していくのかが大きな論点になると考える。

北仲通南地区に関しては、建設後の巨大なビルを市が保有し続け、土地自体も市が保有し続けなければならないという部分で、抜本的な事業の見直しをすれば、総事業費の圧縮にもつながるので、きちんとシミュレーションをすべきである。

- ・北仲通南地区の民間ビルを市がオーナーとして経営することはリスクが大きい。特定建築者については、契約を解除することも検討すべきである。
- ・港町地区での整備案①では、現市庁舎と教育文化センターの敷地に分散するという表現が使われているが、むしろ現在約20カ所の民間ビル等に分散している市役所機能を2棟のツインタワーに集約できるという考え方なので、フラットな表現に改めるべきである。
- ・港町地区での整備案では、北仲通南地区へ建設する建物を仮庁舎として一時全面的に移転することになっているが、先に建築する教育文化センターや現在賃借している民間ビルなどを活用することも検討すべきである。
- ・都市経営の観点の中で、新市庁舎整備の問題だけを取り上げていくことが正しいのか。今まで横浜の経済を支えてきたのは関内地区であり、関内地区が衰退しては本末転倒である。みなとみらい21地区と関内・関外地区の両地区がともに活性化し、都市として発展していくことが望ましい。一方、関内地区は建物の老朽化が進んでおり、大胆な規制緩和や優遇支援策を講じることも検討していくべきである。

北仲通南地区での影響実験		港町地区での影響実験		北仲通南地区と港町地区での分庁整備案	
新市庁舎を建設(余剰床は賃貸)	現行市庁舎に新市庁舎を建設(現行改築は改修)、現行市庁舎は改築	現行市庁舎に新市庁舎を建設(現行改築は改修)、現行市庁舎は改築	現行市庁舎に新市庁舎を建設(現行改築は改修)	その2 現行市庁舎に新市庁舎を建設(現行改築は改修)	北仲通南地区と港町地区での分庁整備案
改修して建物を賃貸	改修して建物を賃貸	改修して建物を賃貸	改修して建物を賃貸	現行市庁舎に新市庁舎を建設(現行改築は改修)	北仲通南地区と港町地区での分庁整備案
解体・撤去して土地を賃貸	解体・撤去して新市庁舎(増築棟)を建設	解体・撤去して新市庁舎(増築棟)を建設	解体・撤去して新市庁舎(増築棟)を建設	現行市庁舎に新市庁舎を建設(現行改築は改修)	北仲通南地区と港町地区での分庁整備案
教育文化センター	新市庁舎(新築棟)を建設	新市庁舎(新築棟)を建設	新市庁舎(新築棟)を建設	現行市庁舎に新市庁舎を建設(現行改築は改修)	北仲通南地区と港町地区での分庁整備案
市役所機能(執務室)の分散化の解消	1棟に集約できます。	繩路道路を挟んで現行市庁舎地と教育文化センター敷地の2棟に分散します。	1棟に集約できます。	現行市庁舎に新市庁舎を建設(現行改築は改修)	北仲通南地区と港町地区での分庁整備案
最終的な入居開始までの事業期間	8年	12年	13年	9年	北仲通南地区と港町地区での分庁整備案
収支シミュレーション	574億円 603億円 改修費(現行政棟) 北仲通南地区における建物建設にかかる事業費	398億円 - - -	350億円 18億円 30億円 1,100億円(30年間)	448億円 22億円 - 1,100億円(30年間)	574億円 29億円 30億円 -
当初(入居開始まで)的一般財源負担額	251億円	72億円	136億円	267億円	北仲通南地区の庁舎において、余剰床の確保が可能です。
入居翌年～市債償還終了までの 新たな一般財源負担	なし	(ビーカ時: 単年度19億円、累計151億円)	断続的に発生 (ビーカ時: 単年度41億円、累計278億円)	なし	(余剰床にかかる賃貸収入が見込まれます。)
当初負担(入居開始までの) 一般財源相当分の積立終了年度	35年目	45年目	54年目	32年目	(北仲通南地区)
財政健全化(実質公債費比率)に与える影響 (市債及び北仲通南地区民間資金の償還費用)	平均0.3ポイント	平均0.7ポイント	平均0.7ポイント	平均0.3ポイント	北仲通南地区の庁舎において、余剰床の確保が可能です。
大都市制度実現による行政部門の拡大など 将来の変化への柔軟な対応	余剰床の確保が可能です。 (余剰床については、基本的には、民間機能等を導入するることで賃貸収入が見込めます。)	敷地条件から余剰床はほとんど確保できません。	敷地条件から余剰床はほとんど確保できません。	余剰床を用いて、業務機能などの戦略的な機能導入を図ります。	(北仲通南地区)
(港町地区)	これまでの業務・商業機能に加えて、魅力ある立地 みならず、また、大学・文化・芸術・スポーツなどの 機能を活かした、大学・文化・芸術・スポーツなどの 新たな機能を導入することにより、国内外地区 全体の活性化やブランド力の向上を図ります。	これまでの業務・商業機能に加えて、魅力ある立地 みならず、また、大学・文化・芸術・スポーツなどの 機能を活かした、大学・文化・芸術・スポーツなどの 新たな機能を導入することにより、国内外地区 全体の活性化やブランド力の向上を図ります。	これまでの業務・商業機能に加えて、魅力ある立地 みならず、また、大学・文化・芸術・スポーツなどの 機能を活かした、大学・文化・芸術・スポーツなどの 新たな機能を導入することにより、国内外地区 全体の活性化やブランド力の向上を図ります。	(北仲通南地区)	(北仲通南地区)
新市庁舎を整備しない候補地・建物 の跡利用や活用の方針性	新市庁舎を整備しない候補地・建物 の跡利用や活用の方針性	新市庁舎を建設(現行改築は改修)	新市庁舎を建設(現行改築は改修)	新市庁舎を建設(現行改築は改修)	(北仲通南地区)
地震・津波・液状化の影響と対策	元様型関東地震で震度7 ・震長型津波で浸水最大1.2m(浸水時間はやや長い) ・液状化の危険度が高い地域	元様型関東地震で震度7 ・震長型津波で浸水最大1.2m(浸水時間はやや長い) ・液状化の可能性がある地域	元様型関東地震で震度7 ・震長型津波で浸水最大1.2m(浸水時間はやや長い) ・液状化の可能性がある地域	元様型関東地震で震度7 ・震長型津波で浸水最大1.2m(浸水時間はやや長い) ・液状化の危険度が高い地域	地震・津波・液状化の影響と対策

(7) 第7回委員会（平成24年11月30日）

ア 議題

新市庁舎整備基本構想案の検討について

イ 当局説明の概要

(ア) 新市庁舎整備基本構想案の案

6回にわたる本委員会での検討資料を、各委員からの意見を踏まえ、再整理し、1冊に集約した。

(イ) 新市庁舎整備基本構想案の案に盛り込んだ新しい要素

①議会棟部分の面積

新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会での検討結果である、

・議会機能部分（専用部分）の面積

7900平方メートルから9000平方メートル

・議会棟全体面積（共用部分を含む）

1万3100平方メートルから1万5000平方メートル

を反映させた。

②消防局の扱い

災害時の危機管理対策の統括機能である災害対策本部危機管理センターが新市庁舎内に整備されること、また大規模災害発生時のリスクを分散させる観点から、消防局については新市庁舎に集約しないことを記載した。

(ウ) 横浜市としての整備場所の考え方（総評）

これまでの本委員会での議論、横浜市としての整備の4パターンの比較、検討を踏まえた「横浜市としての現段階での整備に関する考え方」は次のとおりである。

現庁舎の最大の課題である市役所機能（執務室）の分散化の解消、さらに、事業期間や収支シミュレーションの結果などを、総合的に考慮すると、

北仲通南地区での整備案が最適な案と考える。

その場合、港町地区周辺については、新市庁舎整備を契機に、魅力ある立地特性を生かして、これまでの業務・商業機能に加えて、大学、文化・芸術・スポーツなど新たな機能を導入し、関内・関外地区全体の活性化を図る。

さらに、民間ビルの再整備支援や周辺市有地の跡地利用の検討などにもあわせて取り組む。

ウ 各委員からの意見・要望等

- ・市として一本に絞った考え方方が示されたが、極めて拙速であり、強引な論理展開で結論を持っていったという印象がある。

総評の中で、現庁舎の最大の課題である市役所機能の分散化を解消するという表現があるが、そうであるならば初めから分散化を残す整備案は検討する必要がなかったのではないか。

新市庁舎整備基本構想の策定に向けて前進はしていると思うが、非常に慎重に進めていかなくてはならない案件であり、現時点で、市民や地域の方々に対して十分な説明と理解が得られているとは思えない。

- ・新市庁舎の整備場所だけを切り出して先に決めて、後から関内・関外地区の活性化を検討するのは進め方として疑問である。
- ・現在のシミュレーションは楽観的なシミュレーションに基づいたものであり、これだけ厳しい財政状況下で新たに巨額の市民負担が発生するのだから、課題解決を前提としながらも、ありとあらゆる手を尽くしてさまざまなプランを検討していくべきである。市民に対して、あたかも北仲通南地区に整備方針が決定しているという誤解を与えるような進め方をすべきではない。
- ・新市庁舎を建設しなかった場合の民間ビルへの賃借料の負担や防災の観点からしても、いつまでもこの結論を先延ばしするのではなく、北仲通南地区での整備案について市民意見を聞いた上で基本構想を策定していくという形がよいのではないかと思う。
- ・ある程度、整備案も絞られてきており、そろそろ結論を出していく時期で

はないかと思う。防災、分散化、コストの問題をトータルで考えると北仲通南地区の整備案が一番妥当な案だと考へるので、市民意見募集を進めていただきたい。

- ・新市庁舎の整備に関しては30年以上前から議論してきているが、これまでまとめることができなかつたのは、関内・関外地区活性化とセットでシミュレーションできなかつたからであると思う。関内・関外地区の活性化は、新市庁舎の整備以上に重要なことだと認識しているが、まず、新市庁舎の整備場所の選定し、その後、関内・関外地区、みなとみらい21地区、横浜駅周辺の活性化について集中的に議論していくという進め方をしなければ、具体的に前進していかないのではないか。

これまで本委員会において、4パターンの整備案について検証してきたが、北仲通南地区の整備案が一番適切ではないかと思う。

- ・新市庁舎整備は総事業費1400億円という大変大規模な事業であり、慎重に議論を進めるとともに、しっかりと民意を問わなければならない。
これから市民意見募集を実施することであるが、現在の横浜市の財政状況等、市民に対して正しい情報を提供した上で判断いただくことが重要である。

また、市民意見募集だけでなく、市が直接タウンミーティング等の場に出向いて市民の意見を伺い、基本構想案に取り入れていくことも必要である。

- ・新市庁舎は、今まで多くの方が議論されてきているように元気が出て、夢のある市庁舎でなくてはならないと思う。

基本理念では、環境に最大限配慮した低炭素型の市庁舎とうたわれているが、国の建築物は、高層の建物でもエントランス部分などに木材や間伐材を利用している例もある。木は人の心に潤いを与える効果があり、新市庁舎にも木材や間伐材をふんだんに利用してもらいたい。

エ 市民意見募集に向けた本委員会としての検討結果

市当局から「総合的に考慮すると、北仲通南地区での整備案が最適な案である」という総評が示され、これに対して本委員会では、大勢意見として「北仲通南地区での整備を前提として市民意見募集を進めていくべきである」、

少数意見として「さまざまな観点からより慎重に議論を進めるべきであり、新市庁舎の整備の進め方に疑問を感じる」との意見が表明された。

(8) 第8回委員会（平成25年2月13日）

ア 議題

新市庁舎整備基本構想案の検討について

イ 当局説明の概要

(ア) 新市庁舎整備基本構想案に対する市民意見募集の実施結果について

①意見募集期間

平成24年12月27日（木）から平成25年1月28日（月）まで

②実施結果

- ・意見提出者数 294名
- ・意見数 472件

(イ) 新市庁舎整備基本構想案への市民意見反映の基本的な考え方

①基本構想案に反映する意見

a 今後の進め方と検討に当たって考慮すべき事項に関する意見

(a) 具体的な跡地利用に関する意見

【当該意見に対する本市の考え方】

- ・新市庁舎整備を契機とした閑内・閑外地区の活性化に向けて、港町地区周辺再整備を具体的に検討した上で、「都心臨海部再生マスタープラン（仮称）」に反映していく。
- ・閑内・閑外地区の関係者や市民等の意見を聞きながら検討していく。

(b) 新市庁舎の規模（余剰床を含む）の適正化に関する意見

【当該意見に対する本市の考え方】

- ・北仲通南地区再開発地区計画で定められた方針に沿って、余剰床を含む新市庁舎の高さや延床面積の具体的な検討を進める必要がある。
- ・行政機能については、効率的な執行体制、事務・事業の見直し、国や県からの権限移譲なども考慮しながら、必要な建物規模を精

査していく。

- ・余剰床の規模については、賃貸料収入を精査するとともに、将来の行政需要に対応した柔軟性や町のにぎわいづくり、周辺の関係事業者への影響等を総合的に考慮しながら検討していく。

(c) 建設コスト等の削減に関する意見

【当該意見に対する本市の考え方】

- ・さまざまな工夫により建設コストをできる限り縮減するとともに、市内企業の参入機会の確保など地域経済の活性化が図れるよう具体的な事業手法について検討していく。

(d) 現庁舎の扱いに関する意見

【当該意見に対する本市の考え方】

- ・関内・関外地区の活性化に向けたまちづくりの検討の中で、現庁舎の具体的な扱いについても検討していく。

(e) 新市庁舎整備を契機とした北仲通地区における取り組みに関する意見

【当該意見に対する本市の考え方】

- ・関内・関外地区の関係者や市民等の意見を聞きながら、建物の配置や桜木町駅からのアプローチなどの検討を進める。

b 基本構想案中の記載内容の修正に係る意見

意見の趣旨を踏まえて、基本構想案中の記載内容を修正できるものを反映する。

②基本構想案に反映しない意見

a 新市庁舎整備に反対・否定的な意見

【当該意見に対する本市の基本的な考え方】

- ・平成7年の「横浜市市庁舎整備審議会」答申以降、行政・市会の双方において、新市庁舎を整備するという前提は変わっておらず、平成24年度の新市庁舎に関する調査特別委員会及び政策・総務・財政委員会においても「北仲通南地区での整備案が最適な案」とする意見が大勢となっている。こうした経緯を尊重して、新市庁舎整備を根本から見直すような意見を反映することはできない。

（a）新たな財政・事業費負担に関する意見

【当該意見に対する本市の考え方】

- ・新市庁舎を整備せず、民間ビルを借り続けた場合の支出の範囲内で市債の償還費用や建物の修繕費用を賄うことができる。また、中長期的には収支がよくなる。

（b）現庁舎の耐震補強工事を実施した上での整備はおかしいとする趣旨の意見

【当該意見に対する本市の考え方】

- ・関内に勤務する約5900人のうち約4300人が勤務する民間ビル等の一部では、震災により業務が滞ったものがあったため、市民の安全を守る防災拠点として、業務の継続性の面からも新市庁舎を整備する必要がある。
- ・現庁舎の取り扱いについては、関内・関外地区の活性化に向けたまちづくりの検討の中で、具体的に検討していく。

b 整備候補地の再考に関する意見

【当該意見に対する本市の考え方】

- ・平成7年の「横浜市市庁舎整備審議会」答申以降、平成19年の「構想素案」の公表等を経て、行政・市会において整備候補地を絞り込んできた経緯を尊重していく。
- ・地震・津波・液状化の影響について再検討した結果、北仲通南地区も港町地区も十分対策が可能で、震災時における災害対策本部との機能を果たす上で、大きな支障はない。

c 北仲通南地区の土地の売却（契約解除）等に関する意見

【当該意見に対する本市の考え方】

- ・北仲通南地区の土地は、議会の議決を経て、新市庁舎整備にかかわって、さまざまに活用できる土地（種地）として、市街地再開発事業の特定建築者となり取得した経緯に加え、これまでの検討の経緯を十分に踏まえ、総合的に考慮した結果、北仲通南地区での整備案が最適な案と考えているため、売却（契約解除）する考えはない。

- d 意見の趣旨が既に基本構想案に反映されている意見
- e 基本構想案への反映までには及ばないが、意見として今後の参考にする意見
- f 基本構想案の内容との関係が見られない意見

（ウ）新市庁舎整備基本構想案の修正点について

①新市庁舎整備場所の明確化

現庁舎の課題である市役所機能（執務室）の分散化の解消、事業期間、収支シミュレーションの結果などを、総合的に考慮すると、北仲通南地区での整備案が最適な案と考えられるので、今後、北仲通南地区を整備予定地と位置づけ、検討を進める。

②今後の進め方と考慮事項の追記

市民意見募集で集まった意見の趣旨を踏まえ、今後の進め方と考慮すべき事項を新市庁舎整備基本構想案へ新たに加える。

a 今後の進め方

新市庁舎整備基本構想を踏まえて、コストの縮減や地域経済の活性化につながる事業手法、来庁者の利便性や業務の効率性に配慮したフロア計画などの検討、及び事業費や事業期間の精査などを行い、新市庁舎整備基本計画を策定する。あわせて、新市庁舎整備を契機とした関内・関外地区活性化を実現するための具体的なまちづくりの検討を進める。

b 検討に当たって考慮すべき事項

- ・港町地区周辺再整備計画
- ・適正な建物規模
- ・北仲通地区のまちづくりと連動した市庁舎整備計画
- ・事業費及び財政負担の削減

ウ 各委員からの意見・要望等

- ・今回の市民意見募集に際しては、新市庁舎整備に賛成か反対かの質問項目を設けるべきであった。新市庁舎整備に反対と思われる意見が、「反対」にカウントされていないのではないかと思われる節がある。
- ・新市庁舎整備については、市民の理解を得るプロセスが重要だが、今回

新市庁舎に関する調査特別委員会中間報告書（案）

の市民意見募集では市民の理解が得られていない。多大な財政負担を求めることになる市民の意見をしっかりと聞く必要がある。

- ・事業費及び財政負担の削減と明記しているので、しっかり見直してほしい。
- ・新市庁舎整備については、財政的な問題もあるので引き続き柔軟に議論を行っていくべきである。

5 新市庁舎整備に係る本委員会の考え方

本委員会は、これまで9回にわたって委員会を開催し、新市庁舎に関する調査・検討を進め、特に今年度は、付議事件のうち、当局が策定する新市庁舎整備基本構想案について、さまざまな観点から議論を重ね、活発な意見交換を行った。

基本構想案の要となる新市庁舎の整備場所の検討では、3つの整備パターンについて、施設内容、事業費・期間、跡利用を含めて詳細な比較・検討を行った結果、本委員会の結論としては、「北仲通南地区での整備案が最適な案である」との意見が大勢を占め、また、「事業費の圧縮や港町地区の跡利用等の多くの課題が山積しており、より慎重に検討を進めるべきである」との少数意見があった。

また、当局が実施した市民意見募集においても、「北仲通南地区での整備案に賛同・肯定的な意見」を多数いただいたところであるが、その一方、新市庁舎整備に反対・否定的な意見も提出されていることから、当局においては、市民から寄せられた貴重な意見や議会の意見を真摯に受けとめ、今後の新市庁舎整備を進めるに当たっては、具体的な事業手法や検討状況を明らかにし、市民の理解を得ながら丁寧に進めていく必要がある。

また、北仲通南地区への移転後の港町地区の跡利用については、市民からの懸念の声も多く、関内・関外地区の活性化に向けた施策について、周辺の関係事業者と密に協議を行った上で、新たに策定される予定の「都心臨海部マスタープラン（仮称）」において、その内容を具体化させていくことが必須である。

最後に、現下の厳しい財政状況のもと、新市庁舎整備にかかわって市民に莫大な財政負担を求める以上は、行政の責務として、建設コストをできる限り縮減するよう努力するとともに、より一層の行政改革を推進し、事務事業の見直しを徹底して行っていく必要があると考える。

今後、基本構想を策定・公表し、次の段階である新市庁舎整備基本計画の策定に向けた検討を進めることになるが、当局におかれでは、これまで以上に市民や議会に対して、広く積極的に情報を公開して意見を聞き、新市庁舎整備の必要性を全市民が共有できるよう、一層の取り組みを期待する。

新市庁舎に関する調査特別委員会中間報告書（案）

○ 新市庁舎に関する調査特別委員会名簿

委 員 長 鈴 木 太 郎 (自由民主党)
副 委 員 長 菅 野 義 矩 (民主党)
同 斎 藤 真 二 (公明党)
委 員 伊 波 洋 之 助 (自由民主党)
同 梶 村 充 (自由民主党)
同 渋 谷 健 (自由民主党)
同 古 川 直 季 (自由民主党)
同 石 渡 由 紀 夫 (民主党)
同 森 敏 明 (民主党)
同 加 藤 広 人 (公明党)
同 大 岩 真 善 和 (みんなの党)
同 豊 田 有 希 (みんなの党)